

# 審議経過報告関連データ

# 目次

## 1. 産業・職業を取り巻く状況と人材需要等

・日本の将来推計人口の推移	4
・労働生産性の国際比較	5
・民間企業における教育訓練費の推移	6
・東京圏の年齢層別転出入超過数の推移	7
・中小企業従事者等が占める割合	8
・産業別就業者数及び構成割合の推移	9
・職業別就業者数及び構成割合の推移	10
・名目GDPに占める産業別割合、職業別就業者構成割合の推移	11
・職業別人数における2010年実績と2030年推計値の比較	12
・2010年から2030年における産業別・職種別増加数の推計値	13
・成長分野における人材需要等に関する提言等	14
・我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究	16
・職業人等に求める基礎的・汎用的能力と「学士力」について	22
・専門学校教育の評価に関する現状調査	26

## 2. 学校教育から職業社会への移行に関する現状

・18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	29
・大学の学生数と設置者別学校数	30
・新規学卒者の進路別就職率等について	31
・各高等教育機関における卒業者の就職等の状況(一部推計)	32
・若年無業者・フリーターの数の推移	33
・新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移	34

## 3. 各高等教育機関における社会人の受入れと実践的職業教育への取組

・高等教育機関への神学における25歳以上の入学者の割合	36
・社会人の在学生数の推移(私立専修学校)	37
・社会人の学修に対する課題	38
・大学生のインターンシップ参加状況について	39
・「職業実践力育成プログラム」認定制度について	40
・「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について	41
・専門学校と業界との連携の視点	42

## 4. 各高等教育機関における教員・教育課程等の現状

・各高等教育機関におけるカリキュラムの実態	44
・各高等教育機関における本務教員の学歴構成	45
・新規採用された大学等教員のうち、民間企業等の職を前職とする者の割合(学歴別)	46
・大学・短期大学の教授、准教授、助教及び講師の資格	48
・諸外国の高等教育機関における教員資格について	49
・各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合	50
・主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等	53

## 5. 我が国の学校教育制度と各高等教育機関の設置基準

・各高等教育機関の法律上の位置付け	61
・現在の日本の学校系統	62
・大正8年の学校系統	63
・各学校種における設置基準等の比較	64
・大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較	70
・大学設置基準上のキャンパスの考え方	73
・大学・短期大学・専門学校に必要な施設・設備	74
・大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較	75
・学修成果の積上げに関連する現行制度	78

## 6. 大学等の質保証の仕組み

・我が国の大学の質保証のイメージ図	80
・大学における情報公開	81
・大学ポートレートについて	82
・大学の認証評価について	83
・機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目	85

## 7. 諸外国の教育制度

- ・諸外国において学位授与を行う高等教育機関 .....87
- ・諸外国の学校系統図 .....88
- ・国際教育標準分類における高等教育プログラムの分類 .....91

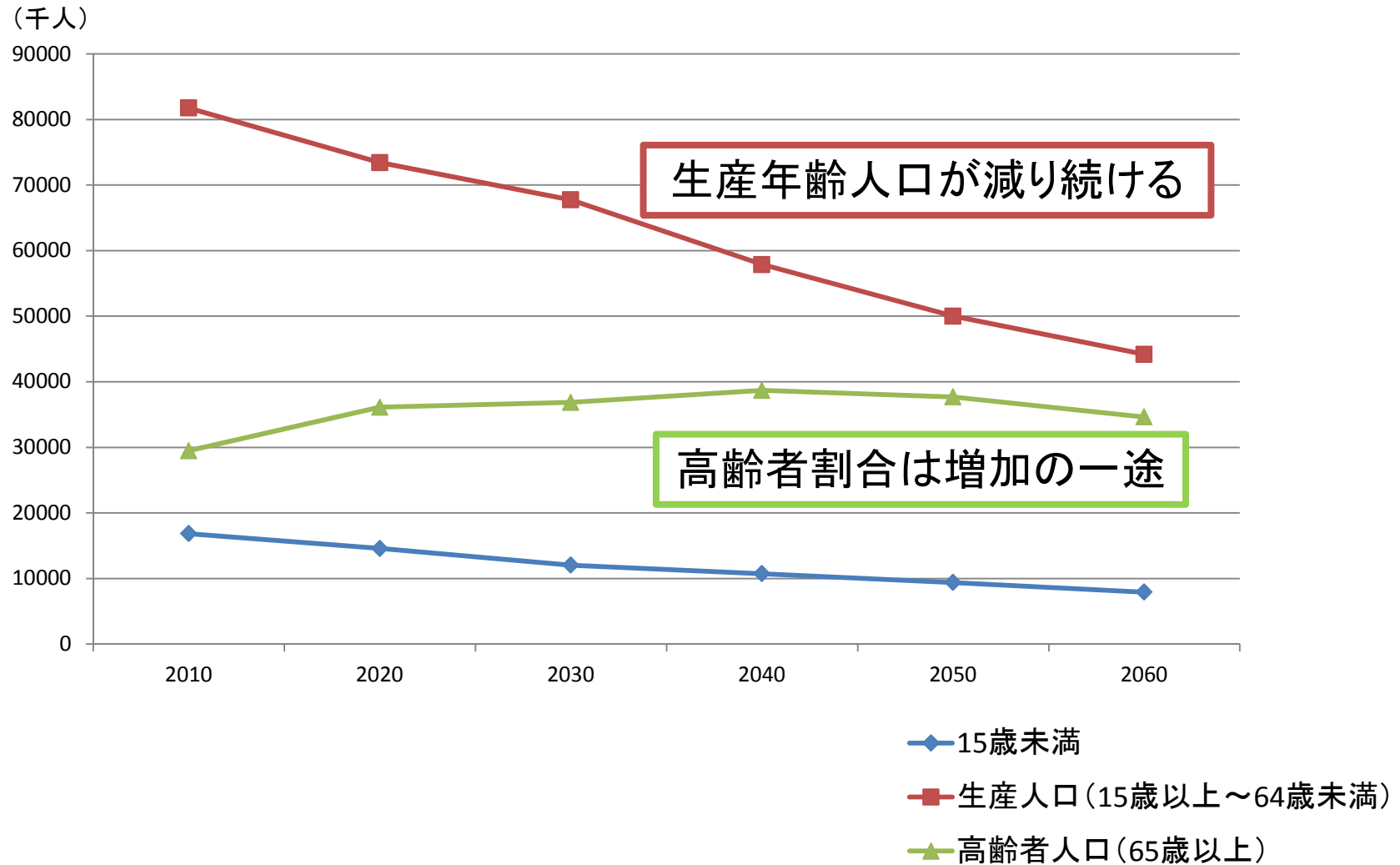
## 8. 中央教育審議会におけるこれまでの議論

- ・我が国の高等教育の将来像(平成17年中教審答申).....93
- ・今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について  
(平成23年中教審答申) .....94
- ・学士課程教育の構築に向けて(平成20年中教審答申).....99
- ・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、  
主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年中教審答申)..... 100
- ・新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、  
大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や  
目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(平成26年中教審答申) ... 101

# 1. 産業・職業を取り巻く状況と 人材需要等

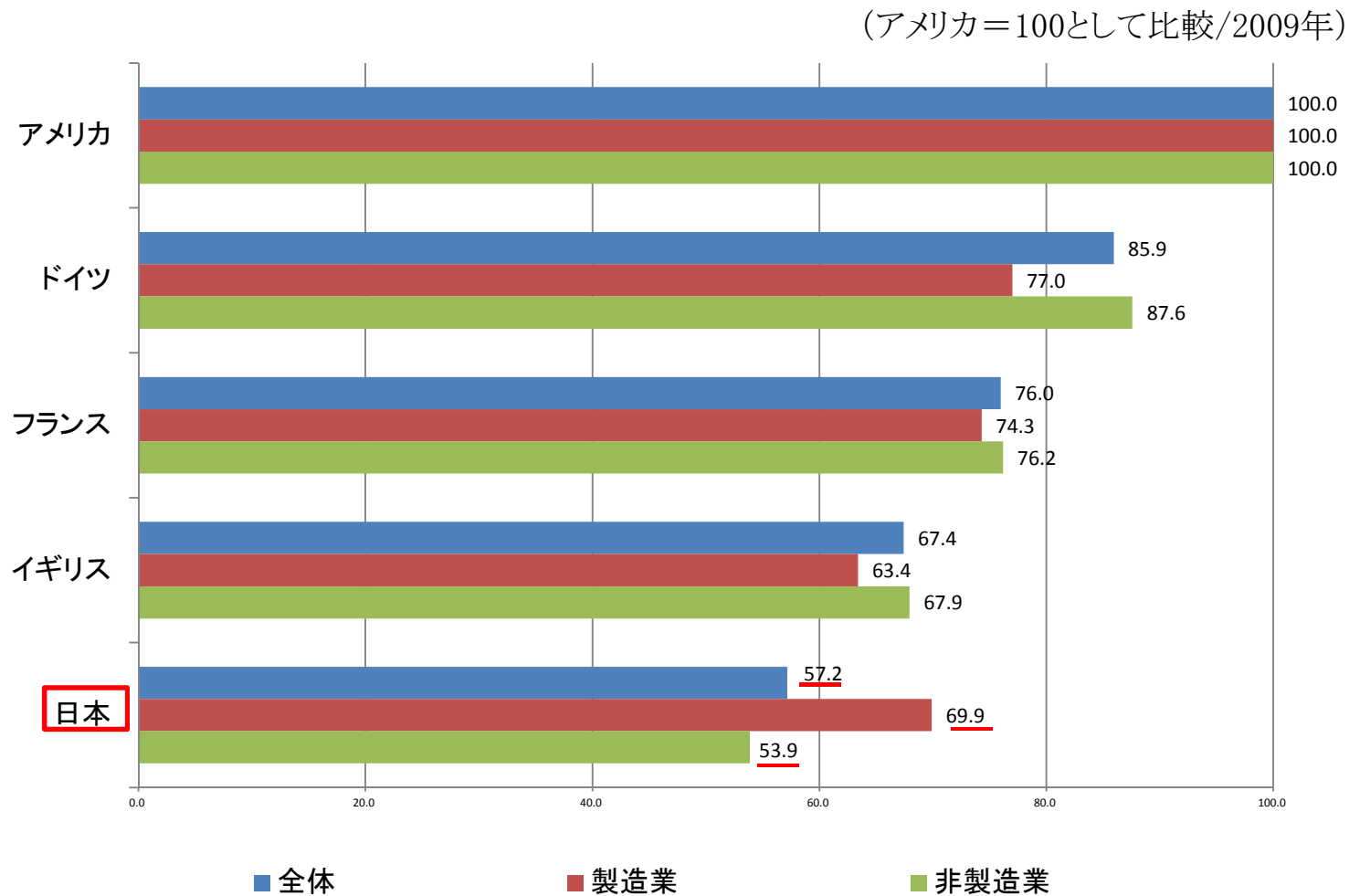
# 日本の将来推計人口の推移

少子化の急激な進行により、生産年齢人口が大きく減少。



# 労働生産性の国際比較

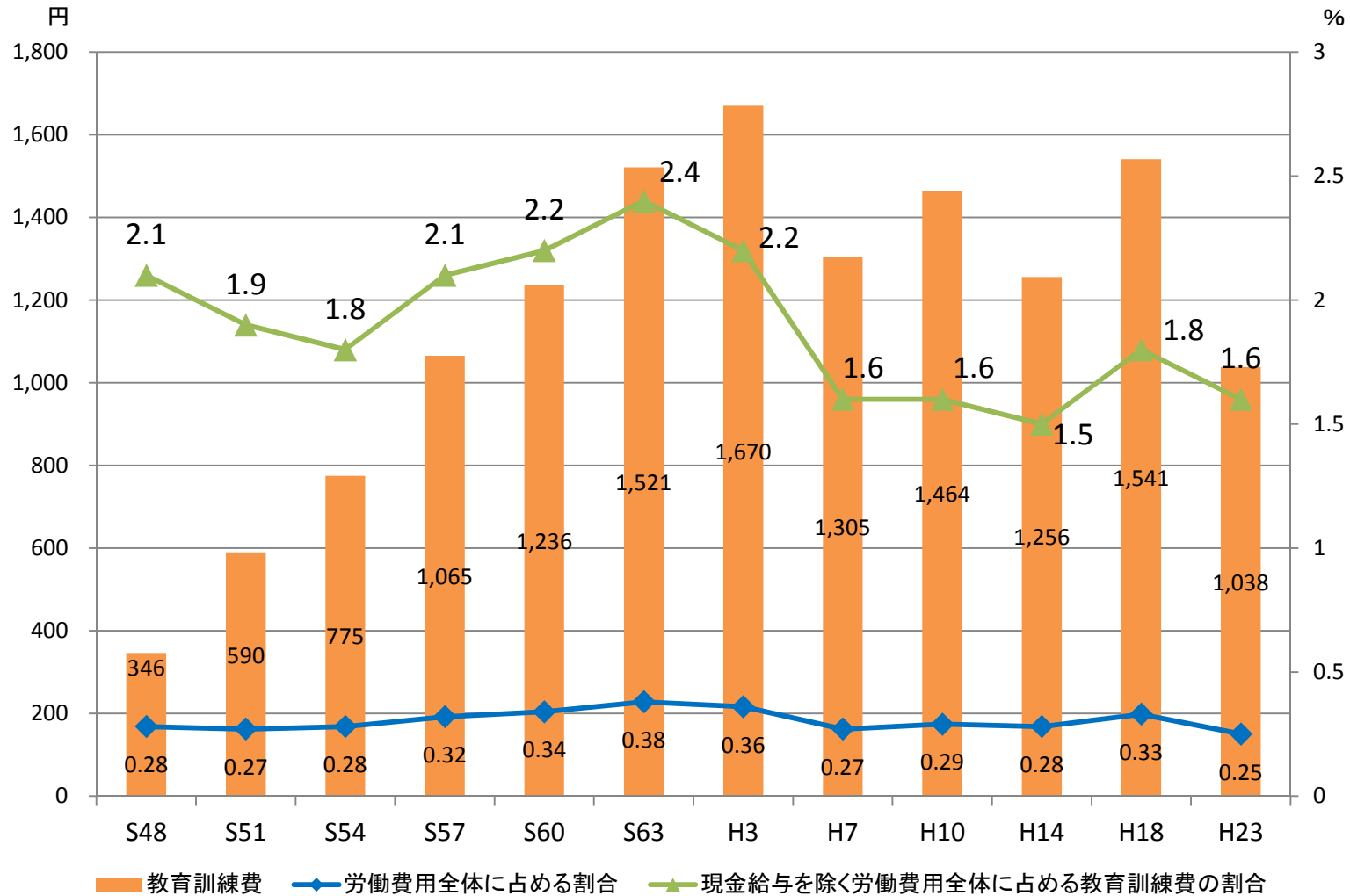
○ 労働生産性水準の対米比(米国=100)を見ると、我が国は2009年で米国の57.2%(製造業で69.9%、非製造業では53.9%)の水準と、欧州各国よりも低い水準となっている。



(出典) 通商白書2013年版

# 民間企業における教育訓練費の推移

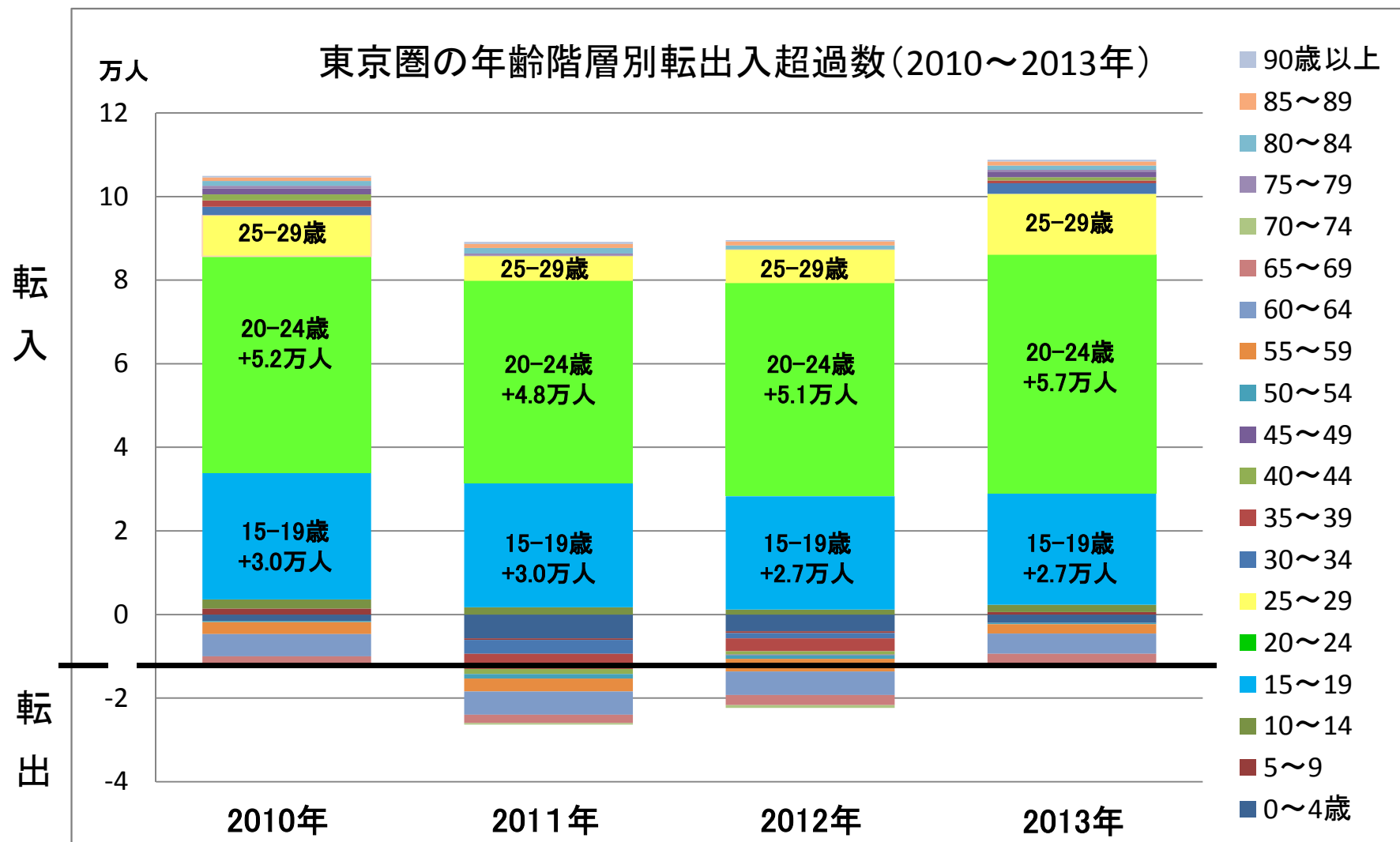
民間企業における教育訓練費は、低下・横ばい傾向



出典：労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」（抽出調査）  
 ・ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。  
 ・現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

# 東京圏の年齢階層別転出入超過数の推移

○ 東京圏への転入超過数の大半は20-24歳、15-19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。



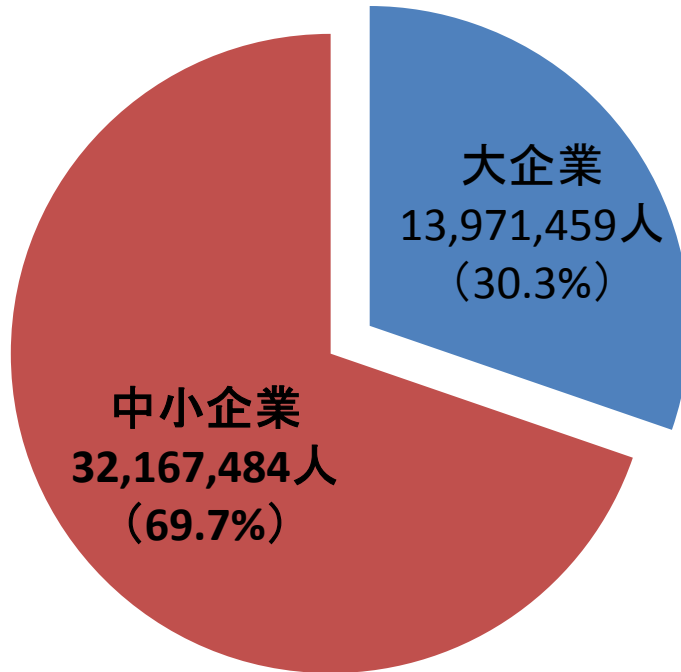
※東京圏: 東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計。グラフ内の人数は百人以下四捨五入。

資料出所: 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)

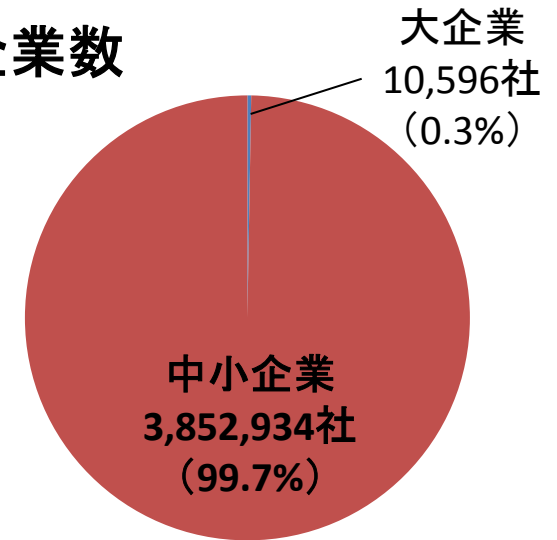


# 中小企業従業者等が占める割合

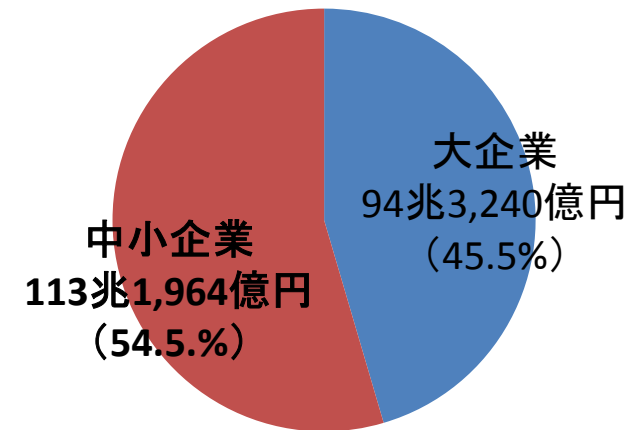
## 従業者数



## 企業数



## 付加価値額



※中小企業の定義:

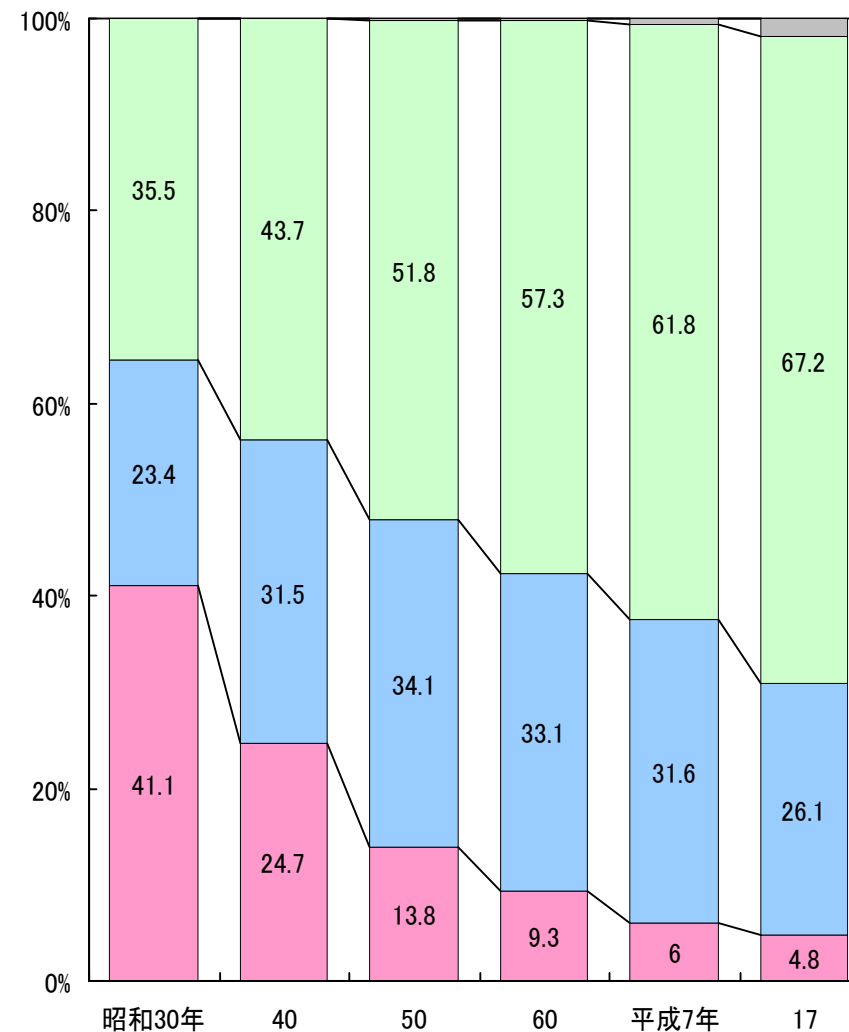
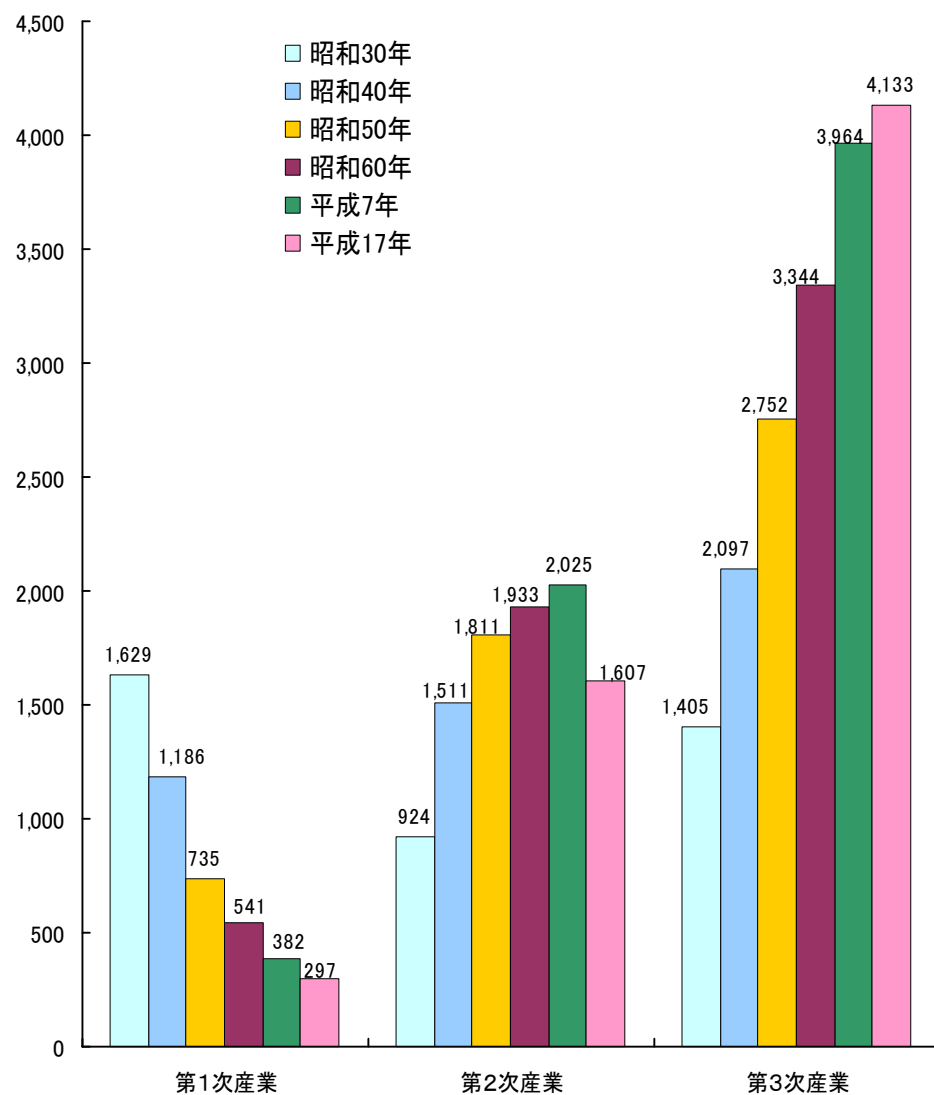
常用雇用者300人以下(ゴム製品製造業は900人以下、旅館、ホテルは200人以下、卸売業、サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館、ホテルを除く)は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)

又は資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業を除く)は5,000万円以下)の企業を中小企業とする

# 産業別就業者数及び構成割合の推移

第1次産業は大幅に減少。第2次産業は増加傾向から減少に転じている。  
第3次産業は一貫して上昇傾向

(万人)

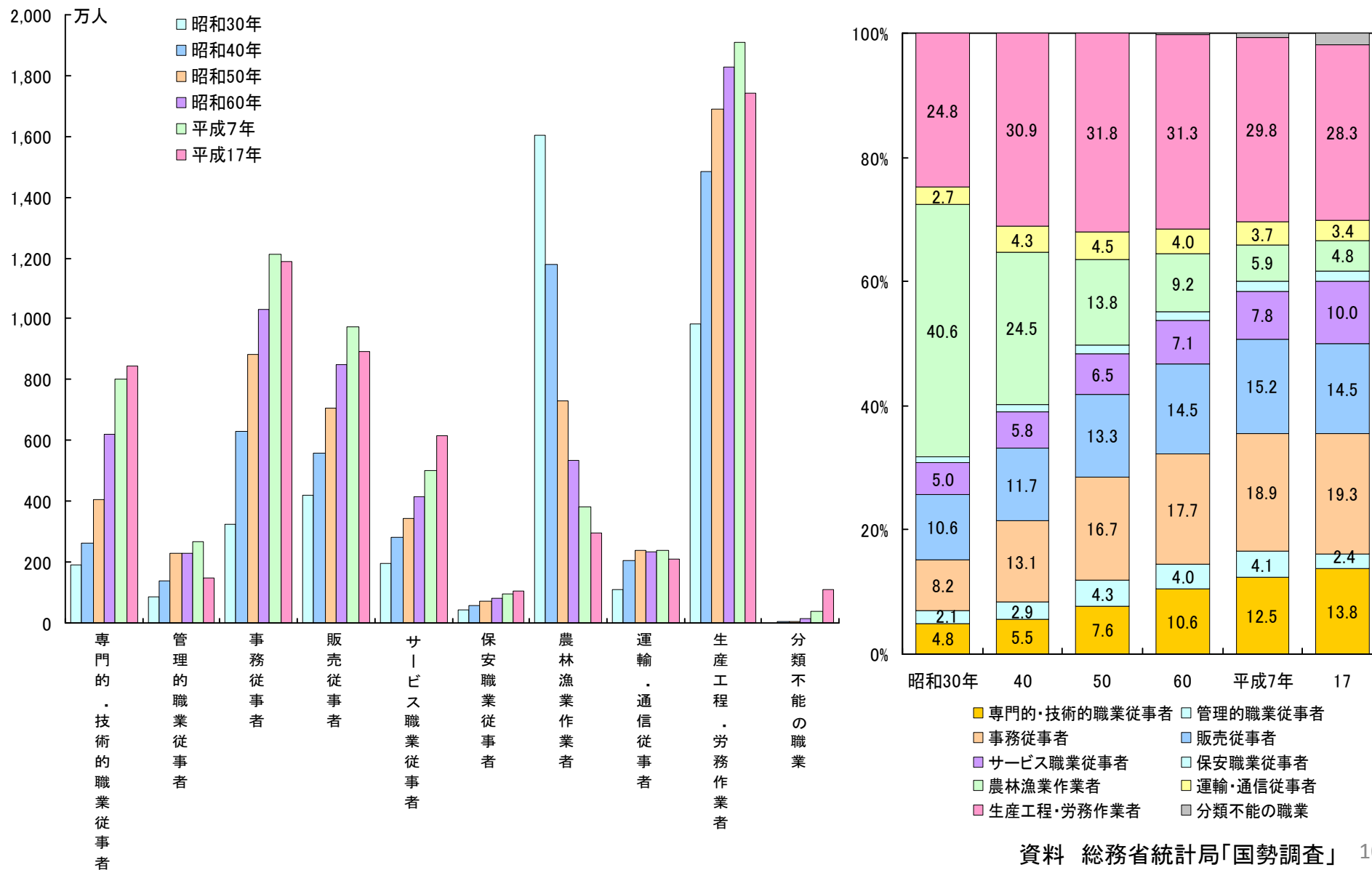


■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業 ■ 分類不能の産業

資料 総務省統計局「国勢調査」

# 職業別就業者数及び構成割合の推移

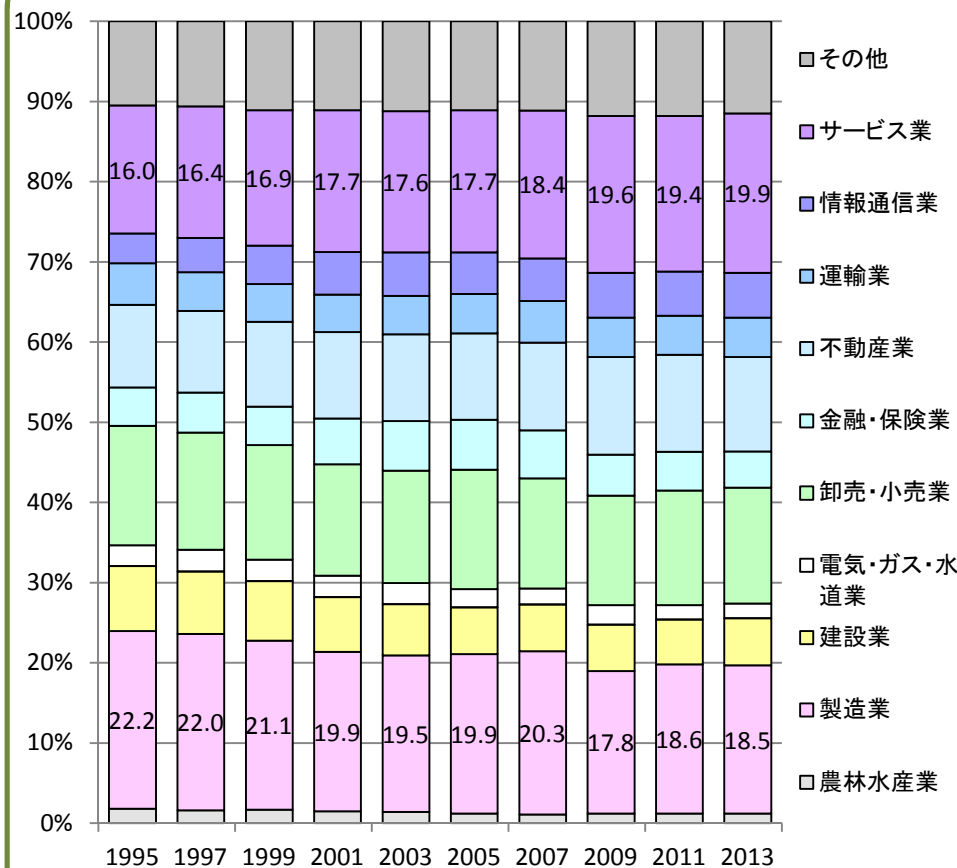
農林漁業作業者が大幅に減少。専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者が一貫して上昇傾向。生産工程・労務作業者はかつて大幅に上昇したが、近年は減少



# 名目GDPに占める産業別割合の推移、職業別就業者構成割合の推移

- 産業構造が変化し、名目GDPに占めるサービス業の割合が増加。
- あわせて、職業別就業者構成割合も変化し、専門的・技術的職業従事者やサービス業従事者の割合が増加。

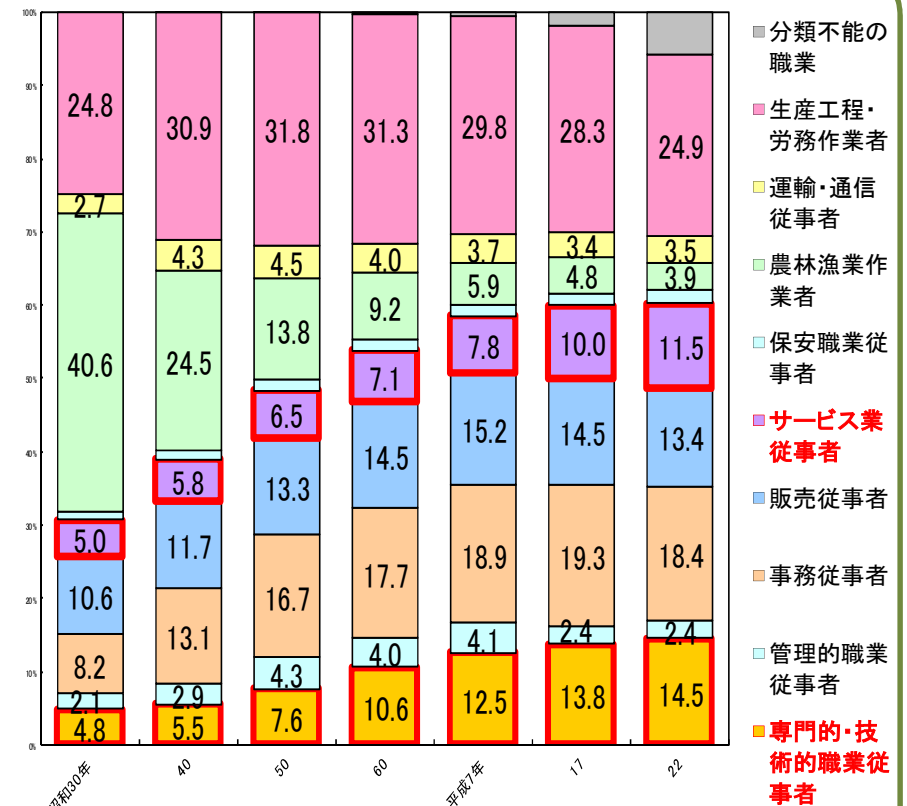
## 名目GDPに占める産業別割合の推移



※「その他」には、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「鉱業」を計上している。

出典：内閣府「国民経済計算」

## 職業別就業者構成割合の推移



※専門的・技術的職業従事者：研究者、技術者、保健医療従事者、法務従事者、

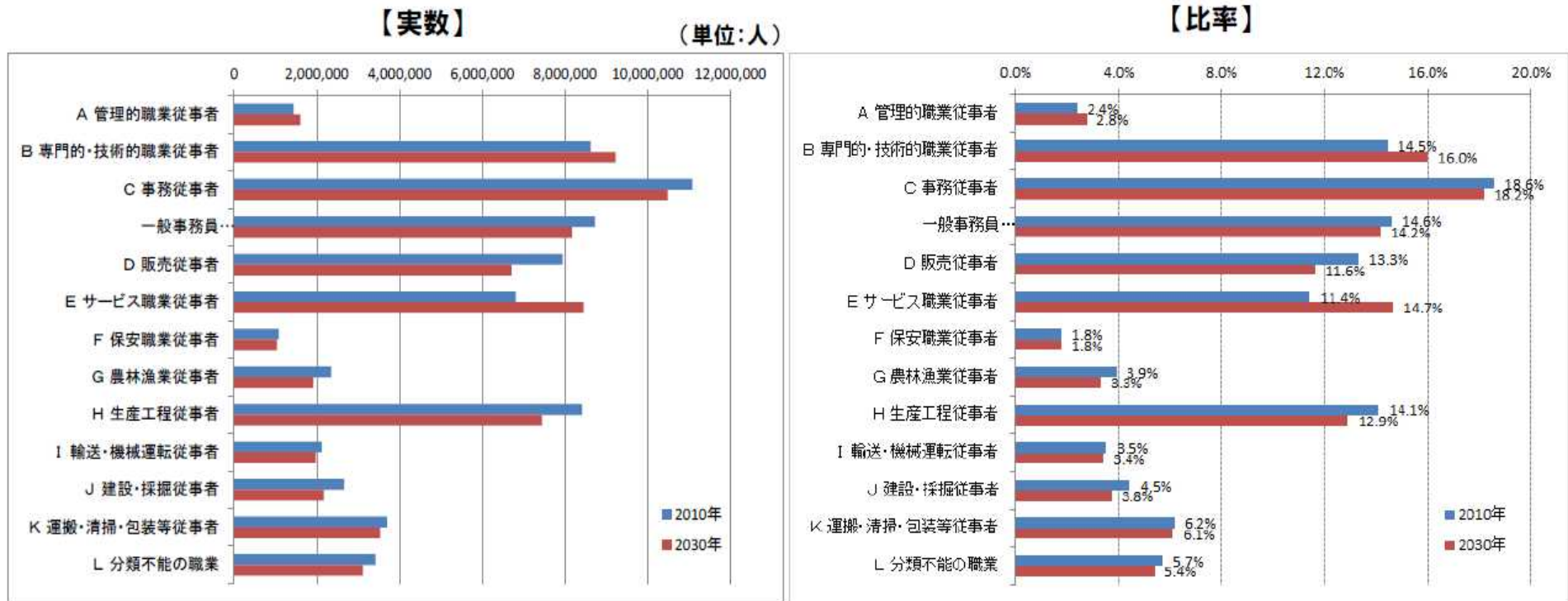
経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、記者、芸術家等

※サービス業従事者：家庭生活支援、介護、飲食物調理、接客・給仕、施設管理等の従事者

※平成22年度とそれ以前では、「運輸・通信従事者」と「生産工程・労務作業員」について、分類が異なるため、それぞれ、「輸送・機械運転従事者」と「生産工程従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者の合計」を便宜的に計上している。

出典：総務省統計局「国勢調査」

# 職種別人数における2010年実績と2030年推計値の比較(成長シナリオ)



※数字は、日本再興戦略成長シナリオに基づく

※「労働政策研究・研修機構 労働力需給の推計(2013年度)」より三菱総合研究所が推計

出典: 経済産業省委託調査

平成25年度総合調査研究「産業競争力の強化に資する我が国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」

# 2010年から2030年における産業別・職種別増加数の推計値(大分類)

単位:人

産業分類	職業分類	A 管理的職業従事者	B 専門的・技術的職業従事者	C 事務従事者	D 販売従事者	E サービス職業従事者	F 保安職業従事者	G 農林漁業従事者	H 生産工程従事者	I 輸送・機械運転従事者	J 建設・採掘従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者	分類不能の職業	総数
A 農業、林業		7,555	1,375	24,119	6,804	1,257	140	-231,204	9,857	1,071	599	25,220	62	-153,145
B 漁業		8,811	2,149	30,091	7,236	1,251	189	-248,611	12,990	1,436	1,135	26,382	62	-156,878
C 鉱業、採石業、砂利採取業		-1,185	-20	-3,417	-742	-28	-28	8	-719	-349	-2,579	-434	0	-9,492
D 建設業		11,136	-60,890	67,538	-51,381	850	2,448	3,379	-131,126	-72,796	-526,592	-11,049	-133	-768,616
E 製造業		15,611	247,672	303,497	-61,932	5,216	3,268	2,370	-736,932	-4,514	4,322	-32,603	1,052	-252,973
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-2,079	-8,043	-29,621	-6,348	303	-6	27	891	5,669	4,983	-880	457	-34,647
G 情報通信業		8,819	246,537	-3,812	1,537	1,851	66	50	10,784	128	-1,809	1,899	1,999	268,049
H 運輸業、郵便業		-3,900	-683	-31,409	-17,349	239	2,206	362	-7,161	-150,833	2,017	13,178	291	-193,043
I 卸売業、小売業		80,999	64,148	-346,171	-762,415	9,308	-259	-655	-155,004	-9,533	-1,195	-169,631	195	-1,290,213
J 金融業、保険業		-13,045	2,916	-166,541	-198,776	1,605	-179	-14	217	-407	94	-71	19	-374,183
K 不動産業、物品賃貸業		2,084	1,397	-54,688	34,648	-18,432	-1,697	260	-3,321	-11,624	-172	-8,734	151	-60,129
L 学術研究、専門・技術サービス業		2,993	125,607	61,198	-28,022	19,654	884	2,923	-2,090	5,990	6,588	-3,257	882	193,352
M 宿泊業、飲食サービス業		32,598	1,809	-47,606	1,953	-213,855	-1,108	945	3,662	-205	-516	-24,190	0	-246,513
N 生活関連サービス業、娯楽業		6,119	69,898	-61,323	-100,462	204,799	2,145	38,129	-20,893	-7,506	187	-46,492	111	84,713
O 教育、学習支援業		-3,442	-505,279	-85,279	-6,593	1,863	-1,243	-1,559	-248	-4,551	-12	-20,082	497	-625,928
P 医療、福祉		33,099	364,306	136,790	675	1,555,839	10,043	1,051	93,006	63,901	680	36,307	594	2,296,291
Q 複合サービス事業		-8,868	-437	-185,329	-33,672	-78	-46	386	-1,616	-396	-76	-3,916	1,433	-232,616
R サービス業(他に分類されないもの)		11,553	73,485	-14,245	-15,195	69,982	56,313	-173	-43,469	50,294	15,673	62,267	15,521	282,008
S 公務(他に分類されるものを除く)		-26,877	-15,020	-160,817	0	128	-118,849	992	938	-6,329	-1,275	-2,094	78	-329,126
分類不能の産業		-1,791	-1,316	-22,929	-7,928	-1,170	-23	0	-1,153	-948	-54	-1,872	-334,202	-373,386
総数		160,189	609,613	-589,953	-1,237,963	1,640,582	-45,735	-431,333	-971,388	-141,503	-498,001	-160,052	-310,927	-1,976,473

※管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者及び総数について、増加の場合は色つきとしている

出典:経済産業省委託調査 三菱総合研究所

平成25年度総合調査研究「産業競争力の強化に資する我が国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」

# 成長分野における人材需要等に関する提言等

■「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

## II. 改訂戦略における鍵となる施策

### 1. 未来投資による生産性革命

#### (3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ ii) 変革の時代に備えた人材力の強化：雇用と教育の一体的改革

雇用と教育の一体的改革右肩上がりの成長期には、「就職」ではなく「就社」意識が高いという、日本型システムを維持することができていたが、IT化の進展や新興国企業の急成長による国際競争が激化する中、企業の新陳代謝のスピードは劇的に早まっており、一つの企業が個人に対し、生涯にわたり安定的に働く場を保証することは困難な時代に突入している。（中略）そのような時代にあっては、個人が受動的に対応するのではなく、変革が起こることを前提に、むしろそれを先回りして、来るべき新たな波に合わせて能力やスキルを柔軟に鍛え直していく仕組み、環境を社会全体で構築していくことが重要である。（中略）時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げることで、これからの時代を担う「職業人としてのプロ」の育成を促していく。

### 2. ローカル・アベノミクスの推進

#### (3) 農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化 ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

（前略）嗜好や生活スタイルに応じた健康・予防サービスに対するニーズは飛躍的に高まり、また多様化している。いわゆるヘルスケア産業の成長力は極めて大きく、新分野であるが故に不足している人材と資金の供給を後押しすることで、地域経済の牽引役となる産業に育て上げていかなければならない。（後略）

■「日本再興戦略」—JAPAN is BACK—（平成25年6月14日 閣議決定）（抄）

## (1) 民間の力を最大限引き出す

（前略）医療・介護・保育などの社会保障分野や、農業、エネルギー産業、公共事業などの分野は、民間の創意工夫が活いかされにくい分野と言われてきた。このことは、これらの分野はやり方次第では、成長分野へと転換可能であり、また、良質で低コストのサービスや製品を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野であることを意味する。（中略）例えば、国民の関心の高い健康分野については、日本版NIHの創設や先進医療の対象拡大によって革新的な医療技術を世界に先駆けて実用化していくとともに、一般用医薬品のインターネット販売の解禁や、医療・介護・予防のICT化を徹底し、世界で最も便利で効率的で安心できるシステムを作り上げる。農業については、農地中間管理機構を整備・活用して、農地集約を加速化した上で、リース方式により企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。（後略）

## (2) 全員参加・世界で勝てる人材を育てる

（前略）新陳代謝を加速させ、新たな成長分野での雇用機会の拡大を図る中で、成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるため、雇用政策の基本を行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へと大胆に転換する。自分の能力に見合わない一時的な職を転々とするのではなく、希望を持って、意欲的に自分の能力を磨きつつ、能力に見合った報酬が得られる職に就き、家庭を築き、次の世代をしっかりと育てていけるようにする。（後略）

■経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日 閣議決定)(抄)

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

(前略)生産性向上のための人材育成、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業などの人材不足が懸念される分野での人材確保・育成対策に取り組む。

■サービス産業チャレンジプログラム(平成27年4月1日 日本経済再生本部決定)(抄)

(6)人材育成

・サービス産業の活性化・生産性の向上に向け、大学等における新たなビジネスモデルを理解しそれを実践していくサービス経営のプロフェッショナル人材の育成や、最先端のサービス提供を支える専門職業人材の育成を推進する。

■福祉人材確保対策検討会における議論の取りまとめ(平成26年10月 福祉人材確保対策検討会)(抄)

2025年の介護人材の全体像と介護福祉士の担うべき機能の方向性

(基本的考え方)

○2025年に向けた介護人材の在り方の検討に当たり、労働力人口の減少と介護ニーズの拡大等が進む中で、人材の量的確保と質的確保を両立させるという観点に立つ。(略)

1. 介護人材の全体像

○この検討に当たっては、以下の観点を含め、まず現場の実態を十分に検証し、具体的な検討を行うことが必要。(略)

・必要な能力について、利用者の能力を引き出す力や観察力等を含む業務遂行力、他職種との連携の力、指導力、改革・改善力、マネジメント力などが考えられること

2. 介護福祉士が担うべき機能の在り方

○介護福祉士は、介護現場での中核的な機能を担う。(略)

■世界最高・最先端の観光産業を目指して(平成25年4月 観光産業政策検討会)(抄)

6. 観光産業における優秀な人材の確保・育成

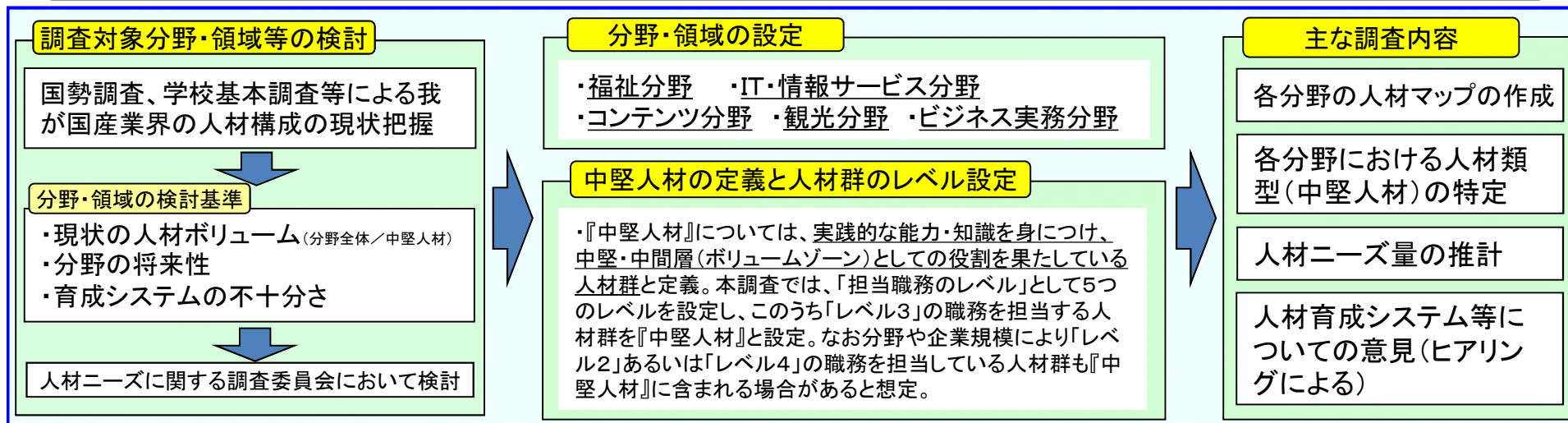
(3)実務者層の更なるレベルアップ、優秀な人材の活躍の場の確保・能力の向上

(前略)このような我が国観光産業の強みを今後も維持し、更に改善を重ねていくため、産業界のニーズと実務者層育成を担っている教育機関との間の情報共有や意見交換、実務者層教育のあり方の議論の場を設定し、実務者層のより一層のレベルアップ、優秀な人材の育成につなげていくべきである。(中略)学生の観光産業に対する理解を深め、また、現場実務の習得を促進させる観点から、実務者層の人材育成を念頭においたインターンシップについても、引き続き積極的に実施していく必要がある。(後略)



# 我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究

職業実践的な教育に特化した枠組みを活用して育成することが求められる、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材について、その職業や業種、求められる分野・領域を明らかにする



## 各分野における中堅人材の人材ニーズ量の推計

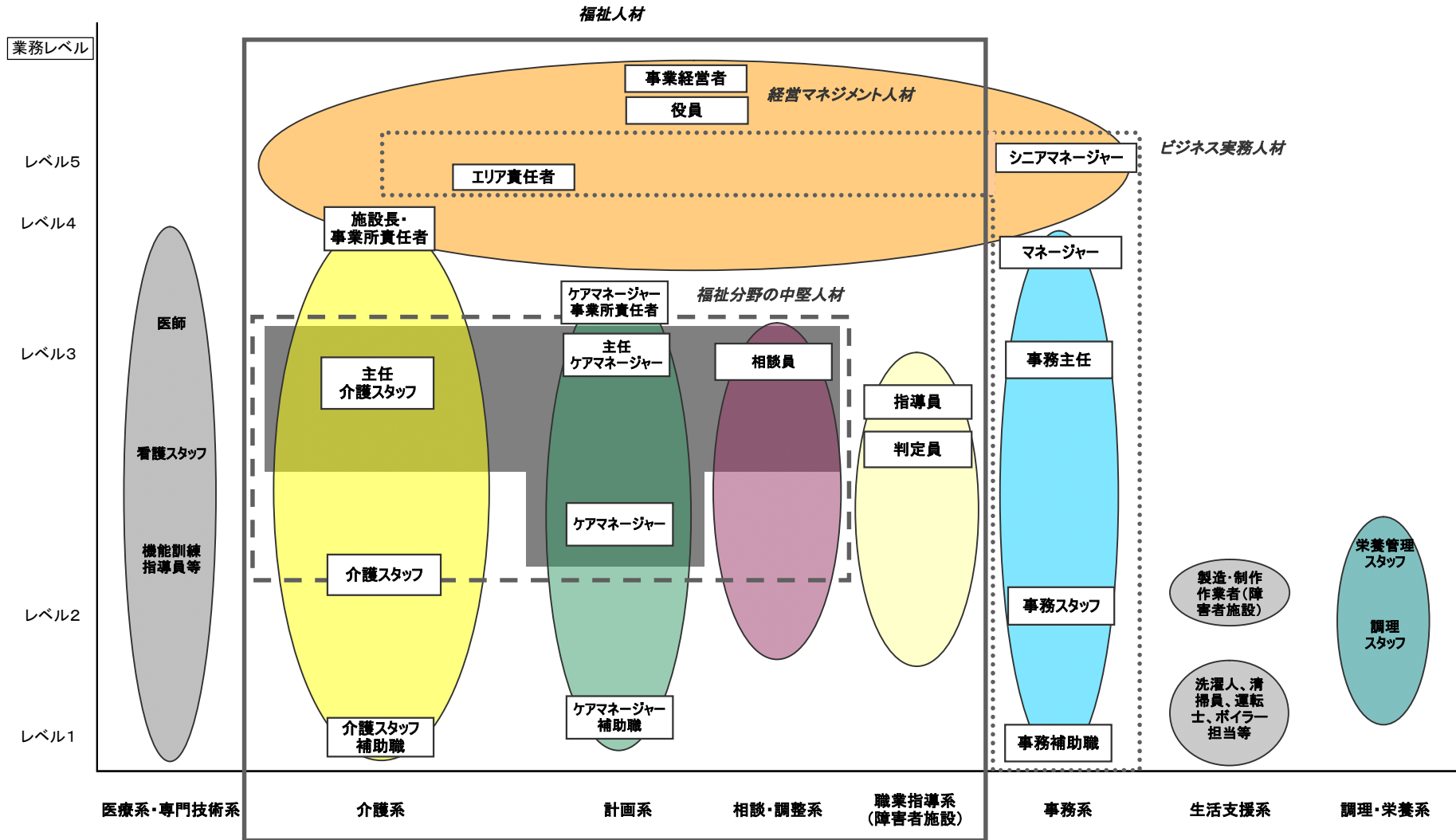
分野	推計量	備考
福祉	高齢者介護分野 約31万人 (常勤換算)	広く捉えた場合は約51万人 (常勤換算)
IT・情報サービス	約37万人	
コンテンツ	Webコンテンツ制作及び アニメ制作分野 約2万人	
観光	旅行業 約6万人 宿泊業 約16万人	

## 人材群のレベル設定

レベル	担当職務
5	大規模組織の責任者として、広範かつ統合的な判断及び意志決定を行う。
4	中小規模組織の責任者として、組織のマネジメントや採算管理を行う。
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務のリーダーとして、業務遂行を主導するとともに、業務のマネジメントや業務単位の採算管理を行う。</li> <li>・豊富な業務経験を生かして、高難度の業務遂行や困難事項への対応を行う。</li> </ul>
2	グループやチームの中心メンバーとして、創意工夫を凝らして自主的な判断、改善、提案などを行いながら業務を遂行する。
1	担当者として、上司の指示・助言を踏まえて通常の定常業務を確実に遂行する。

資料：株式会社三菱総合研究所「わが国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」

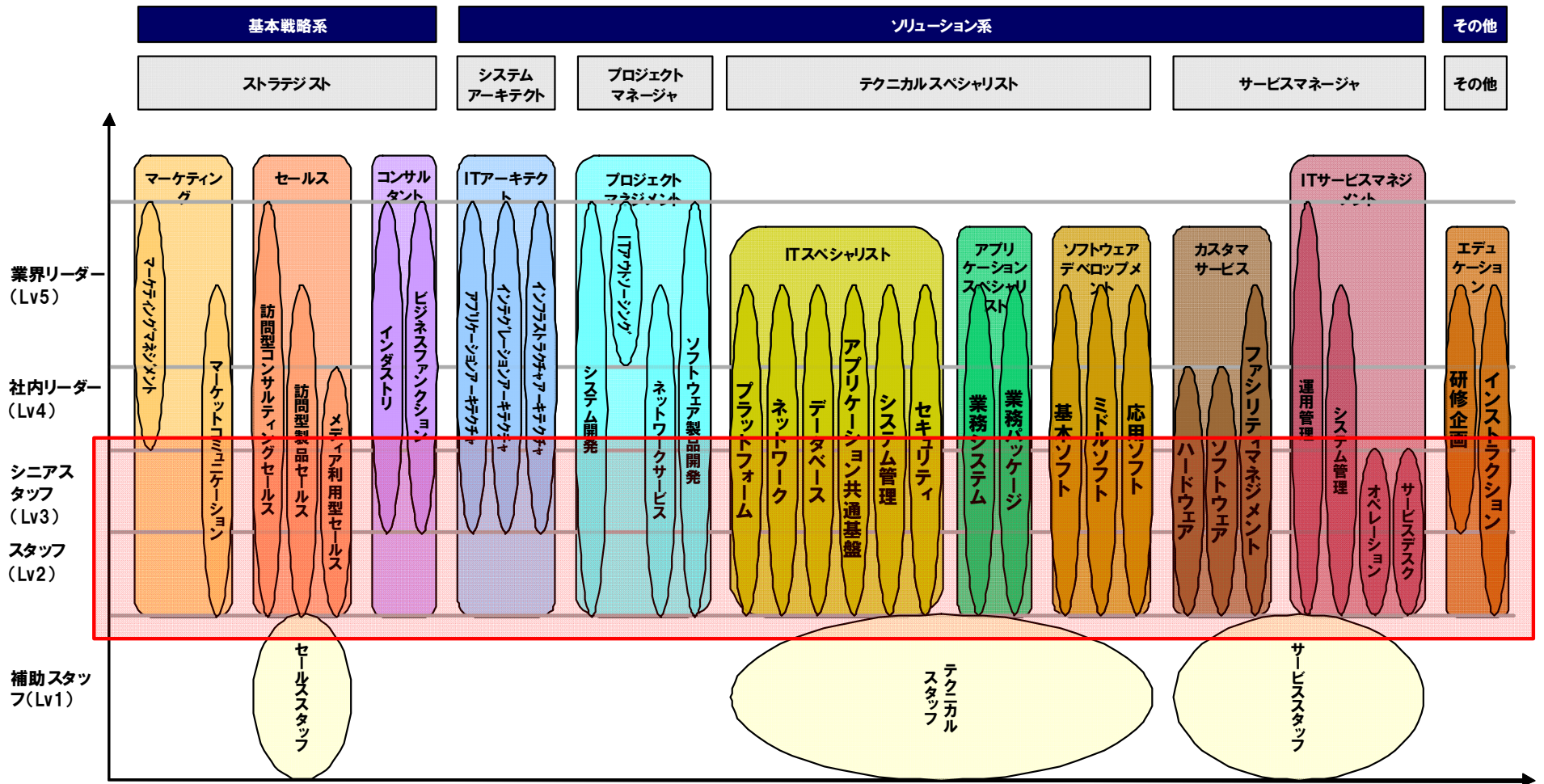
# 福祉分野の人材マップ

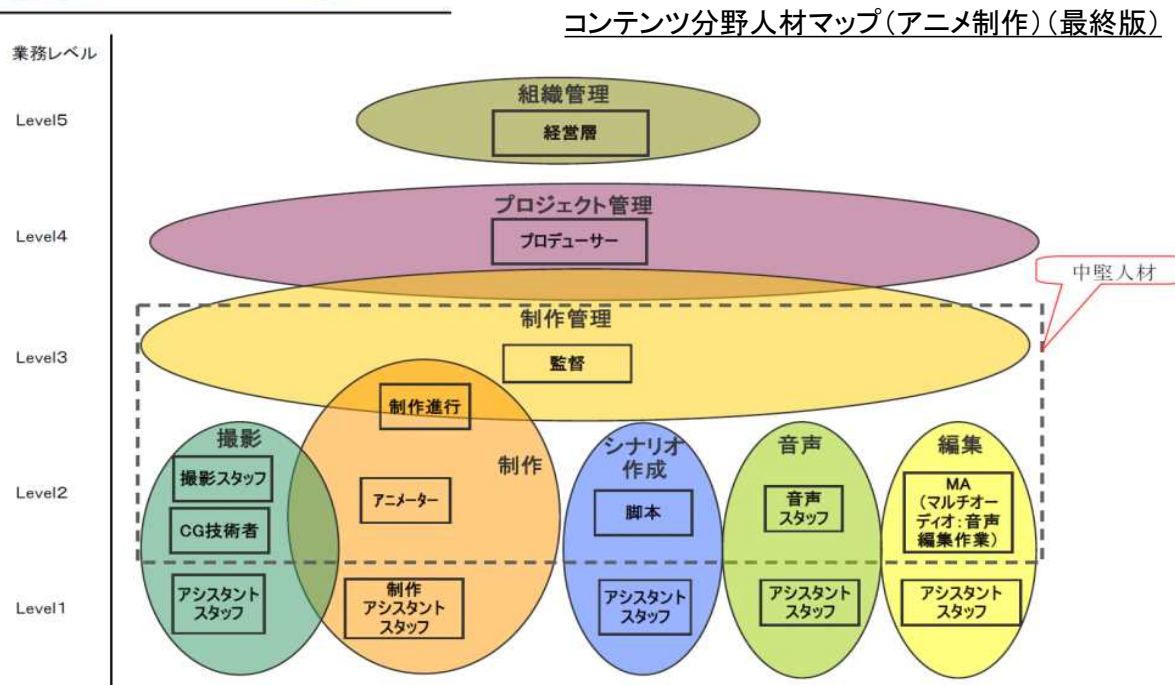
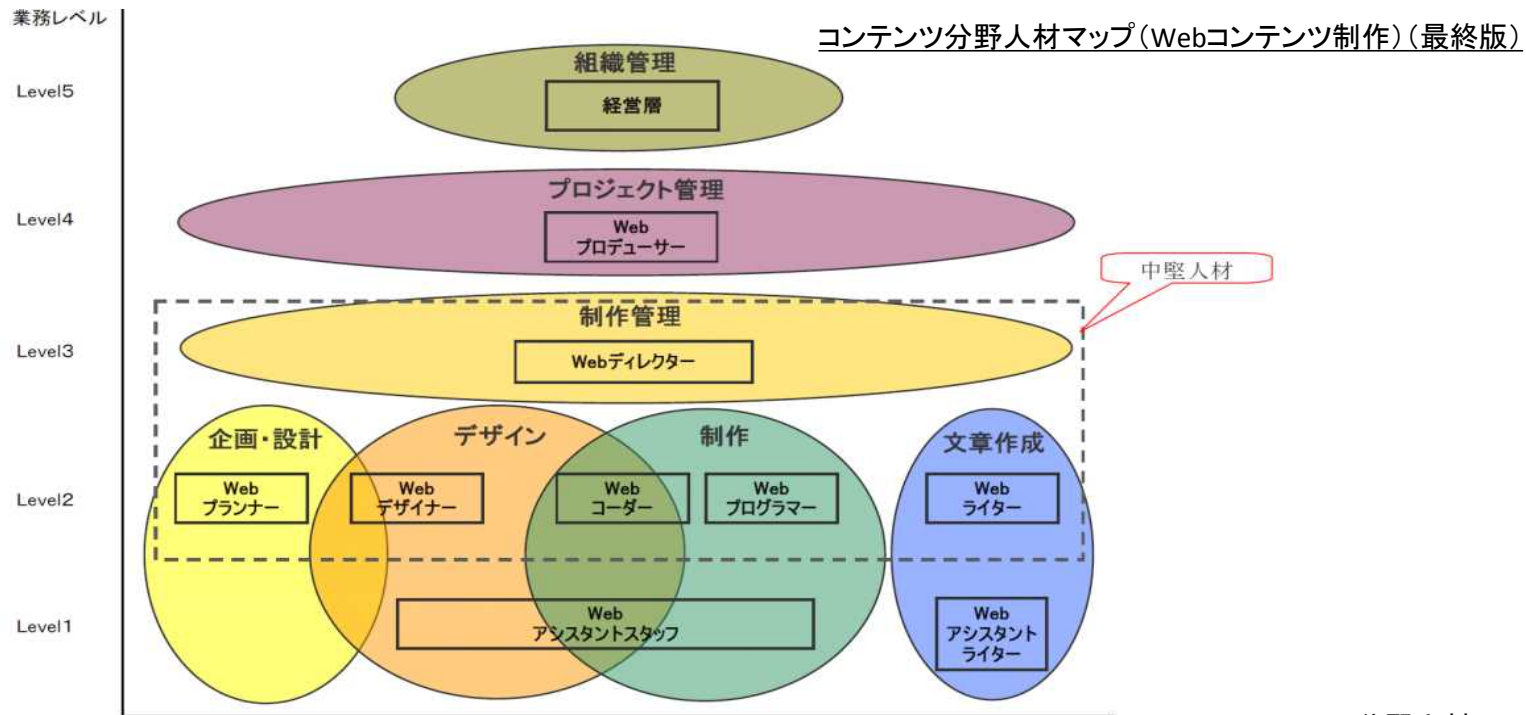


※「業務レベル」は、職系ごとに固有(職種間の比較を意図したものではない)

※中央部分の四角く灰色でハッチングした部分を『中堅人材』と想定。ただし施設によっては太い点線で囲まれた部分まで『中堅人材』として捉えている場合もある。

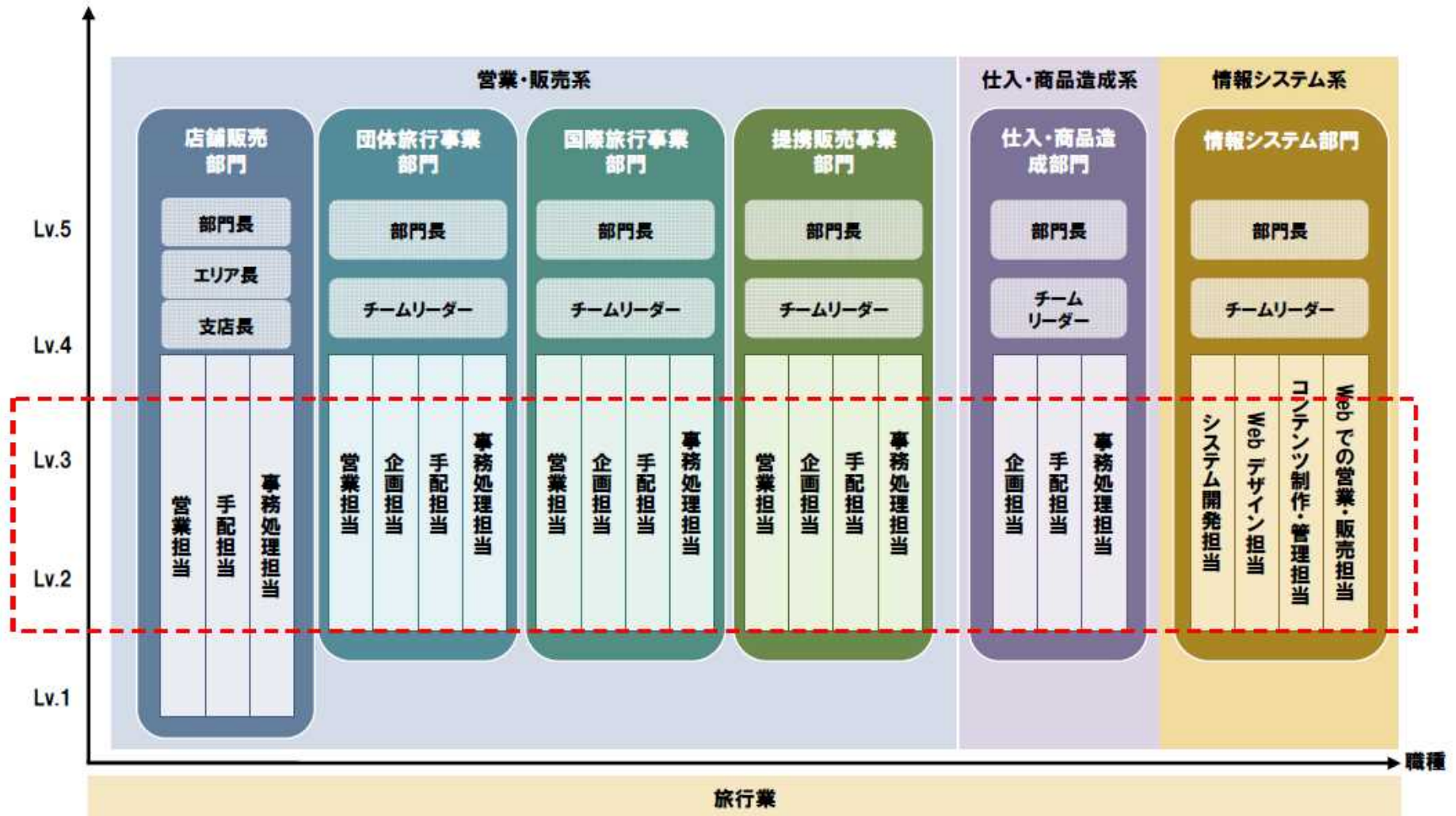
# IT・情報サービス分野の人材マップ(最終版)





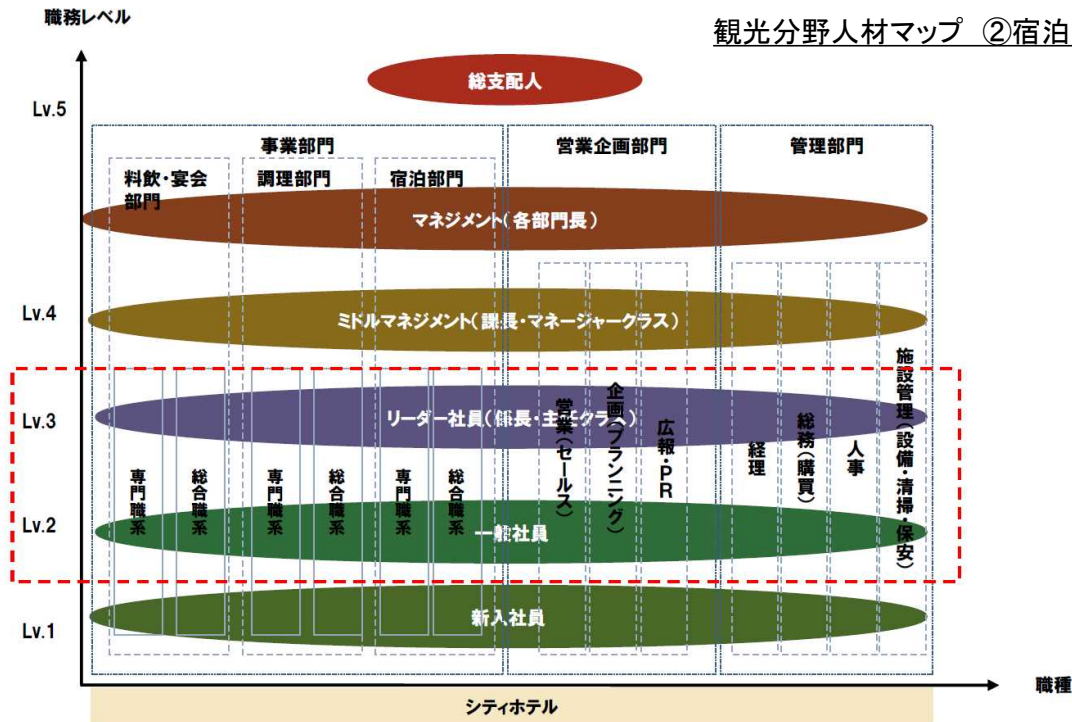
資料: 株式会社三菱総合研究所「わが国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」

観光分野人材マップ ①旅行業(最終版)

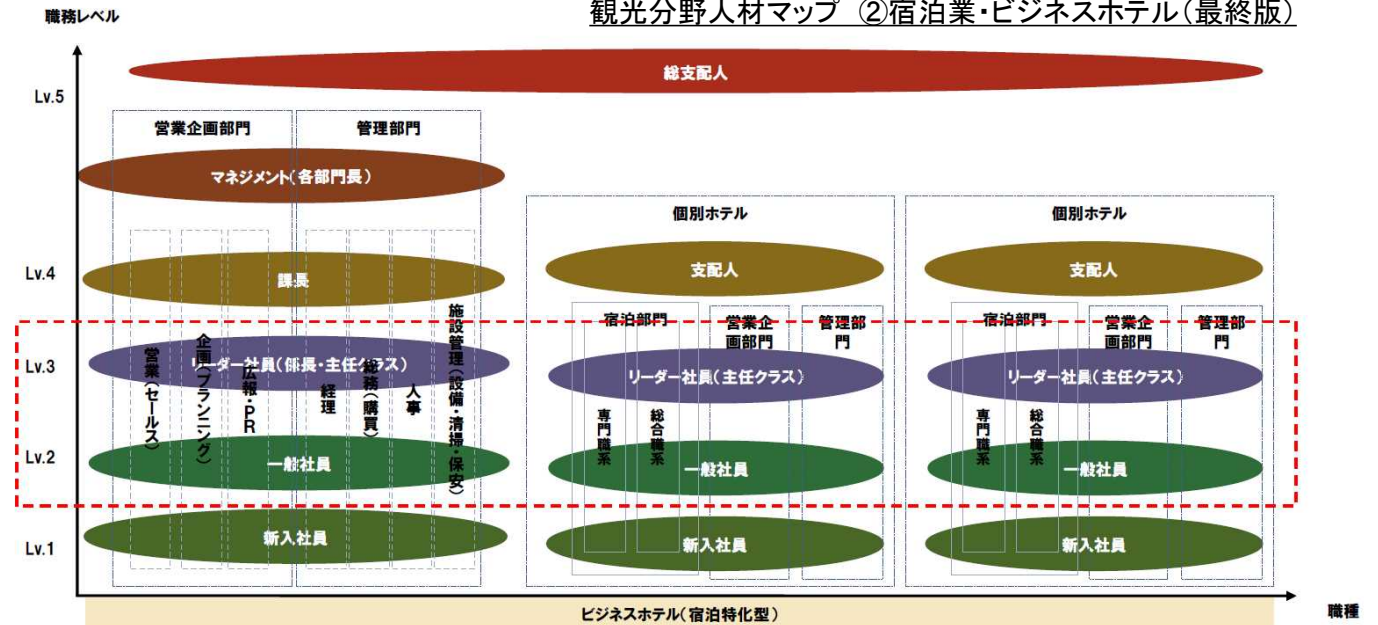


資料：株式会社三菱総合研究所「わが国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」

観光分野人材マップ ②宿泊業・シティホテル(最終版)



観光分野人材マップ ②宿泊業・ビジネスホテル(最終版)



資料: 株式会社三菱総合研究所「わが国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究」

## 仕事におけるスキル使用の指標 (OECD第1回国際成人力調査より)

OECDでは、2011～2012年に、24の国・地域で16歳～65歳の成人を対象として、社会生活に必要なスキルの調査を実施した。この調査の結果を踏まえ、OECDでは仕事におけるスキルの指標を以下のように分類し、公表している。

	指標	作業グループ
様々な情報に関するスキル・活用	読解力	文書を読む(指図書、説明書、手紙、メモ、Eメール、記事、書籍、マニュアル、請求書、送り状、図表、地図)
	筆記力	文書を書く(手紙、メモ、Eメール、記事、報告書、記入用紙)
	数的思考力	価格・費用・予算の計算、分数・小数・百分率の使用、計算機の使用、図表の作成、代数または式、高度な数学や統計学の利用(微積分、三角法、回帰分析)
	ICTスキル	Eメール・インターネット・表計算ソフト・ワープロ・プログラミング言語の使用、オンライン上の議論への参加(会議、チャット)
	問題解決能力	困難な問題に立ち向かう(解決方法を見つけるために30分以上考える)
その他の汎用的スキル	仕事の裁量スキル	作業の順序・仕事のペース・労働時間を決めたり変更したりする、仕事のやり方を選ぶ
	仕事を通じた学習スキル	上司や同僚から新しいことを学ぶ、経験しながら学ぶ、新しい製品やサービスに遅れずについていく
	影響を与えるスキル	人々を指導・教育・訓練する、スピーチやプレゼンを行う、製品やサービスを売る、人々に助言を与える、他者の行動計画を立てる、他人を説得したり影響を与えたりする、交渉する
	協働スキル	同僚と協働・協力する
	自己計画スキル	自分で計画を立て、計画通りに行動する
	器用さ	巧みに、または、正確に手や指を使う
	身体的スキル	長時間にわたり身体を使った仕事をする

# スキャンズ・レポート (Secretary's Commission on Achieving Necessary Skills) 概要 (仮訳)

スキャンズ・レポートは、1991年にブッシュ大統領が世界レベルの教育の成果をあげるための9ヶ年の新しい教育戦略 "America 2000" を公表するにあたり、アメリカ労働省が同年、すべての高校生が身につけるべき5つのコンピテンシーと3つの基礎を示したものである。

## 5つのコンピテンシー

1. 資源決定・運営・計画・配分スキル
  - A. 時間－目的に関連した活動を選び、優先順位を付け、時間を配分し、計画を準備してそれに従う
  - B. 資金－予算を準備し使い、予想を立て、記録を取り、目的に見合うように調整する
  - C. 道具と設備－効率的に道具や空間を得て、蓄え、配分し、用いる
  - D. 人材－技能を評価しそれに見合った仕事を割り振り、成果を評価しフィードバックを行う
2. 人間関係スキル
  - A. チームの一員として参加する－集団の働きに貢献する
  - B. 他の人に新たなスキルを教える
  - C. 顧客のために働く－顧客の期待を満足させるために働く
  - D. リーダーシップを発揮する－立場を正当化するため考えを交換し、他の人を説得し納得させ、既存の規制や政策に責任をもって挑戦する
3. 情報収集・整理スキル
  - A. 情報を収集し評価する
  - B. 情報を編集し維持する
  - C. 情報を解釈し交換する
  - D. 情報を加工するためコンピューターを使用する
4. 組織理解・設計・改善スキル
  - A. システムを理解する－どれだけ社会的、組織的また技術的にシステムが働き、効果的に運用できるかを知る
  - B. 成績を監視し修正する－趨勢を見極め、システムの運用に与える影響を予測し、システムの成績における逸脱を診断し、機能不全を修正する
  - C. システムを改善し設計する－既存のシステムの修正を提案し、成績を改善する新しいまたは代替のシステムを開発する
5. 技術操作スキル
  - A. 技術を選ぶ－コンピューターや関連する技術を含む手順や道具を選ぶ
  - B. 任務に技術を適用する－道具の立ち上げと運用のための全体的な目的と適切な手順を理解している
  - C. 道具を維持し修理する－コンピューターやその他の技術を含む道具の問題を防ぎ、特定し、解決する

## 3つの基礎

1. 基本スキル(読解力、記述力、数理能力、スピーキング、リスニング)
  - A. 読解力－マニュアル、グラフ、スケジュールなどの文書による情報を見つけ、理解し、解釈する
  - B. 記述力－考えや意見、情報、メッセージを書いて交換し、手紙、指示書、マニュアル、報告書、グラフやフローチャートのような文書を作る
  - C. 数理能力－様々な数理的技術を適切に選ぶことで、基本的な計算を行い、実際的な問題に取りかかる
  - D. リスニング－言語によるメッセージやその他の合図を受け取り、取りかかり、解釈し、反応する
  - E. スピーキング－考えをまとめ、口頭でやり取りする
2. 考えるスキル(創造的な考察力、意思決定力、問題解決力、想像力、学び方の学び、推論力)
  - A. 創造的な考察力－新しい考えを生む
  - B. 意思決定力－目標と制約を決め、代替策を生み出し、リスクを考え、最良の代替策を評価し選択する
  - C. 問題解決力－問題を認識し、行動計画を考案し実行する
  - D. 想像力－記号、図、グラフ、物体その他の情報を編集し作り出す
  - E. 学び方の学び－新しい知識とスキルを得て適用するための効果的な学びの手法を用いる
  - F. 推論力－2者かそれ以上の物の間の関係の基礎となる規則や原則を見出し、問題を解決するときそれを適用する
3. 個人的特性(責任感、自尊心、社会性、自己管理能力、誠実さ)
  - A. 責任感－高い段階の努力を行い、目標の獲得に向けやり通す
  - B. 自尊心－自身の価値を信じ、自身の楽観的な見方を保つ
  - C. 社会性－集団における理解、友情、適応、共感、丁寧さを示す
  - D. 自己管理能力－自身を正確に評価し、個人の目標を定め、進捗を管理し、自己管理を示す
  - E. 誠実さ－倫理的な行動手段を選択する



# 企業が求める人材像と必要な資質能力

- **変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力（課題設定・解決力）**

## 必要なこと

- ✓ 常に社会情勢に関心を持ち、なぜそうなるのか考える習慣
- ✓ 思考のベースとなる基礎学力や教養
- ✓ 他者に何が課題か説明し、理解を得て協働していくための双方向での対話力（コミュニケーション力）、課題解決に向けた企画力、実行力

- **困難から逃げずにそれに向き合い、乗り越える力（耐力・胆力）**

## 必要なこと

- ✓ 学生時代から様々なことにチャレンジする（失敗経験を活かす）

- **多様性を尊重し、異文化を受け入れながら組織を高める力**

- **価値観の異なる相手とも双方向で真摯に学び合う対話力（コミュニケーション能力）**

## コミュニケーション能力とは、

- ✓ 企業内外の公の場で、上司や部下、同僚あるいは顧客等、相手の主張を正しく理解して円滑に対話できる力
- ✓ 臆することなく自らの考えを明確に述べ、説得することができる力（交渉力も含む）

## 必要なこと

- ✓ 個人として信頼される人間力の豊かさ
- ✓ 価値観の異なる相手と相互に認め合い、学び合う姿勢（協調性）
- ✓ 相手をよく理解して自己の考えを明確に伝えるための知識や教養

第2回 新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会  
公益社団法人 経済同友会 教育改革委員会  
天羽委員長 提出資料より抜粋

# 「学士力」

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

## 1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

## 2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル  
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー  
情報通信技術 (ICT) を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力  
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

## 3. 態度・志向性

- (1) 自己管理力  
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ  
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力  
卒業後も自律・自立して学習できる。

## 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

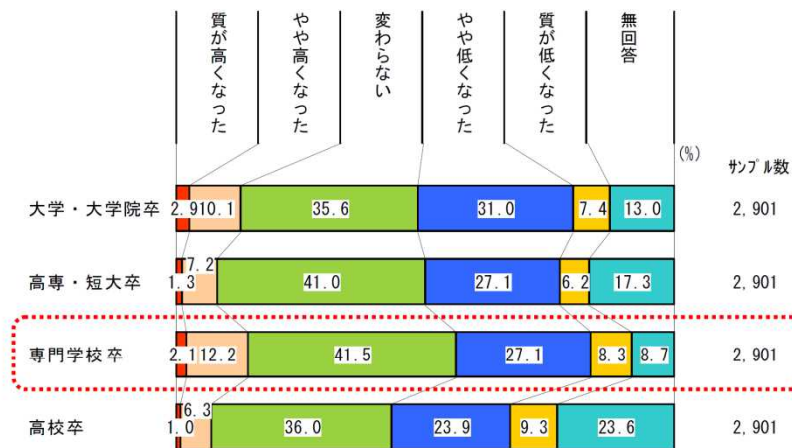
これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

# 専門学校教育の評価に関する現状調査(平成20年3月)

## 1. 専門学校卒業生に対する評価

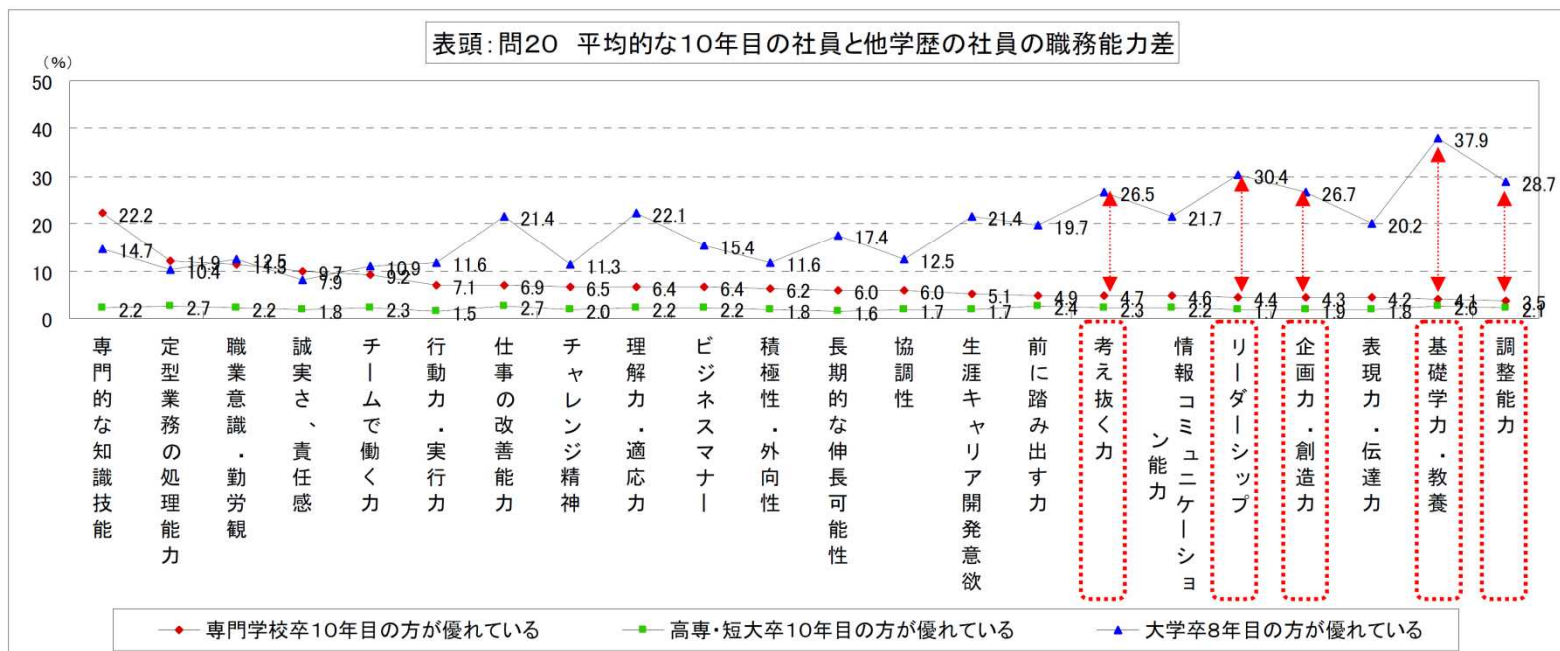
### 人材水準への評価

○専門学校卒の新卒採用者の質については、10年前と比べて「変わらない」がもっとも多い



### 職業能力への評価

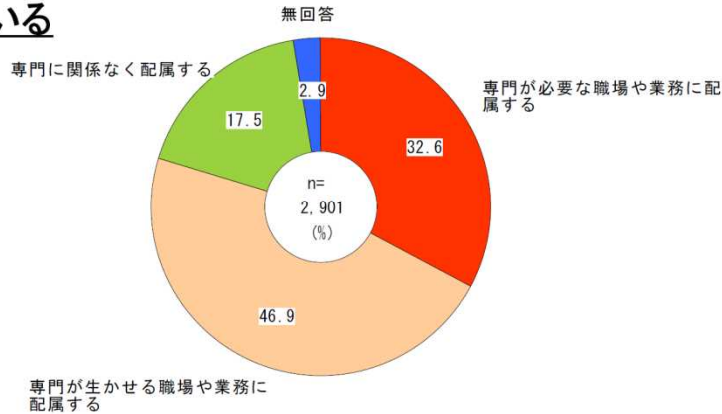
○専門学校卒と大学卒との能力評価差が大きいのは、指導・調整能力や企画・思考力



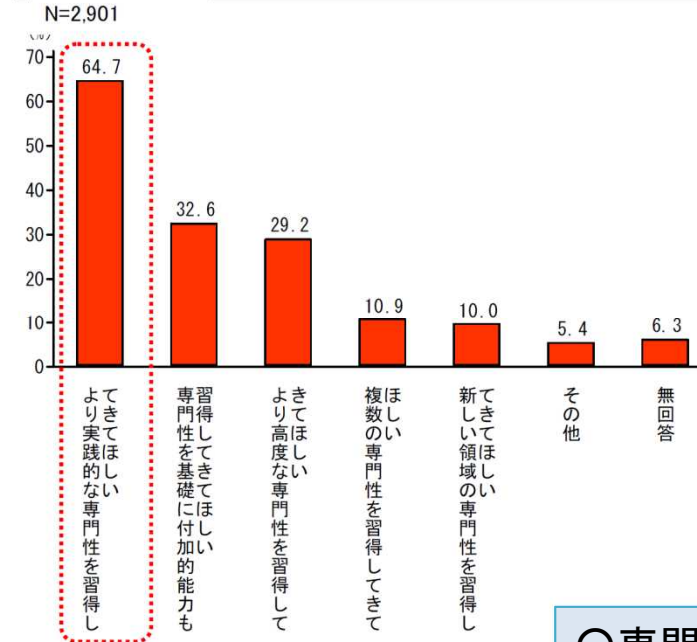
## 2. 専門学校教育に対する評価

### 専門性への評価と期待

○専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている



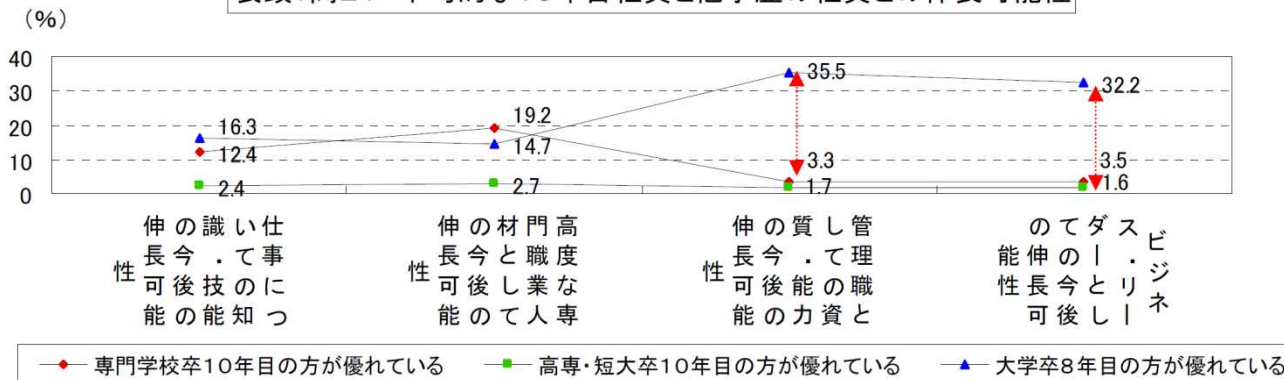
○今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得



### 中期的な能力伸長への評価と期待

○専門的職業人材としては期待されつつ、管理職やビジネスリーダーとしての期待は低い

表頭: 問21 平均的な10年目社員と他学歴の社員との伸長可能性



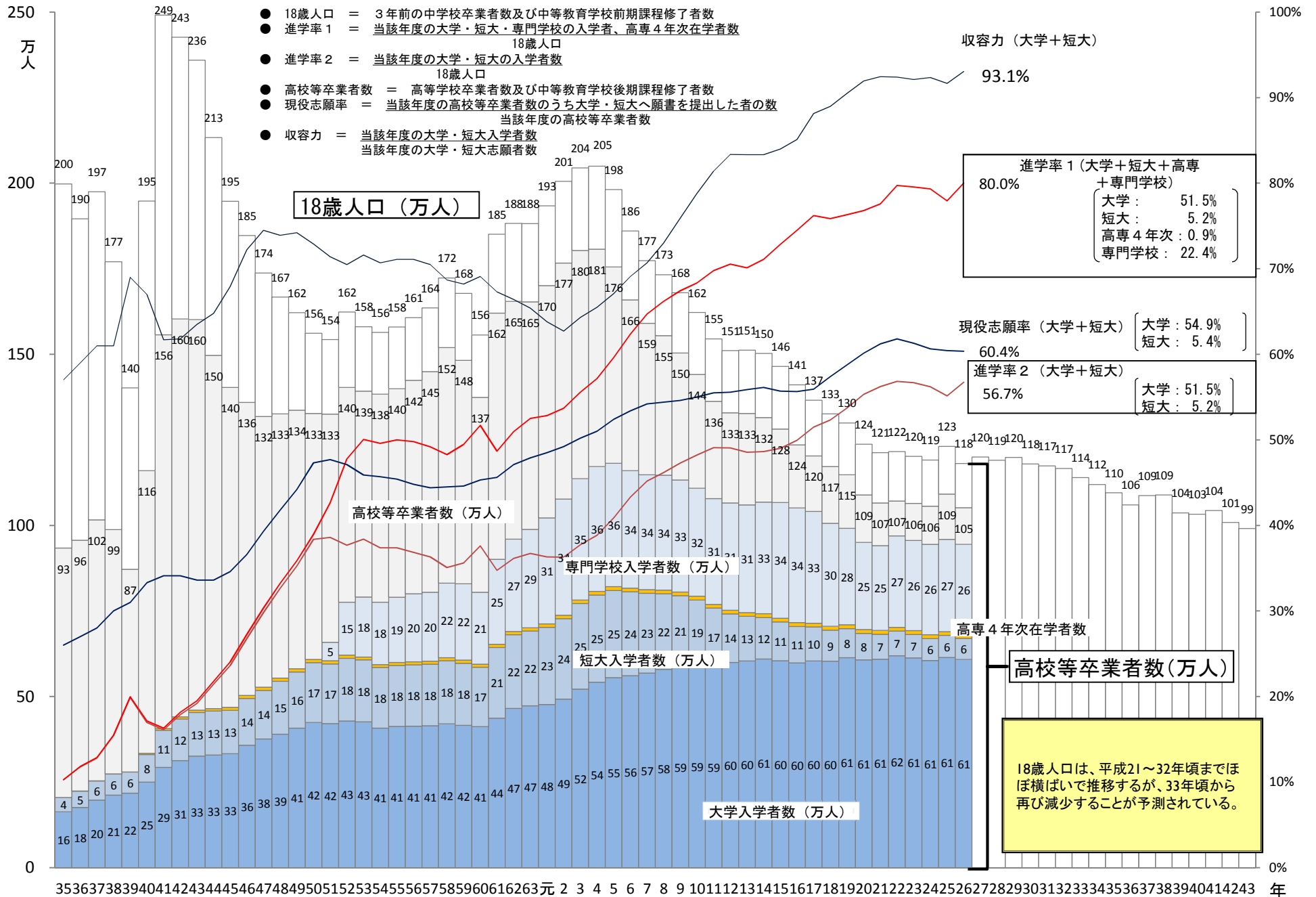
○専門学校教育への要望(ヒアリングより)

企業専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、“職人気質”といったものに魅力を感じつつも、今後の専門学校教育にはより基礎力の強化を求める声がいくつも寄せられている。

「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」  
「基礎力をしっかりとつけて応用力を発揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びしろを長くしてほしい」など。

## 2. 学校教育から職業社会への 移行に関する現状

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」、平成38年~43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

## 大学の学生数・設置者別学校数（平成26年5月1日現在）

<学生数>

	計	国立	公立	私立
大学	2,855,529	612,509	148,042	2,094,978
大学院	42,081	25,485	1,916	14,680
短期大学	136,534	—	7,388	129,146
高等専門学校	57,677	51,725	3,834	2,118
専門学校	588,888	335	25,697	562,856

<学校数>

	計	国立	公立	私立
大学(大学院含む)	781	86	92	603
短期大学	352	—	18	334
高等専門学校	57	51	3	3
専門学校	2814	10	192	2612

### ○新規学卒者の進路別就職率等について(平成26年度)

	新規学卒者(人)(a)	就職者(人)(b)	就職率(b)/(a)	就職者全体(A)に占める割合(b)÷(A)
大学	565,573	394,768	69.8%	56.6%
大学院 (修士・博士・専門職)	96,768	68,452	70.7%	9.8%
短期大学	58,794	44,236	75.2%	6.3%
高等専門学校	10,307	5,941	57.6%	0.9%
専修学校(専門課程)	226,892	184,251	81.2%	26.4%
計	958,334	697,648 (A)		100%

### ○新規高等学校卒業者の進路別人数の増減について

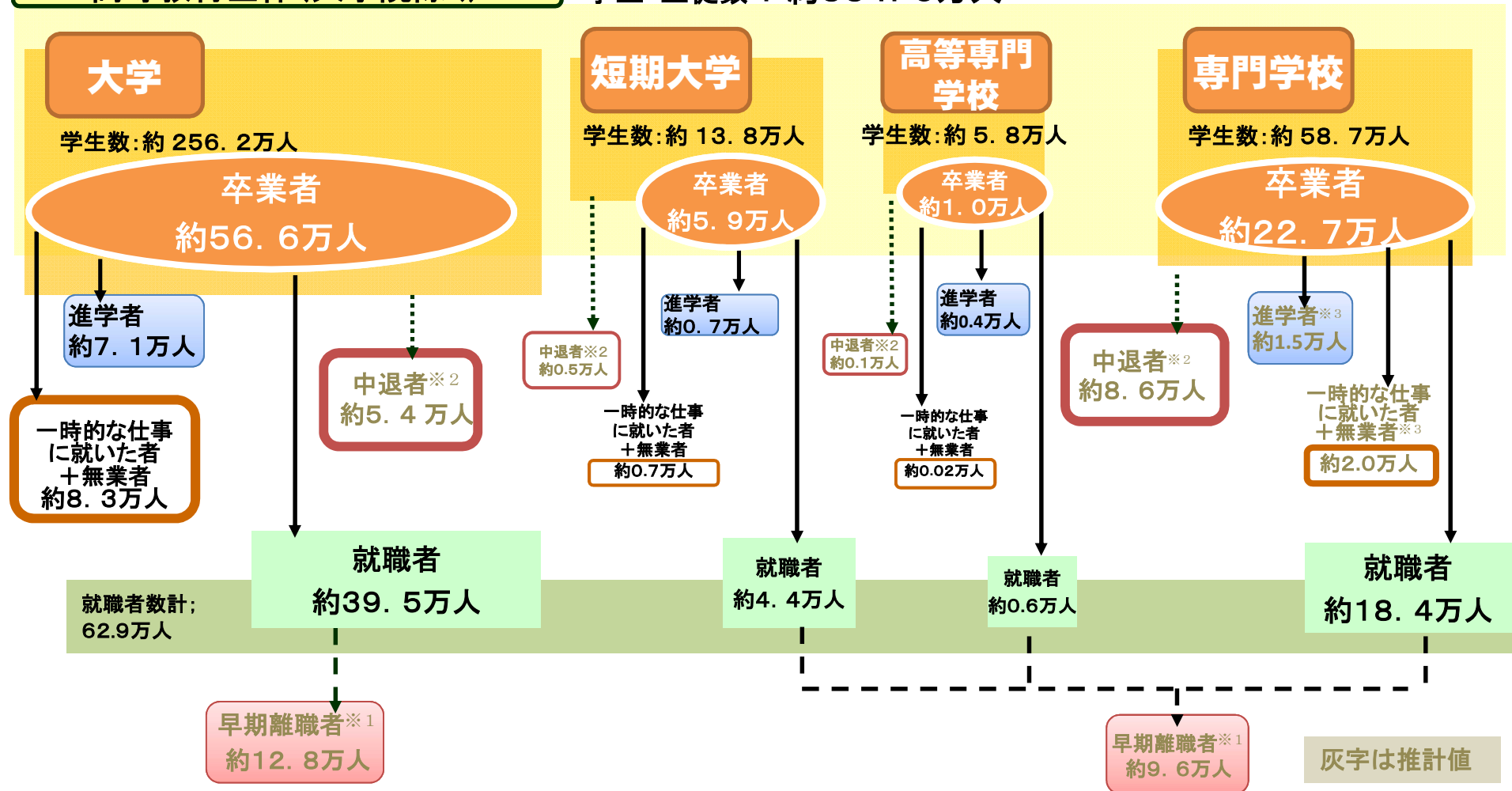
新規高卒者の進路	平成3(1991)年度 (人)(A)	平成26(2014)年度 (人)(B)	人数の増減	
			人数(人) (B-A)	増減率
大学	330,509	510,381	179,872	54.4%
短期大学	231,784	57,201	△174,583	△75.3%
専門課程	268,695	187,151	△81,544	△30.3%
就職者	623,412	191,006	△432,406	△69.4%
新規高卒者の全体数	1,829,085	1,097,593	△731,492	△40.0%



# 各高等教育機関における卒業者の就職等の状況(一部推計)

高等教育全体(大学院除く)

学生・生徒数：約334.6万人



※1 厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」における平成23年3月卒業者の3年以内離職率より推計。

※2 文部科学省「平成26年度学校基本統計」における各学校の平成26年度3月の卒業者数を、大学については平成22年度入学者数から、短期大学については平成24年度入学者数から、高等専門学校については平成21年度入学者数から、専門学校については平成24年度入学者数から差し引いた推計。

※3 平成24年2月「専修学校実態調査(文部科学省委託。みずほ情報総研)」の調査結果より推計。

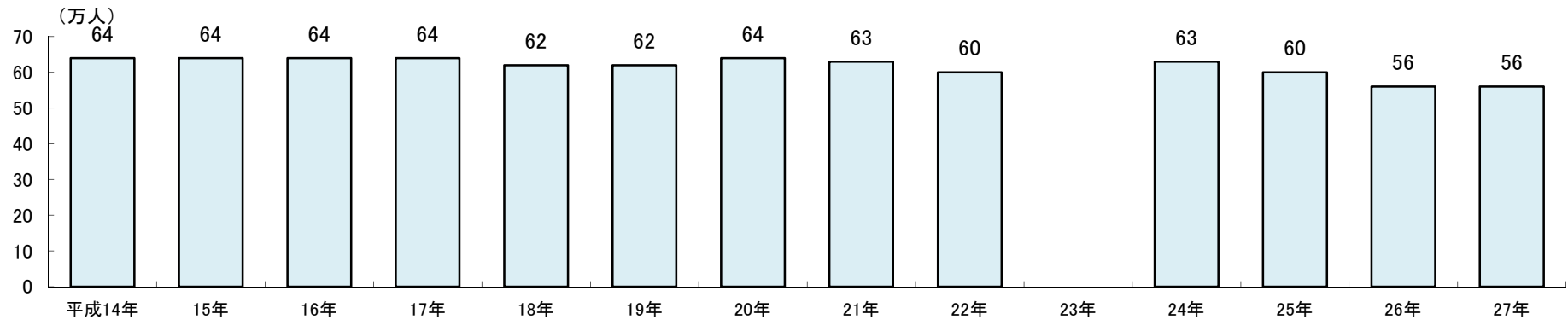
・ 上記以外は、文部科学省「学校基本統計(平成25・26年度)」より。

なお、「無業者」とは、同調査における「左記以外の者」を指し、「進学者」とは「進学者」及び「専修学校・外国の学校等入学者」を指す。

# 若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移してきたが、近年はやや減少し約56万人  
フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、近年は約180万人前後で推移

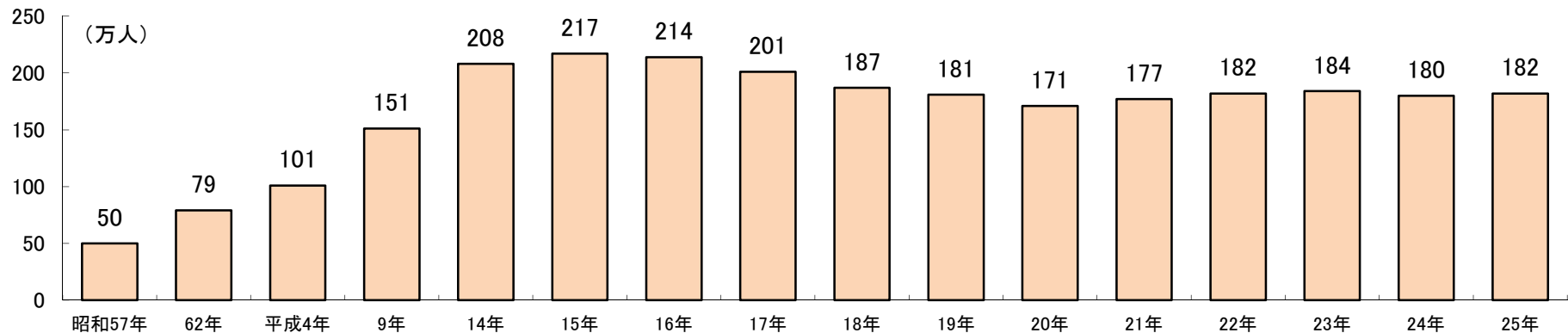
## ○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。  
平成23年については、データなし。

資料:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

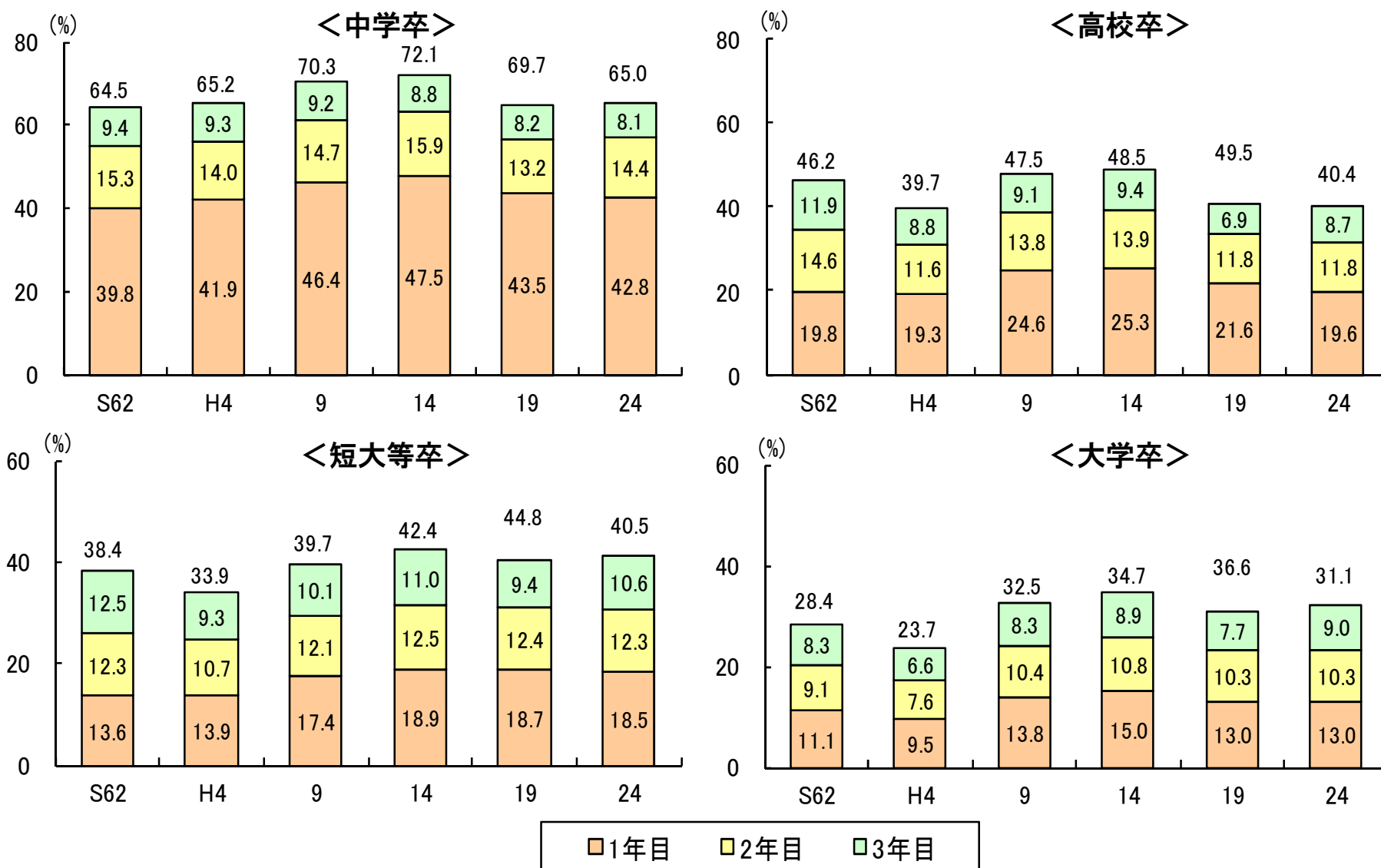
## ○フリーターの数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、  
1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、  
2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、  
3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

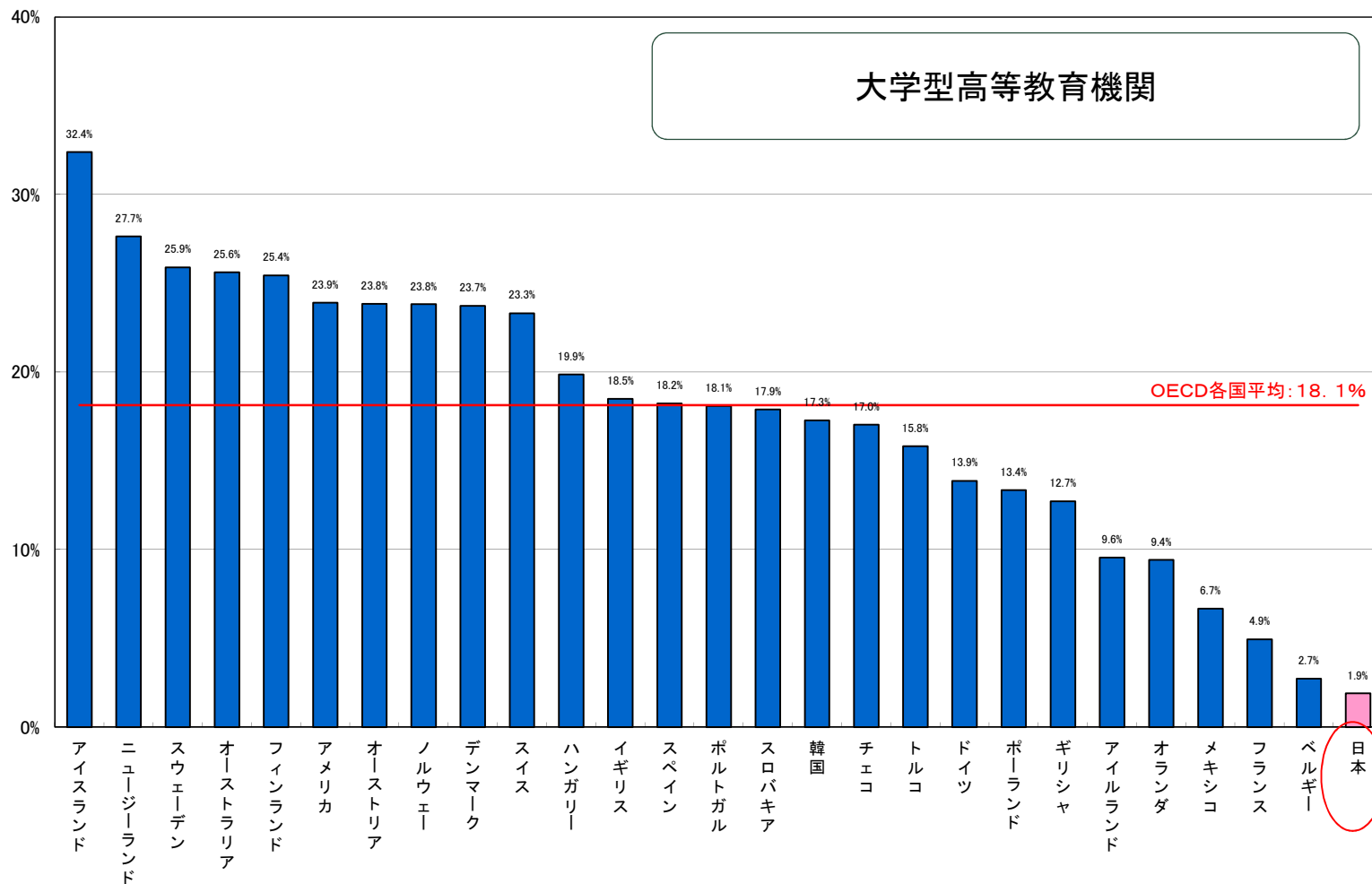
# 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移



### 3. 各高等教育機関における社会人の受入れと 実践的職業教育への取組

# 高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

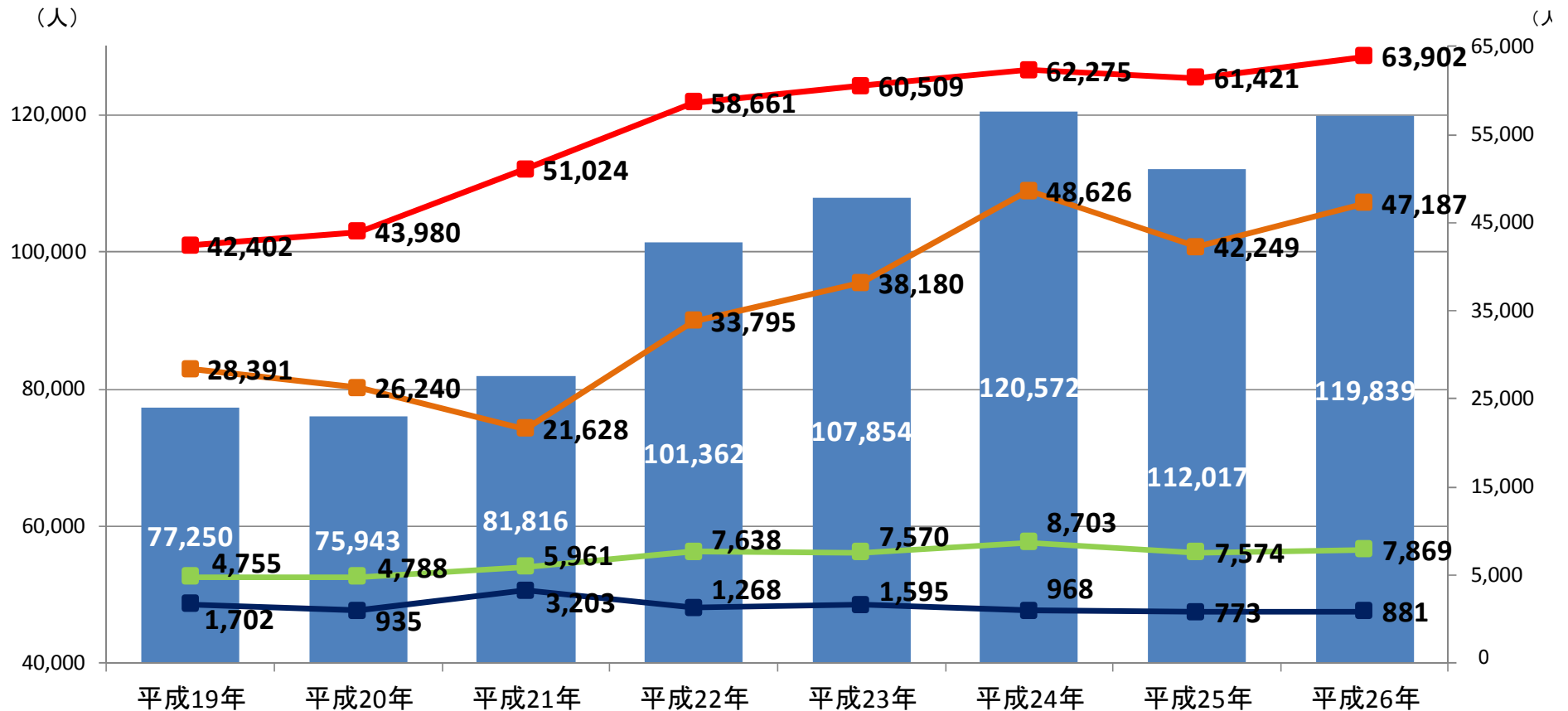
大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。



出典：大学型高等教育機関  
「OECD Stat Extracts (2012)」 (日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる  
社会人入学生数 (4年制大学) )

## 社会人の在学人数の推移（私立専修学校）

社会人の在学人数は、増減があるものの、平成19年以降は増加。特に専門課程の増加が顕著。平成26年の私立専門学校における社会人の在学人数は、約6万3千人。職業訓練等の附帯事業を含めると、総数で約12万人の社会人が私立専修学校に在学している。



※ 出典：文部科学省 私立高等学校等実態調査（調査対象：私立の専修学校）

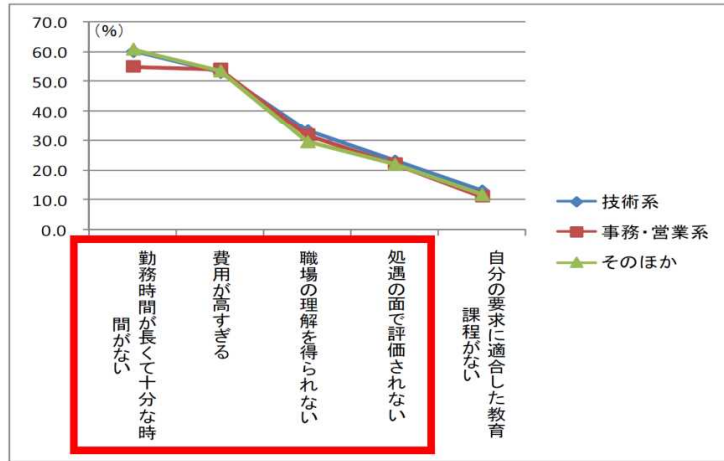
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

# 社会人の学修に対する課題

再学修を受ける場合に想定される課題としては、時間の確保が困難なことや費用の問題など、職業生活と学修の両立に関するものが多い。

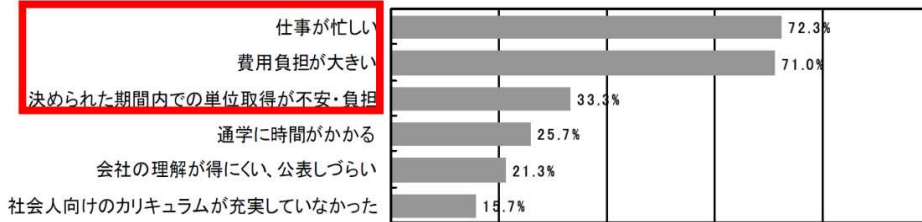
学習の成果を活用する、学習活動の証明を得たいと考える者や、公的機関が認証することで通用性を得たいと考える者が、それぞれ約3強。

大卒社員(N=25,203)のうち、  
大学院修士課程に興味がある者(約半分)が入学の障害と考えること



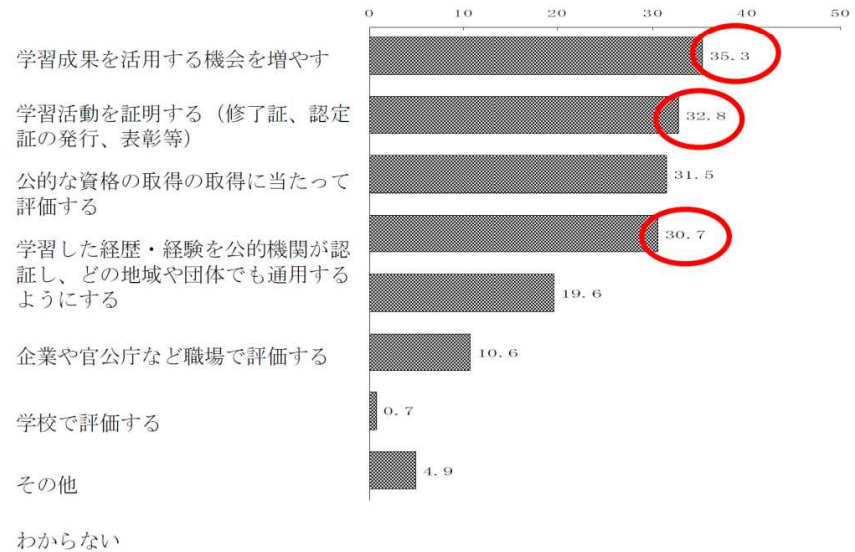
東京大学 大学経営・政策研究センター(CRUMP)「職業人と大学教育」調査  
(<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat83/>)

## リカレント教育受講において想定される課題

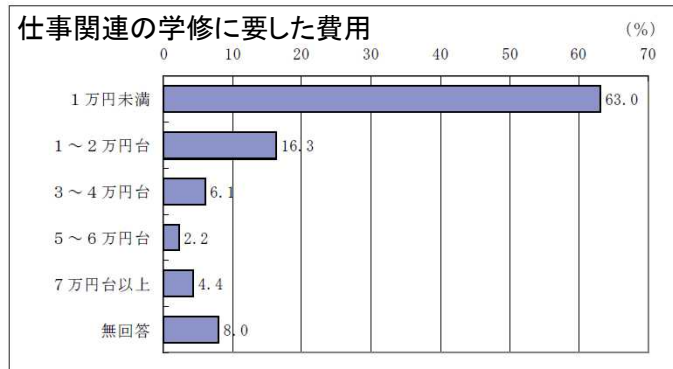


(職業能力開発総合大学校能力開発研究センター調査報告書No.128 平成17年3月)

(質問:「人々が「生涯学習」を通して身につけた知識・技能や経験を社会的に評価する際に、どのような方法で行うのがよいと思いますか。)



資料:内閣府政府広報室 H20年 生涯学習に関する世論調査



(出典)大学教育に関する職業人調査(2009年東京大学<科研費調査研究>)

## 大学生のインターンシップ参加状況について

### 単位認定を行うインターンシップのうち特定の資格取得に関係しないものへの参加状況(平成25年度)

	参加学生数(参加率)
大学院	5,055人 (2.0%)
大学	62,636人 (2.4%)
短期大学	5,398人 (4.0%)
高専	8,736人 (15.0%)

(注)参加率は平成25年度の学校基本調査における各学校種毎の学生数を基に算出。

### 単位認定を行うインターンシップのうち特定の資格取得に関係しないものへの実施期間別参加学生構成比(平成25年度)

単位:%	1週間未満	1週間～ 3週間未満	3週間以上
大学院	14.6	53.1	31.9
大学	25.3	61.0	13.2
短期大学	29.5	58.0	12.5
高専	35.3	59.0	5.3

(注)実施期間不明については割愛。



# 「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

## 1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

提言を受け、有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」として文部科学大臣が認定

### 【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

### 【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における**正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている
  - ①**実務家教員や実務家による授業**      ②**双方向若しくは多方向に行われる討論**
  - ③**実地での体験活動**                      ④**企業等と連携した授業**
- 受講者の成績評価を実施      ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- 週末開講等、**社会人が受講しやすい工夫の整備**

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進**を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

# 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

## 経緯

平成23年1月: 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ): 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

## 先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

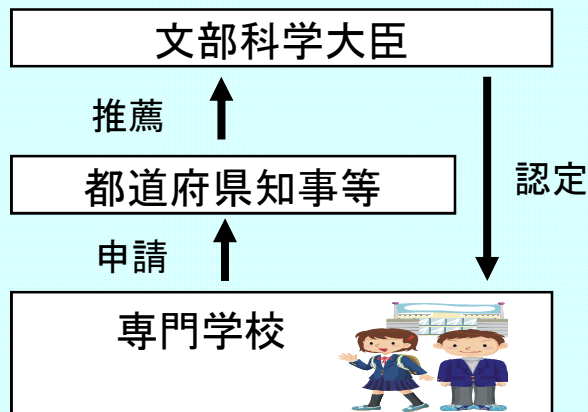
平成25年8月30日:

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(673校、2,042学科(平成27年2月17日現在))

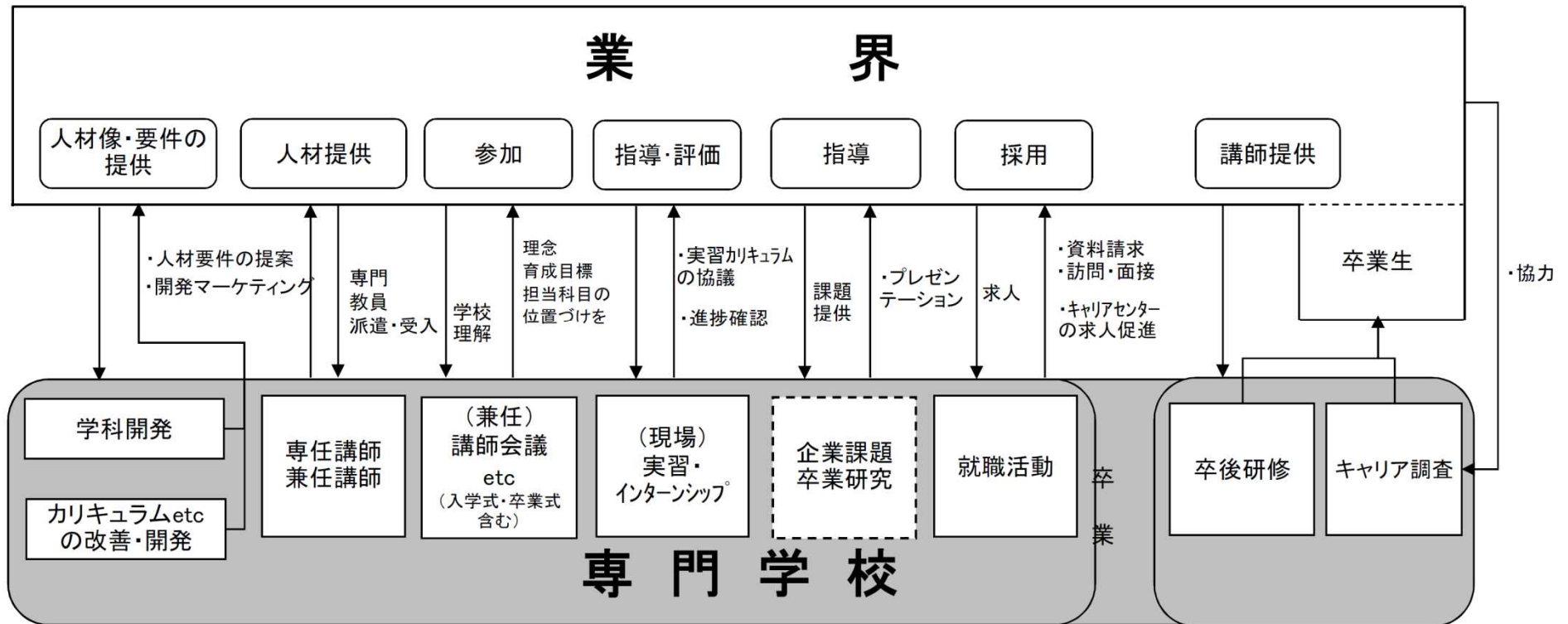
## 認定要件等



### 【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

# 専門学校と業界との連携の視点



出典: 専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月 文部科学省)

## 4. 各高等教育機関における 教員・教育課程等の現状

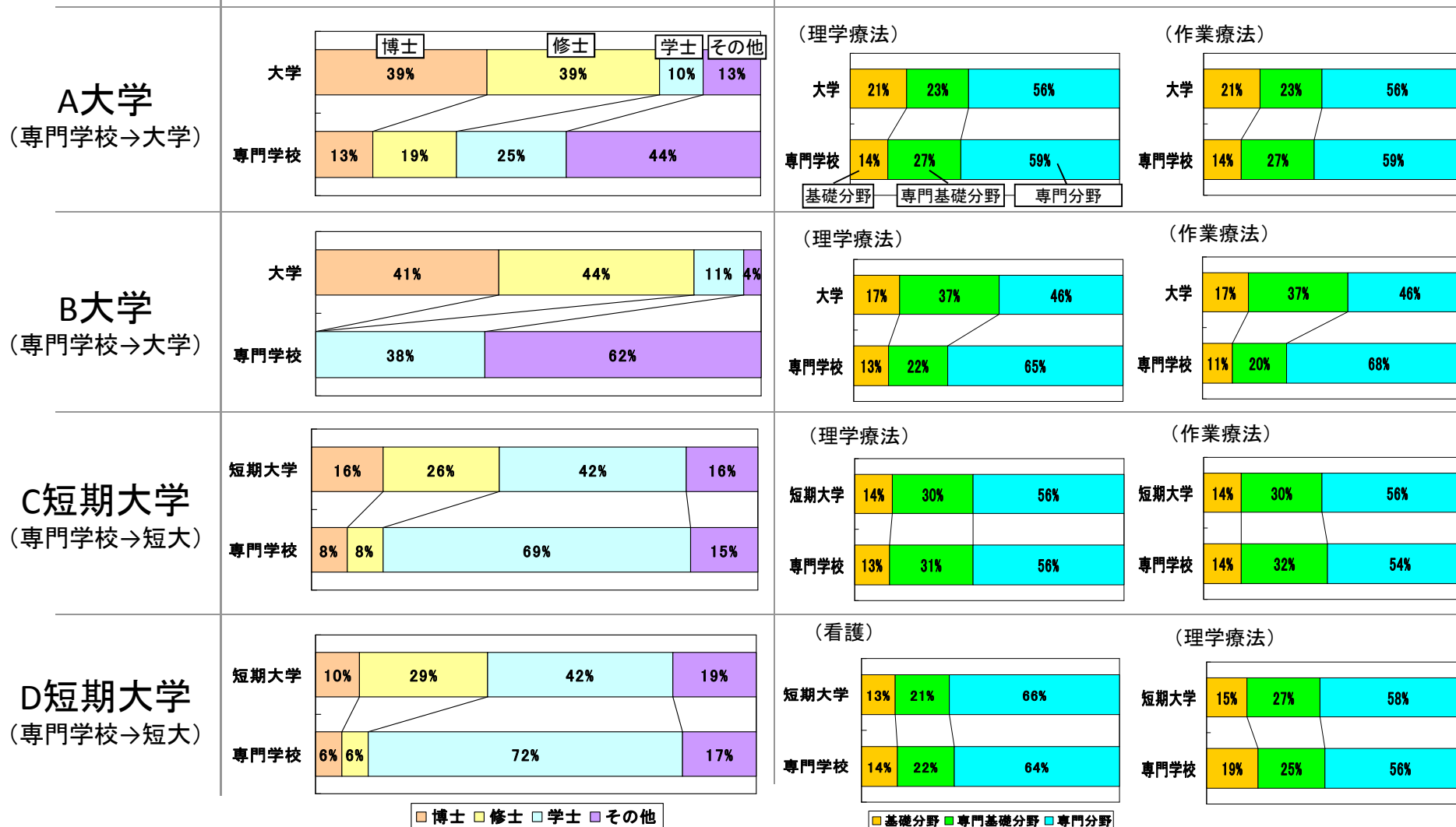
# 各高等教育機関におけるカリキュラム等の実態

## 大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違

－専門学校を前身として大学を設置した場合の教員構成・教育課程の変化－

### 教育課程

### 教員組織(学歴構成)



# 各高等教育機関における本務教員の学歴構成

単位：%

区分 (H25年度)	学歴								
	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課程					
大学	100.0	0.3	51.7	22.7	19.7	0.0	4.6	0.3	0.7
短期 大学	100.0	0.1	23.4	34.8	27.8	0.0	2.7	6.8	4.4
高等 専門 学校	100.0	0.1	56.7	31.7	8.4	-	1.2	1.0	0.9

区分 (H25年 度)	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	専修 学校	各種 学校	旧制 高校	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課 程								
専修学校 (参考)	100.0	0.2	2.2	7.6	34.6	0.0	0.6	7.0	41.2	1.7	0.1	4.8

※「博士課程修了者」は、学位論文の審査及び最終試験に合格していない場合でも、所定の年限を在学し、所定の単位を修得したと認定された者を含む  
 ※専修学校には、専門課程のほか、一般課程及び高等課程が含まれているため参考値

## 新規採用された大学等教員(他の大学からの転入者を除く)のうち、 民間企業等の職を前職とする者の割合(学歴別)

大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者				うち、臨床医等出身者
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	11,314人 (100%)	1,545人 (13.7%)	1,004人 (8.9%)	424人 (3.7%)	117人 (1.0%)	3,205人 (28.3%)
	大学院 (博士)	5,243人 (46.3%)	443人 (3.9%)	301人 (2.7%)	115人 (1.0%)	27人 (0.2%)	1,065人 (9.4%)
	大学院 (修士)	1,836人 (16.2%)	438人 (3.9%)	304人 (2.7%)	109人 (1.0%)	25人 (0.2%)	103人 (0.9%)
	大学 (学部)	3,445人 (30.4%)	513人 (4.5%)	309人 (2.7%)	158人 (1.4%)	46人 (0.4%)	2,017人 (17.8%)
	その他	790人 (7.0%)	151人 (1.3%)	90人 (0.8%)	42人 (0.4%)	19人 (0.2%)	20人 (0.2%)

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。  
 ※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。  
 ※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

短期 大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	541人 (100%)	153人 (28.3%)	101人 (18.7%)	40人 (7.4%)	12人 (2.2%)	9人 (1.7%)
	大学院 (博士)	96人 (17.7%)	15人 (2.8%)	9人 (1.7%)	3人 (0.6%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)
	大学院 (修士)	180人 (33.3%)	41人 (7.6%)	27人 (5.0%)	13人 (2.4%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)
	大学 (学部)	155人 (28.7%)	53人 (9.8%)	36人 (6.7%)	13人 (2.4%)	4人 (0.7%)	5人 (0.9%)
	その他	110人 (20.3%)	44人 (8.1%)	29人 (5.4%)	11人 (2.0%)	4人 (0.7%)	2人 (0.4%)

高等専門 学校		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	193人 (100%)	49人 (25.4%)	39人 (20.2%)	5人 (2.6%)	5人 (2.6%)	-
	大学院 (博士)	136人 (70.5%)	31人 (16.1%)	24人 (12.4%)	4人 (2.1%)	3人 (1.6%)	-
	大学院 (修士)	31人 (16.1%)	9人 (4.7%)	8人 (4.1%)	-	1人 (0.5%)	-
	大学 (学部)	14人 (7.3%)	5人 (2.6%)	3人 (1.6%)	1人 (0.5%)	1人 (0.5%)	-
	その他	12人 (6.2%)	4人 (2.1%)	4人 (2.1%)	-	-	-

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。

※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。

※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

【出典】平成25年度「学校教員統計調査」<sup>47</sup>



# 大学・短期大学の教授、准教授、助教及び講師の資格

	大 学	短期大学
<b>学校教育法</b>	第92条 ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。	
<b>大学設置基準・短期大学設置基準</b> 赤字：すべての教員に求められる要件 青字：各号のいずれかの該当を求められる要件	<b>【教育上の能力】</b> <b>教授・准教授・助教本文</b> 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者  <b>講師二</b> その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	<b>【教育上の能力】</b> <b>教授・准教授・助教本文</b> 短期大学における教育を担当するにふさわしい… [以下同左] <b>講師二</b> 特定分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい… [以下同左]
	<b>【学位と研究業績・専門職学位と実務業績】</b> <b>教授一</b> 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、 <u>研究上の業績を有する者</u> <b>教授二</b> 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 <b>教授三</b> 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する <u>実務上の業績を有する者</u> <b>准教授三</b> 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 <b>助教二</b> 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、 <u>学士の学位</u> )又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 <b>助手一</b> <u>学士の学位</u> (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 <b>助手二</b> 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者 <b>准教授四</b> 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者	<b>【学位と研究業績・専門職学位と実務業績】</b> <b>教授一</b> [同左] <b>教授二</b> [同左] <b>教授三</b> [同左]  <b>准教授三</b> [同左]  <b>助教二</b> [同左]  <b>助手一</b> [同左] <b>助手二</b> [同左] <b>教授六</b> 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
	<b>【教育等実績】</b> <b>教授四</b> 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 <b>准教授二</b> 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者	<b>【教育等実績】</b> <b>教授五</b> 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において… [以下同左] <b>准教授二</b> 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において… [以下同左]
	<b>【技能・技術】</b> <b>教授五</b> 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者	<b>【技能・技術】</b> <b>教授四</b> 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていると認められる者
	<b>【知識・経験】</b> <b>教授六</b> 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 <b>准教授五</b> 専攻分野について、 <u>優れた知識及び経験を有すると認められる者</u> <b>助教三</b> 専攻分野について、 <u>知識及び経験を有すると認められる者</u>	<b>【知識・経験】</b> <b>教授七</b> 特定分野について、… [以下同左] <b>准教授四</b> 特定分野について、… [以下同左] <b>助教三</b> 特定分野について、… [以下同左]

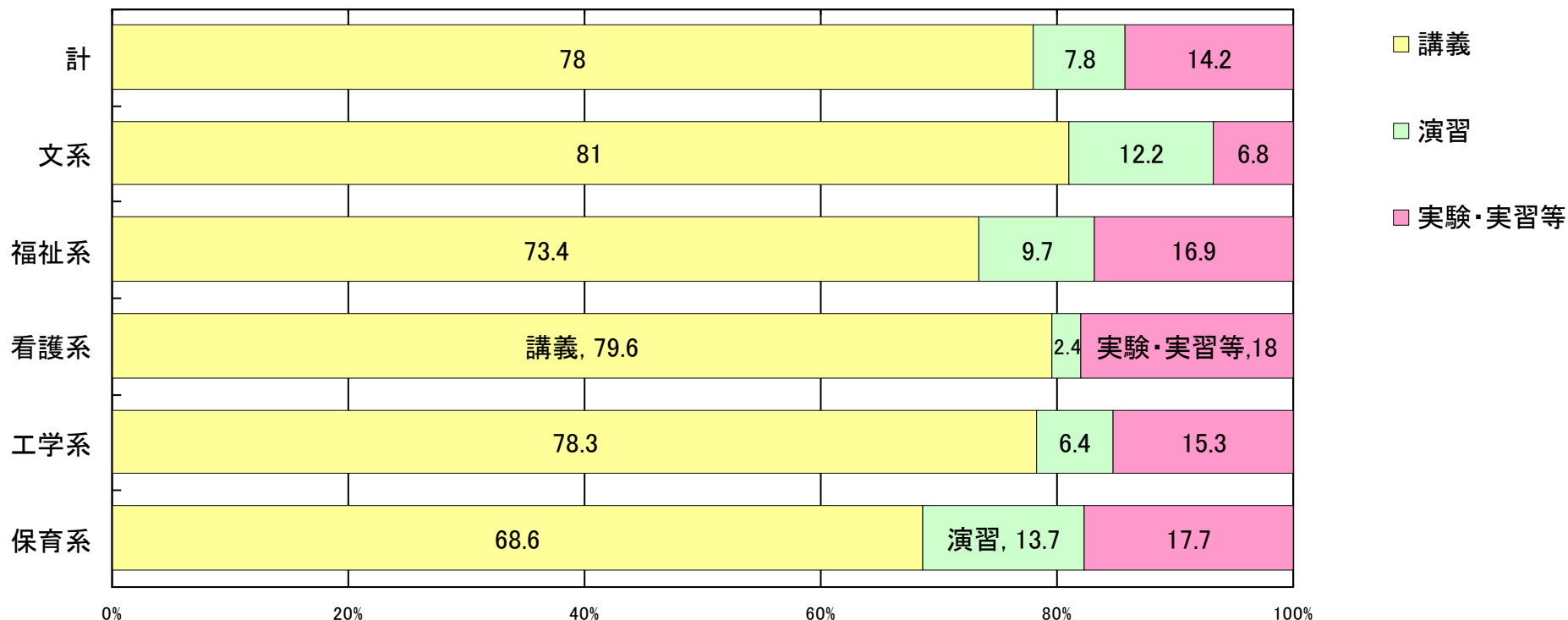
## 諸外国の高等教育機関における教員資格について

アメリカ合衆国	2年制大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上級学位につながる課程の教員: 修士以上の学位</li> <li>○職業・技術教育課程の教員: 学士又は準学士取得と数年の実務経験</li> </ul>
	4年制大学	・博士の取得
イギリス		教員資格について法令上の規定はない。一般にPhD取得者。
ドイツ	専門大学 Fachhochschule	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教授                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育修了</li> <li>・教育的適性</li> <li>・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士号取得によって証明)</li> <li>・場合により, 学術又は芸術における補足的な業績, 科学的な知識や複数年の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績</li> </ul> </li> <li>○ 準教授                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育修了</li> <li>・教育的適性</li> <li>・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士号取得によって証明)</li> </ul> </li> </ul>
	総合大学 Universität	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教授                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育修了</li> <li>・教育的適性</li> <li>・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士号取得によって証明)</li> </ul> </li> </ul>
フィンランド	専門大学 (AMK)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主任講師                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士号(若しくはライセンス学位)</li> <li>・当該分野における3年以上の職務経験</li> <li>・教職課程の履修</li> </ul> </li> <li>○講師                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士号</li> <li>・当該分野における3年以上の職務経験</li> <li>・教職課程の履修</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">※ 2015年にAMK法が全面改正</p>
	大学	大学の自律性を尊重する立場から、教員資格に関する国レベルの規定はない。多くの場合、各大学が学則等において職階別に規定している。 例えば、ヘルシンキ大学では、教授に対しては、出版やイノベーションなどの研究業績、教育経験や教材の作成などの教育業績、リーダーシップ、学会における活動、外部資金の獲得、国際的な活動などを資格要件として課している。博士号が要件として求められている場合が多い。
韓国	専門大学	※大卒者の場合 ○教授 研究歴4年＋教育歴6年(合計10年) ○副教授 研究歴3年＋教育歴4年(合計7年)
	4年制大学	○助教授 研究歴2年＋教育歴2年(合計4年) ※専門大学は、必要教員数の2分の1(4年制大学は5分の1)の範囲内で、産業を含む各分野の専門家を兼任教員として任用することができる。

# 各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の単位数割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

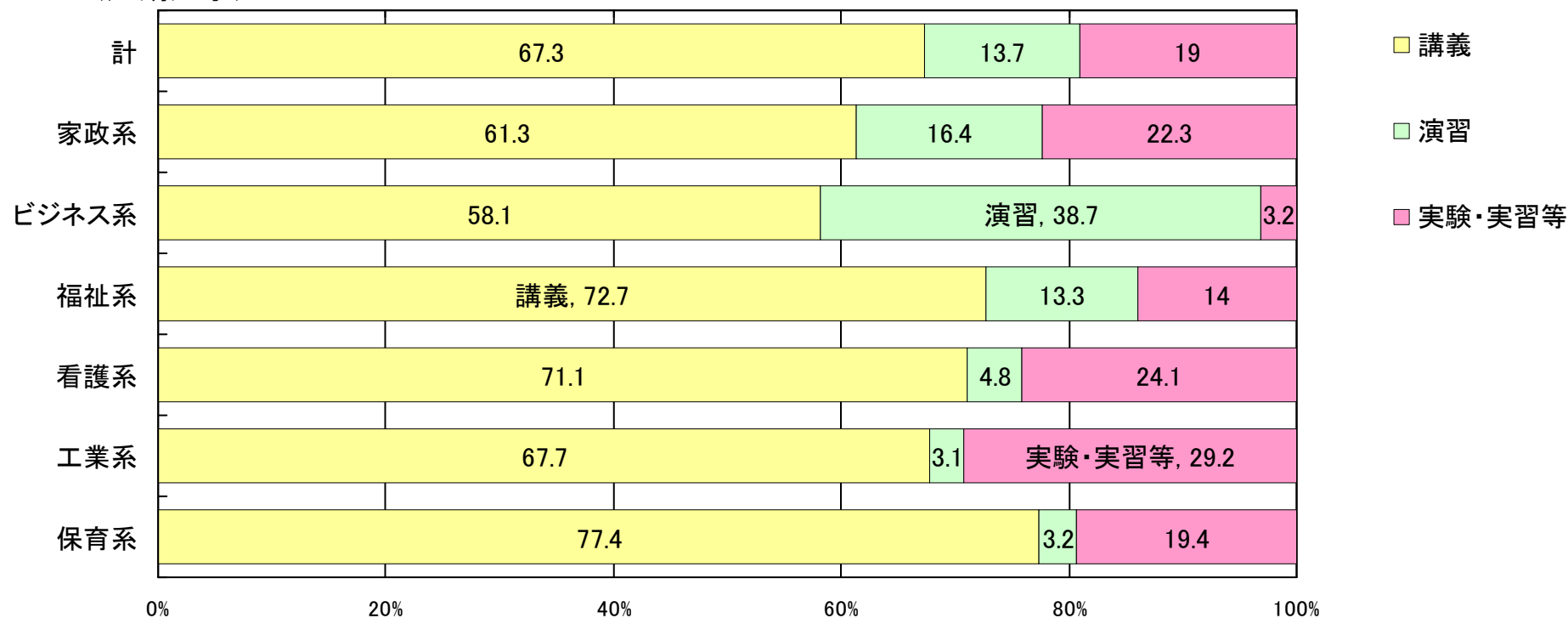
※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

資料:文部科学省調べ

# 各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合② (短期大学・高等専門学校)

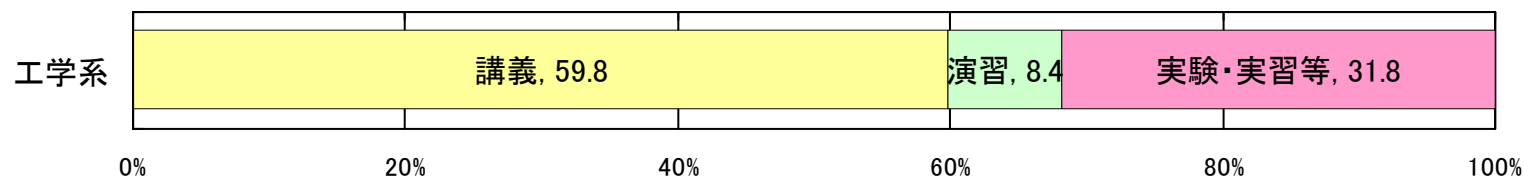
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の単位数割合は、工業系で最も高く約29%。また、ビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%。

(短期大学)



※ サンプル数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

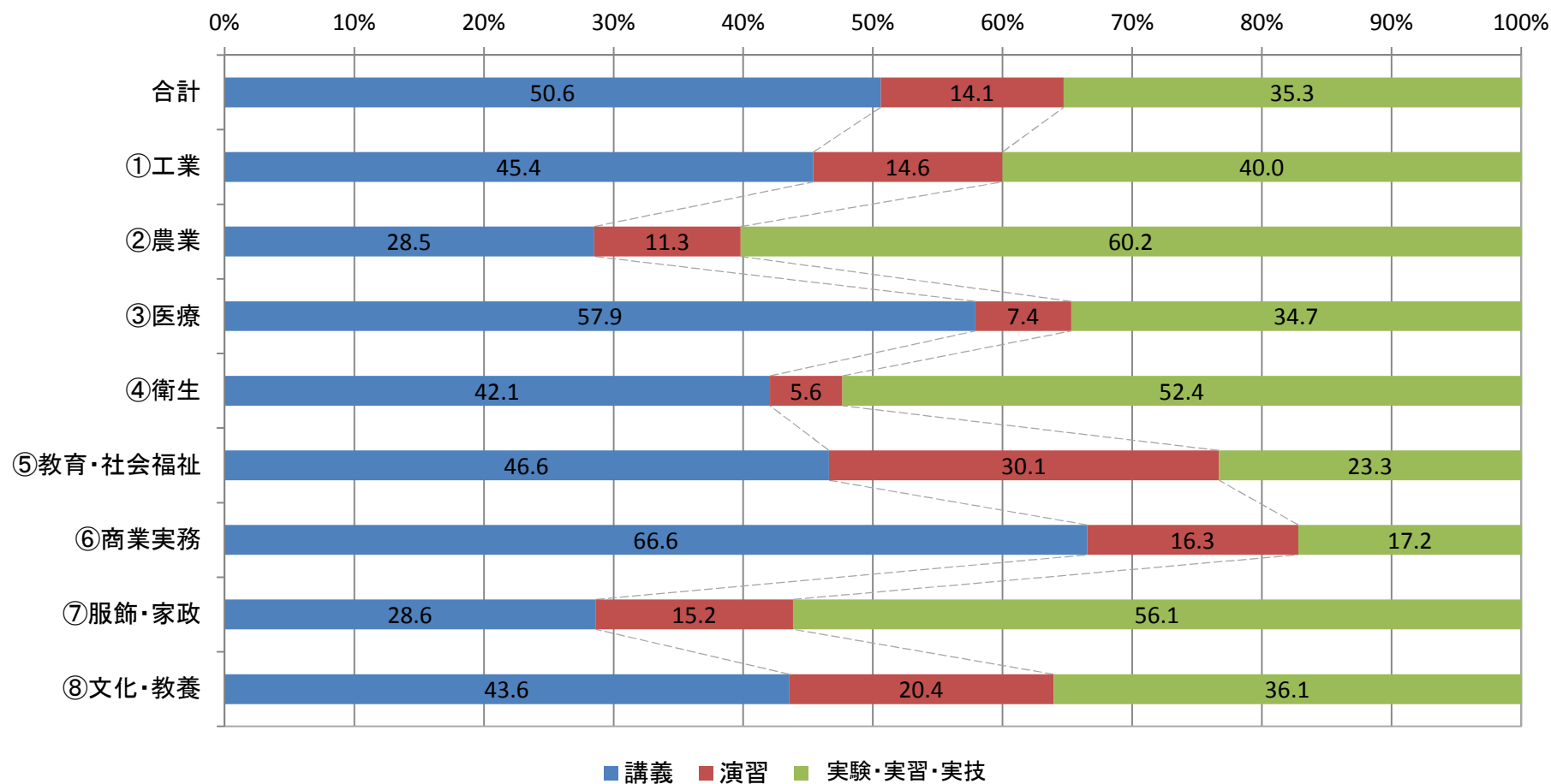
(高等専門学校)



※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない) サンプル数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科) 資料:文部科学省調べ

# 各高等教育機関の分野別の講義、演習、実習等の割合③ (専門学校)

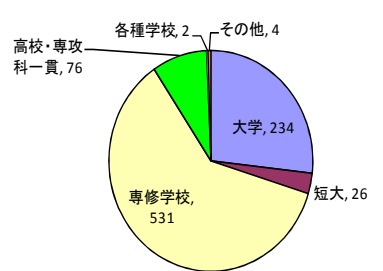
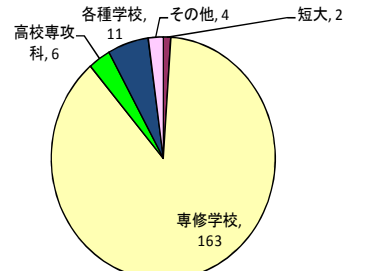
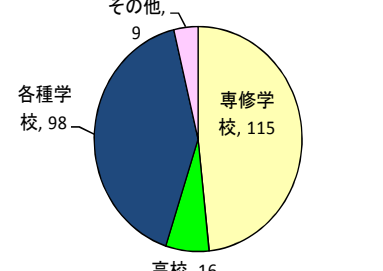
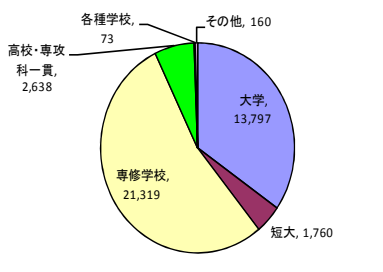
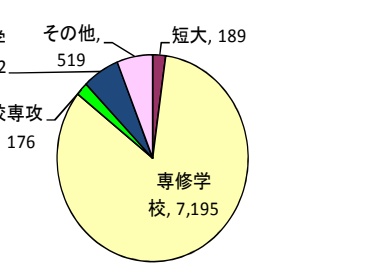
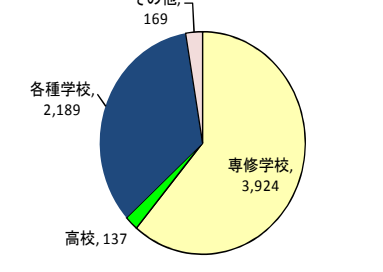
専門学校のカリキュラムに占める実習等の授業時数割合は、全分野平均で約35%。また、教育・社会福祉分野、商業実務分野等では、実習とともに演習の割合が高い。



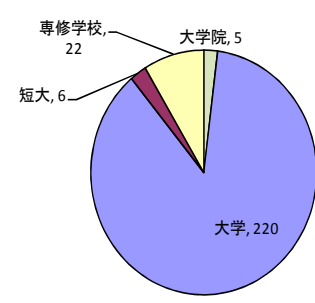
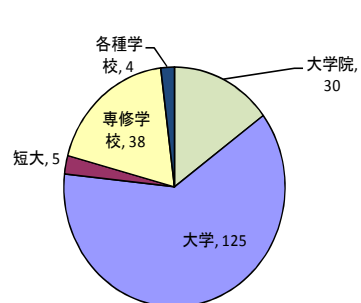
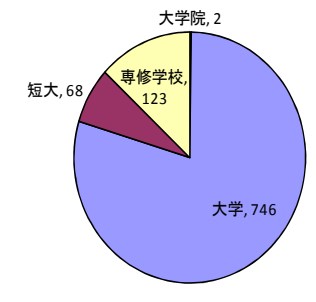
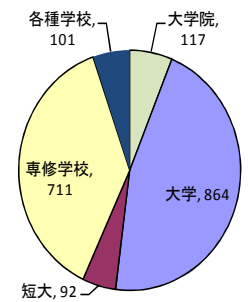
出典：平成23年度専修学校を設置する法人等の組織に関する調査、学科・教員に関する調査

# 主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

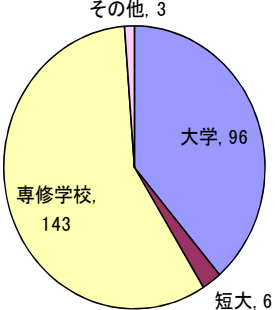
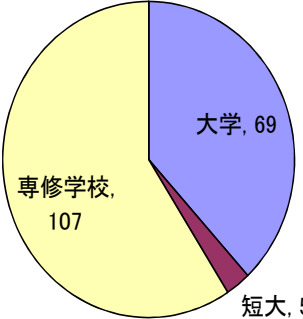
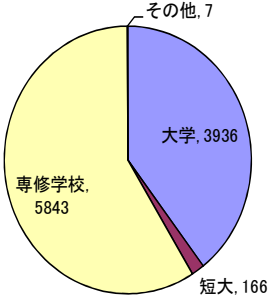
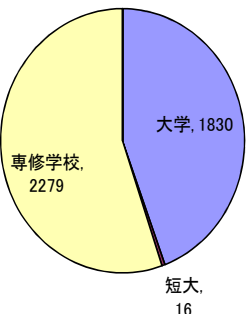
## 1) 看護系①

	看護師	准看護師	
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者 ○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者 ○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の大学、学校又は養成所において2年以上修業した者	○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 ○看護師国家試験の受験資格を有する者	
<b>養成施設の種類</b>	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設	
<b>養成施設数</b>	3年課程の養成施設合計: 873施設 	2年課程の養成施設合計: 186施設 	2年課程の養成施設合計: 238施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成26年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数: 39,747人 	平成26年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数: 8,621人 	平成26年度に卒業・就業した准看護師総数: 6,419人 

1)看護系②

	保健師	助産師																						
<b>国家試験受験資格の取得要件</b>  <b>(外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)</b>	○文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者  ○都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者  ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。	○文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者  ○都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者  ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。																						
<b>養成施設の種類</b>	大学院 大学 短大 専修学校	大学院 大学 短大 専修学校 各種学校																						
<b>養成施設数</b>	合計:253施設   <table border="1"> <caption>養成施設数 (保健師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	220	専修学校	22	短大	6	大学院	5	合計:202施設   <table border="1"> <caption>養成施設数 (助産師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	125	専修学校	38	大学院	30	短大	5	各種学校	4
施設種類	数																							
大学	220																							
専修学校	22																							
短大	6																							
大学院	5																							
施設種類	数																							
大学	125																							
専修学校	38																							
大学院	30																							
短大	5																							
各種学校	4																							
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成26年度に卒業・就業した保健師総数:939人   <table border="1"> <caption>養成施設ごとの就業者数等 (保健師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	746	専修学校	123	短大	68	大学院	2	平成26年度に卒業・就業した助産師総数:1,885人   <table border="1"> <caption>養成施設ごとの就業者数等 (助産師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>864</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>711</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	864	専修学校	711	大学院	117	短大	92	各種学校	101
施設種類	数																							
大学	746																							
専修学校	123																							
短大	68																							
大学院	2																							
施設種類	数																							
大学	864																							
専修学校	711																							
大学院	117																							
短大	92																							
各種学校	101																							

## 2)リハビリ医療系

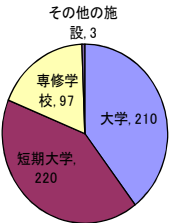
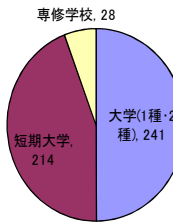
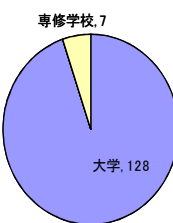
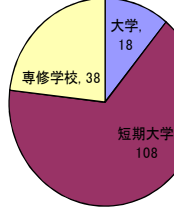
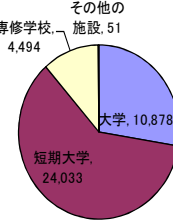
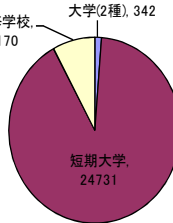
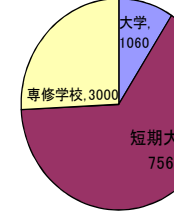
	理学療法士	作業療法士																		
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの																		
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設																		
<b>養成施設数</b>	合計:248施設  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>96</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>143</td></tr> <tr><td>短大</td><td>6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td></tr> </table>	施設種類	数	大学	96	専修学校	143	短大	6	その他	3	合計:181施設  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>69</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>107</td></tr> <tr><td>短大</td><td>5</td></tr> </table>	施設種類	数	大学	69	専修学校	107	短大	5
施設種類	数																			
大学	96																			
専修学校	143																			
短大	6																			
その他	3																			
施設種類	数																			
大学	69																			
専修学校	107																			
短大	5																			
<b>養成施設ごとの資格取得者数</b>	平成26年度の試験合格者総数:9,952人  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>取得者数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>3,936</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>5,843</td></tr> <tr><td>短大</td><td>166</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7</td></tr> </table>	施設種類	取得者数	大学	3,936	専修学校	5,843	短大	166	その他	7	平成26年度の試験合格者総数:4,125人  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>取得者数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,830</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>2,279</td></tr> <tr><td>短大</td><td>16</td></tr> </table>	施設種類	取得者数	大学	1,830	専修学校	2,279	短大	16
施設種類	取得者数																			
大学	3,936																			
専修学校	5,843																			
短大	166																			
その他	7																			
施設種類	取得者数																			
大学	1,830																			
専修学校	2,279																			
短大	16																			



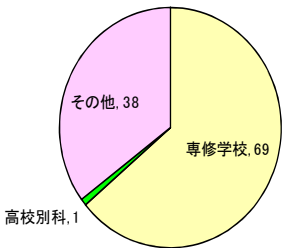
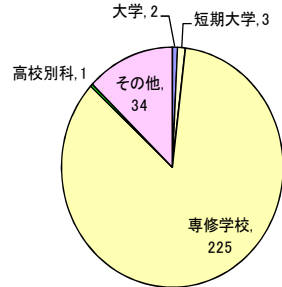
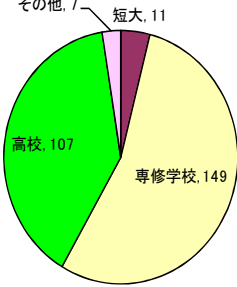
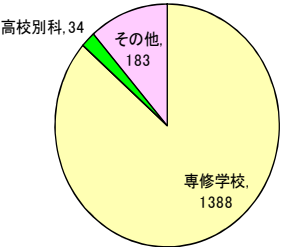
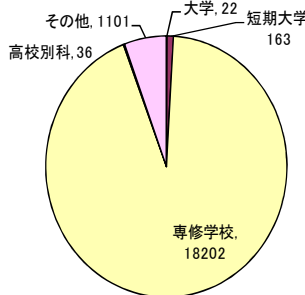
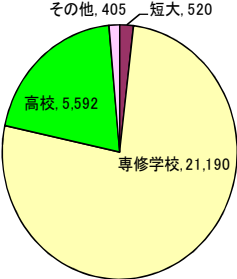
3) 福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
資格の取得要件	<p>○大学の入学資格を有する者であって、介護福祉士養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であって、介護福祉士養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○大学の入学資格を有する者であって、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○3年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者(注2)</p> <p>○高等学校等において3年以上(専攻科において2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得し、介護福祉士試験に合格した者(平成26年3月31日までに特別高等学校に入学した者は、卒業後に九月以上の実務経験を経ることとする)(注3)</p> <p>(注1)平成28年度から国家試験が義務付けとなっていたが、施行延期が行われる予定であり、以下の見直しを内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案が現在国会に提出されている。 ※平成29年度から養成施設卒業者が国家試験を受験するものとし、養成施設と学生が円滑に対応できるよう、5年をかけて漸進的な導入を図り、平成34年度から完全実施することとする。</p> <p>(注2)平成28年度以降は、実務者養成施設等で6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することとする。</p> <p>(注3)平成28年度から平成30年度においても、特別高等学校への入学を認め、卒業後に9月以上の実務経験を経たうえで受験を可能とする法案が現在国会に提出されている。</p>	<p>(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p><b>【指定科目の履修】</b> ○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者</p> <p><b>【短期養成施設】</b> ○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○社会福祉士主事養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに老人福祉指導主事であった期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p><b>【一般養成施設】</b> ○大学を卒業した者等であって、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)を卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>	<p>(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p><b>【指定科目の履修】</b> ○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者</p> <p><b>【短期養成施設】</b> ○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p><b>【長期養成施設】</b> ○大学を卒業した者等であって、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)を卒業した者等であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
養成施設の種類の	<p>大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科</p> <p>課程修了により資格取得(試験なし)</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>
養成施設数	<p>合計:378施設 (高校本科除く)</p> <p>大学, 61 短大, 75 専修学校, 240</p>	<p>指定科目を置く大学等: 366校</p> <p>大学, 225 短大, 29 専修学校, 112</p> <p>一般養成施設: 62施設</p> <p>大学, 1 短大, 1 専修学校, 55</p> <p>短期養成施設: 11専門学校</p>	<p>指定科目を置く大学等: 184校</p> <p>大学, 152 短大, 1 専修学校, 31</p> <p>一般養成施設: 55施設</p> <p>大学, 1 専修学校, 54</p> <p>短期養成施設: 82施設</p> <p>大学, 25 専修学校, 25</p>
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>平成26年度の入学者総数: 10,453人 (高校本科除く)</p> <p>大学, 1,254 短大, 2,040 専修学校, 7,129</p> <p>平成26年度 介護福祉士試験における 福祉系高校(専攻科含む) からの合格者数: 3,234人</p>	<p>平成26年度の合格者総数: 12,181人 福祉系大学等ルート</p> <p>大学, 6,846 短大, 94 専修学校, 317</p> <p>一般・短期養成施設ルート</p> <p>大学, 217 短大, 144 専修学校, 898</p>	<p>平成26年度の合格者総数: 4,402人 保健福祉系大学等ルート</p> <p>大学, 1,670 短大, 129 専修学校, 129</p> <p>一般・短期養成施設ルート</p> <p>大学, 225 専修学校, 2,378</p>

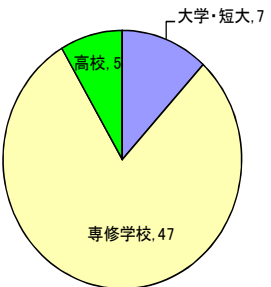
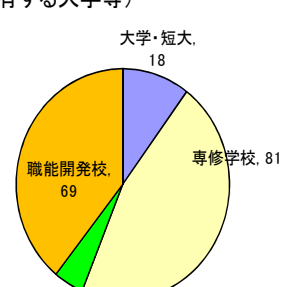
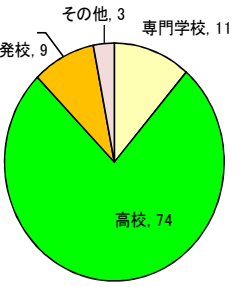
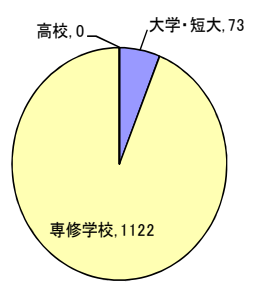
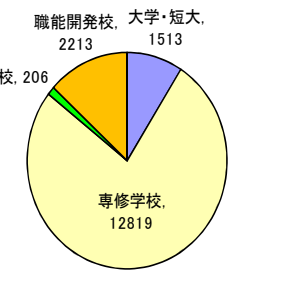
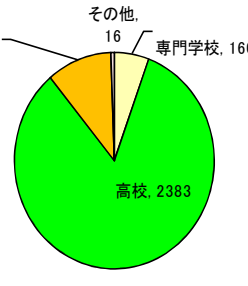
4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士																																
資格の取得要件	<p>○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者</p> <p>○保育士試験に合格した者 ※保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。</p> <p>①短大卒業又は同等以上 ②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上 ③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上 ④都道府県知事による受験資格認定：実務経験5年以上(高校卒業者は2年以上)、対象施設は家庭的保育や認可外保育施設等</p> <p>※なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除。</p>	<p>○短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者</p>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの</p> <p>○修業年限が4年である養成施設であって、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</p> <p>○修業年限が2年、3年又は4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年、2年又は1年以上(在学+実務が5年以上)栄養の指導に従事した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</p>																																
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校																																
養成施設数	<p>合計：530施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>210</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>220</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>97</td></tr> <tr><td>その他の施設</td><td>3</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	210	短期大学	220	専修学校	97	その他の施設	3	<p>合計：483施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学(1種・2種)</td><td>241</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>214</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>28</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学(1種・2種)	241	短期大学	214	専修学校	28	<p>合計：135施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>128</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>7</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	128	専修学校	7	<p>合計：164施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>18</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>108</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>38</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	18	短期大学	108	専修学校	38
施設の種類	数																																			
大学	210																																			
短期大学	220																																			
専修学校	97																																			
その他の施設	3																																			
施設の種類	数																																			
大学(1種・2種)	241																																			
短期大学	214																																			
専修学校	28																																			
施設の種類	数																																			
大学	128																																			
専修学校	7																																			
施設の種類	数																																			
大学	18																																			
短期大学	108																																			
専修学校	38																																			
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>平成25年度の資格取得者数：39,456人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>10,878</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>24,033</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>4,494</td></tr> <tr><td>その他の施設</td><td>51</td></tr> </table> <p>(参考)平成25年度の保育士試験合格者数：8,905人</p>	施設の種類	数	大学	10,878	短期大学	24,033	専修学校	4,494	その他の施設	51	<p>平成26年3月卒の資格取得者総数：27,243人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学(2種)</td><td>342</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>24,731</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>2,170</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学(2種)	342	短期大学	24,731	専修学校	2,170	<p>・平成26年度の国家資格合格者数：11,068人</p> <p>・平成26年の免許交付数：10,216人</p>	<p>・平成26年度の入学定員：11,620人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,060</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>7,560</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>3,000</td></tr> </table> <p>・平成25年度の免許交付数：18,567人</p>	施設の種類	数	大学	1,060	短期大学	7,560	専修学校	3,000						
施設の種類	数																																			
大学	10,878																																			
短期大学	24,033																																			
専修学校	4,494																																			
その他の施設	51																																			
施設の種類	数																																			
大学(2種)	342																																			
短期大学	24,731																																			
専修学校	2,170																																			
施設の種類	数																																			
大学	1,060																																			
短期大学	7,560																																			
専修学校	3,000																																			

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師																														
資格の取得要件	<p>(理容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>(美容師国家試験受験資格の取得要件) ○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>○学校教育法57条に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの ○高校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p>																														
養成施設の種類	<p>大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設</p>	<p>大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設</p>	<p>短大 専修学校 高校 その他養成施設</p>																														
養成施設数	<p>合計:108施設</p>  <table border="1"> <caption>理容師養成施設数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>69</td></tr> <tr><td>その他</td><td>38</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>1</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	69	その他	38	高校別科	1	<p>合計:265施設</p>  <table border="1"> <caption>美容師養成施設数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>225</td></tr> <tr><td>その他</td><td>34</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>3</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>1</td></tr> <tr><td>大学</td><td>2</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	225	その他	34	短期大学	3	高校別科	1	大学	2	<p>合計:274施設</p>  <table border="1"> <caption>調理師養成施設数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>149</td></tr> <tr><td>高校</td><td>107</td></tr> <tr><td>短大</td><td>11</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	149	高校	107	短大	11	その他	7
施設種類	数																																
専修学校	69																																
その他	38																																
高校別科	1																																
施設種類	数																																
専修学校	225																																
その他	34																																
短期大学	3																																
高校別科	1																																
大学	2																																
施設種類	数																																
専修学校	149																																
高校	107																																
短大	11																																
その他	7																																
養成施設ごとの合格者数等	<p>平成26年の合格者総数:1,605人</p>  <table border="1"> <caption>理容師養成施設ごとの合格者数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1388</td></tr> <tr><td>その他</td><td>183</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>34</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	1388	その他	183	高校別科	34	<p>平成26年の合格者総数:19,524人</p>  <table border="1"> <caption>美容師養成施設ごとの合格者数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>18202</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1101</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>163</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>36</td></tr> <tr><td>大学</td><td>22</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	18202	その他	1101	短期大学	163	高校別科	36	大学	22	<p>平成27年の入学定員:27,707人</p>  <table border="1"> <caption>調理師養成施設ごとの入学定員数</caption> <tr><th>施設種類</th><th>入学定員数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>21,190</td></tr> <tr><td>高校</td><td>5,592</td></tr> <tr><td>短大</td><td>520</td></tr> <tr><td>その他</td><td>405</td></tr> </table>	施設種類	入学定員数	専修学校	21,190	高校	5,592	短大	520	その他	405
施設種類	合格者数																																
専修学校	1388																																
その他	183																																
高校別科	34																																
施設種類	合格者数																																
専修学校	18202																																
その他	1101																																
短期大学	163																																
高校別科	36																																
大学	22																																
施設種類	入学定員数																																
専修学校	21,190																																
高校	5,592																																
短大	520																																
その他	405																																

6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)																												
技能検定の受験資格の取得要件	<p>○2級の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の1級の課程を修了したもの 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>	<p>○一種養成施設の2級の課程を修了した者</p> <p>○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>	<p>○一種養成施設の3級の課程を修了した者 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>																												
養成施設の種類	<p>大学・短期大学 専修学校</p>	<p>大学・短期大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設</p>	<p>専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設</p>																												
養成施設数	<p>合計：59 施設(一種養成施設)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 1)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>47</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>7</td></tr> <tr><td>高校</td><td>5</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	47	大学・短大	7	高校	5	<p>合計：176 施設(一種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 2)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>81</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>69</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>18</td></tr> <tr><td>高校</td><td>8</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	81	職能開発校	69	大学・短大	18	高校	8	<p>合計：97 施設(一種養成施設)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 3)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>高校</td><td>74</td></tr> <tr><td>専門学校</td><td>11</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td></tr> </table>	施設種類	数	高校	74	専門学校	11	職能開発校	9	その他	3
施設種類	数																														
専修学校	47																														
大学・短大	7																														
高校	5																														
施設種類	数																														
専修学校	81																														
職能開発校	69																														
大学・短大	18																														
高校	8																														
施設種類	数																														
高校	74																														
専門学校	11																														
職能開発校	9																														
その他	3																														
養成施設ごとの学科試験合格者数	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：1,195 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 1)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1,122</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>73</td></tr> <tr><td>高校</td><td>0</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	1,122	大学・短大	73	高校	0	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：16,751 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 2)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>12,819</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>2,213</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>1,513</td></tr> <tr><td>高校</td><td>206</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	12,819	職能開発校	2,213	大学・短大	1,513	高校	206	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：2,860 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 3)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>高校</td><td>2,383</td></tr> <tr><td>専門学校</td><td>160</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>301</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	高校	2,383	専門学校	160	職能開発校	301	その他	16
施設種類	合格者数																														
専修学校	1,122																														
大学・短大	73																														
高校	0																														
施設種類	合格者数																														
専修学校	12,819																														
職能開発校	2,213																														
大学・短大	1,513																														
高校	206																														
施設種類	合格者数																														
高校	2,383																														
専門学校	160																														
職能開発校	301																														
その他	16																														

## 5. 我が国の学校教育制度と 各高等教育機関の設置基準

# 各高等教育機関の法律上の位置付け

教育基本法

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(第9章)

大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

4年制大学(狭義の大学)

大学院

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

※下線部を目的とする大学院を専門職大学院とする。(同条第2項)

短期大学

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

※上記を目的とする大学は、修業年限を2年又は3年とし、短期大学と称する。(同条第2項及び第3項)

(第10章)

高等専門学校

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(第11章)


専修学校

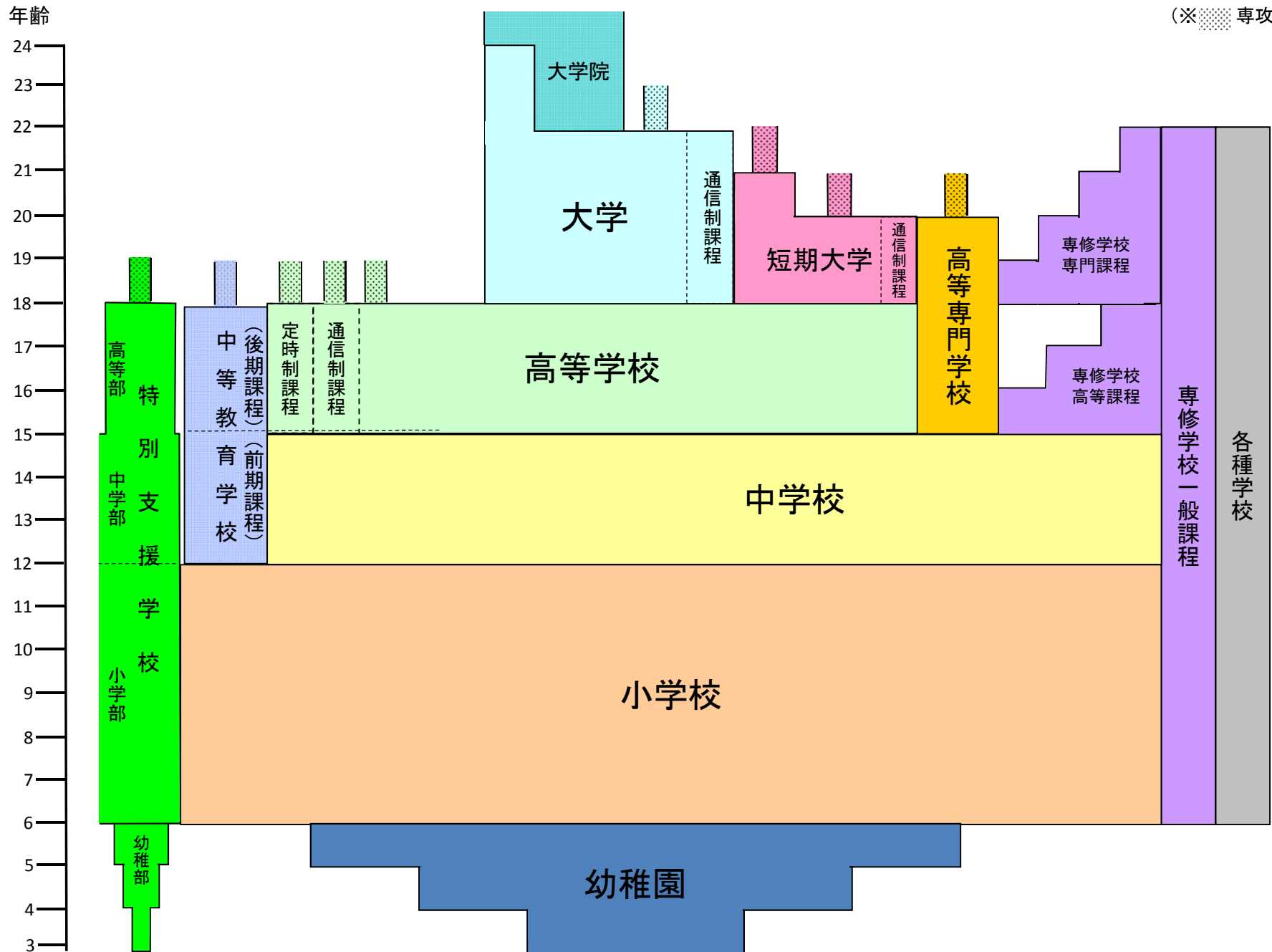
第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。  
一～三 (略)

※専門課程(高等学校卒業程度を入学資格とする課程)を置く専修学校は、専門学校と称することができる。(同法第126条第2項)

学校教育法

# 現在の日本の学校系統

(※  専攻科)







# 各学校種における設置基準等の比較

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
目的	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。	学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること。	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること。	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの
	目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。					目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	—
修業年限	・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年)  ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。	(修士課程) ・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要ある場合)  (博士課程) ・5年または3年の期間(後者は、教育研究上の必要がある場合)  ※教育研究上の必要があると認められるときは特例がある。	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)	・1年以上	・2年以上
学位・称号	【学位】 修士(専門職)等	【学位】 修士又は博士	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 準学士	【称号】 ・専門士:2年以上、 1,700時間以上等 ・高度専門士:4年以上、 3,400時間以上等	
教育課程	・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、基礎的素養を涵養するよう適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮		・体系的に教育課程を編成するものとする	・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役員等)による組織を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
単位	<p>大学設置基準の規程を準用。</p>	<p>大学設置基準の規程を準用。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。</p> <p>・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。</p> <p>・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。</p> <p>・前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。</p> <p>・専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) -一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p>	

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員組織	<p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</li> </ul>	<p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</li> </ul>	<p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</li> </ul> <p>[授業科目の担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる</li> <li>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</li> </ul>	<p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</li> </ul> <p>[授業科目の担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる</li> <li>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</li> </ul>	<p>[教員組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。</li> <li>・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。</li> <li>・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</li> <li>※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。</li> </ul>	<p>[教育上の基本組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。</li> <li>・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く</li> <li>・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない</li> <li>・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。</li> </ul> <p>※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p>	

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員資格 (主なもの)	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>※実務経験に関する要件</p> <p>専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね二割以上、教職大学院はおおむね四割以上)</p>	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関する指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていと認められる者</p> <p>五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業績を有する者</p> <p>三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</p> <p>二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <p>三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>	<p>専修学校(専門課程)の資格要件に加え、職業実践専門課程については、課程認定にあたり、以下の要件が課される。</p> <p>企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。</p>

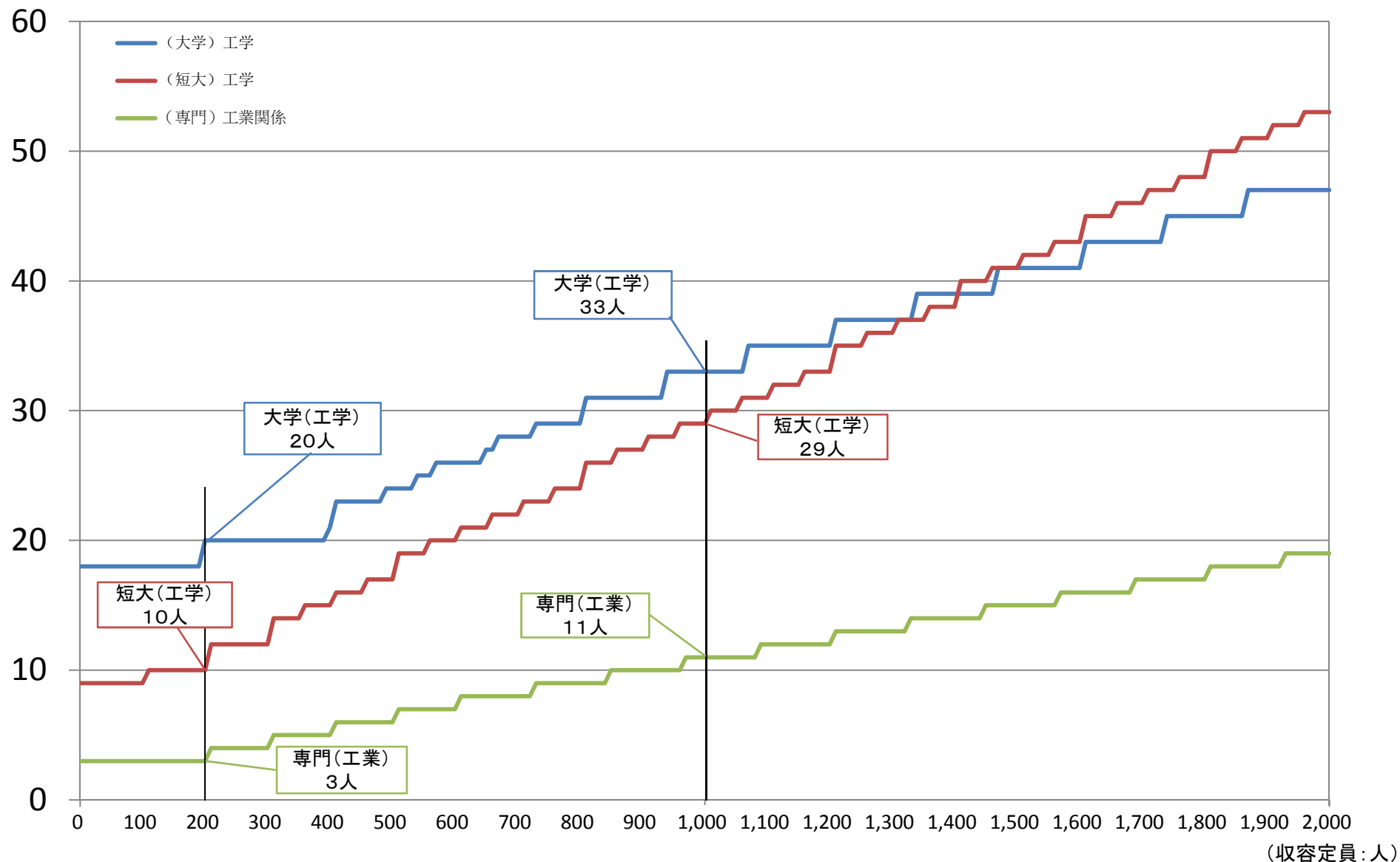
	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員数 (注1) (収容定員200人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系) ～19人(自然科学系)以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上)	15人(文学、教育学・保育学関係) ～22人(理学、工学関係) ※修士課程 ※医学、歯学、獣医学、薬学は除く。	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)～ 21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可)以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係)～11人(教育学、保育学、体育関係等)以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200人のケース)		大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地	
校舎 (収容定員200人のケース) (注2)	専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められる校地・校舎	※特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。	2,644㎡～5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。	1,900㎡～2,500㎡以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。	3,306㎡以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉)以上	
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の 設備	△ (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められるものとする)	△ (大学院には、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。また、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるとともに、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。)		○		△ (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。)	

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。  
(注2)短期大学については、入学定員100人のケース。高等専門学校については、入学定員40人のケース。

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
自己評価・ 第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価(義務)</li> <li>・認証評価(機関別)(義務)</li> <li>・認証評価(分野別)(義務)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価(義務)</li> <li>・認証評価(機関別)(義務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価(義務)</li> <li>・学校関係者評価(努力義務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等が参加する学校関係者評価も義務。</li> </ul>
所轄庁	文部科学大臣					都道府県知事(国公立を除く)	(文部科学大臣認定)
学校数	122校	623校	781校	352校	57校	2,814校	673校
設置認可	文部科学大臣による設置認可					都道府県知事による設置認可 (国公立を除く)	文部科学大臣 認定
設置者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・学校法人</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・経営に必要な経済的基礎を有すること</li> <li>・設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること</li> <li>・設置者が社会的信望を有すること</li> </ul>	

# 大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(工学・工業関係)

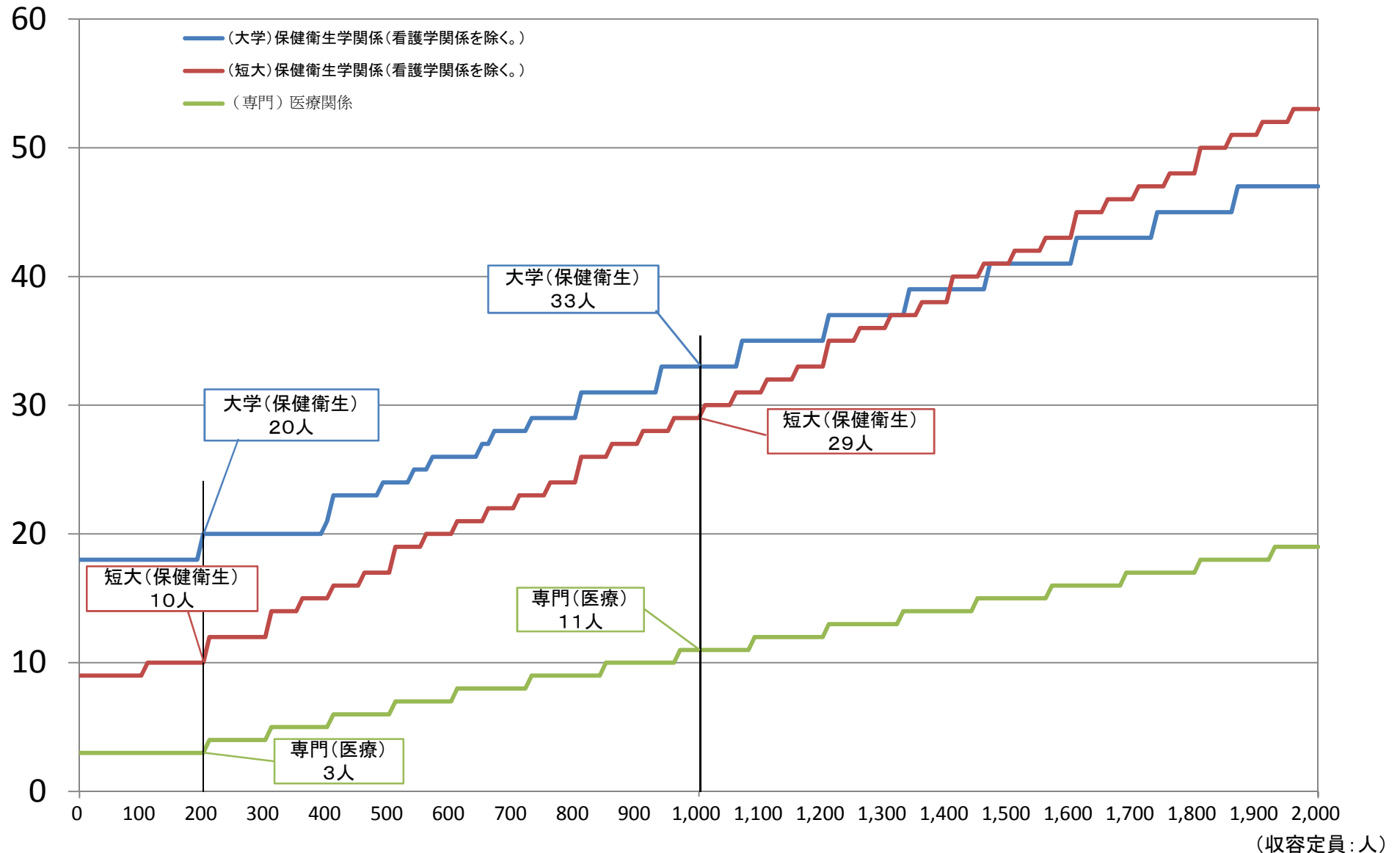
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

# 大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

(専任教員数:人)

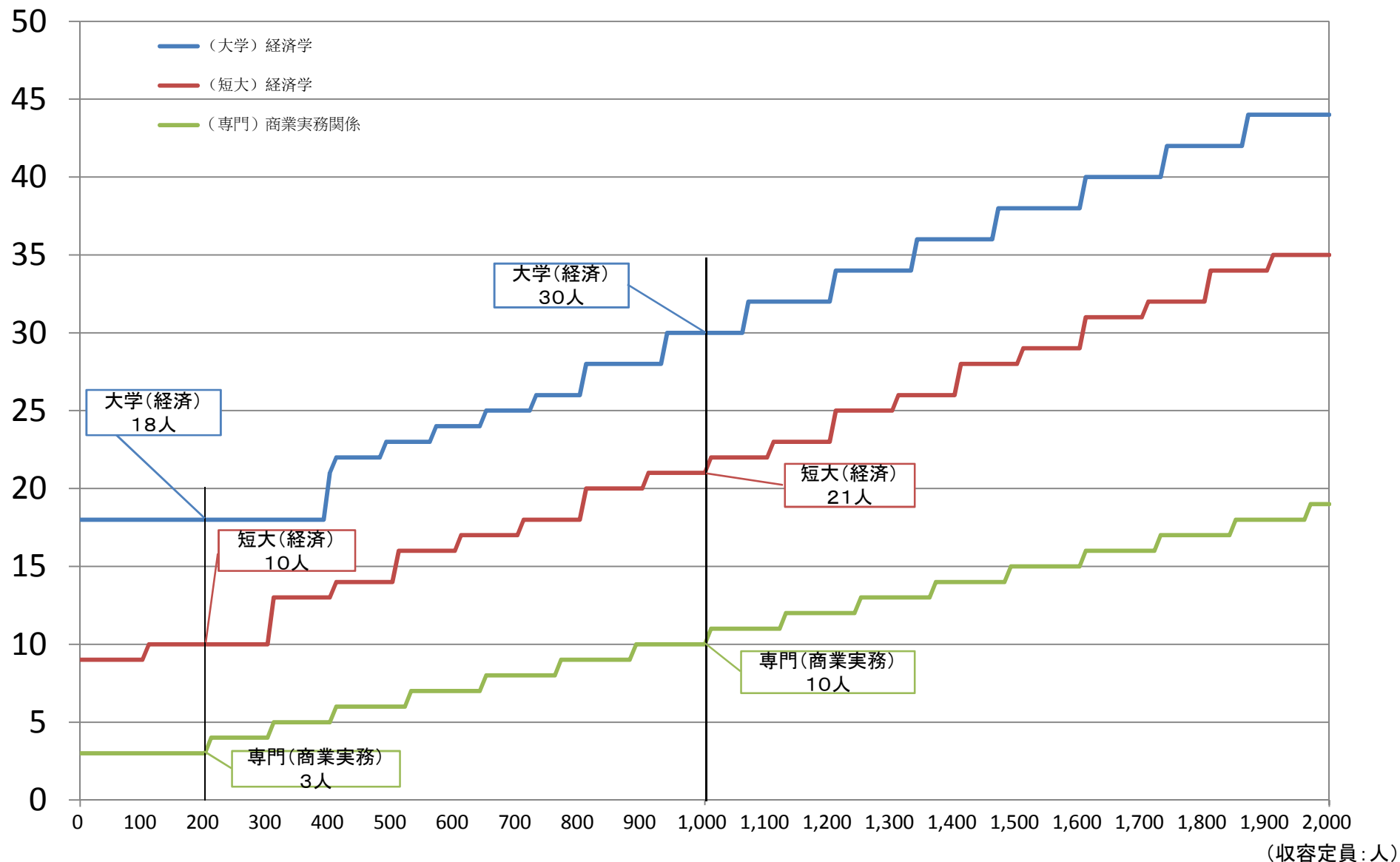


※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※短大については入学定員の2倍の数値を收容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を收容定員として計算。



# 大学・短大・専門学校に必要な専任教員数比較(経済学・商業実務)

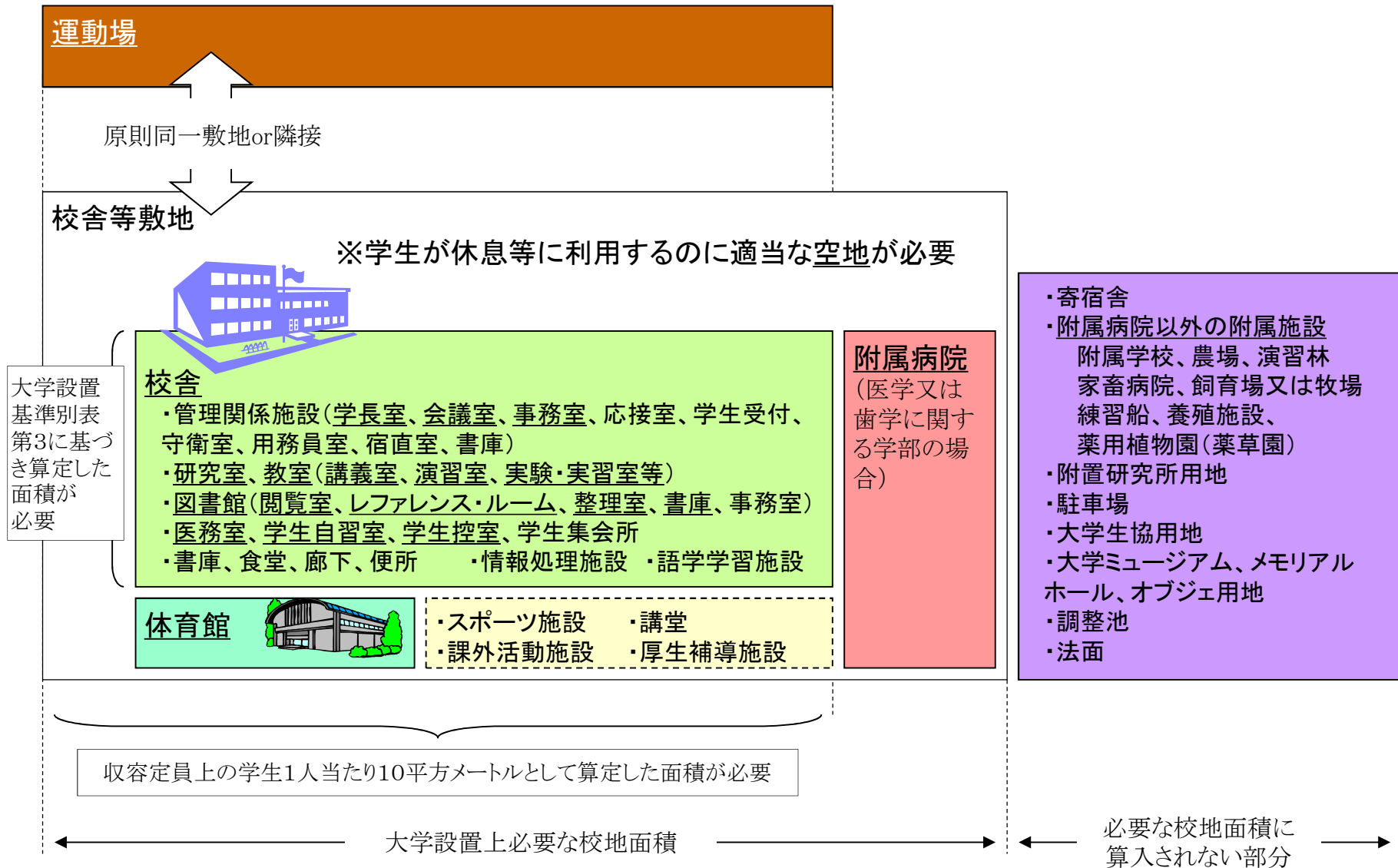
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

# 大学設置基準上のキャンパスの考え方(イメージ)

※下線を引いた施設は、必置ないし原則設置



# 大学・短期大学・専門学校に必要な施設・設備

◎;必置/目的に応じ必置・確保    ○;一定の要件に該当する場合を除き必置/原則として設置    △;なるべく設置/設置に努力

		大学院		大学	短大	専門学校	
			独立大学院				
敷地	校地	—	—	◎ 収容定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 学生定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 校舎等の保有に 必要な面積	
	運動場	—	—	○	○	△	
校舎等施設・設備	学長室、会議室、事務室	—	○	○	○	◎ 教員室、事務室 等を備える	
	研究室	○	◎	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	△	
	教室(講義室、演習室、実習室等)	○	◎	◎ 必要な種類と数を備える	◎ 必要な種類と数を備える	◎	
	図書館・図書室	教育上の必要な資料	◎	◎	◎	◎	—
		情報の処理・提供システム	—	—	△	△	—
		閲覧室、レファレンスルーム、 整理室、書庫等	—	—	◎	◎	—
	医務室(保健室)	—	○	○	○	△	
	学生自習室、学生控室	—	○	○	○	△	
	情報処理及び語学の学習のための施設	—	—	△	△	—	
	その他	体育館	—	—	○	○	—
体育館以外のスポーツ施設/講堂/寄宿舍、 課外活動施設その他の厚生補導施設	—	—	—	△	△	—	
附属施設 附属学校【教員養成】、附属病院【医学又は歯学】、 農場【農学】など	—	—	—	(◎) 学部・学科の種類に 応じて必置	(◎) 教育研究上必要な 場合は設置	(◎) 目的に応じ 設置	

・教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

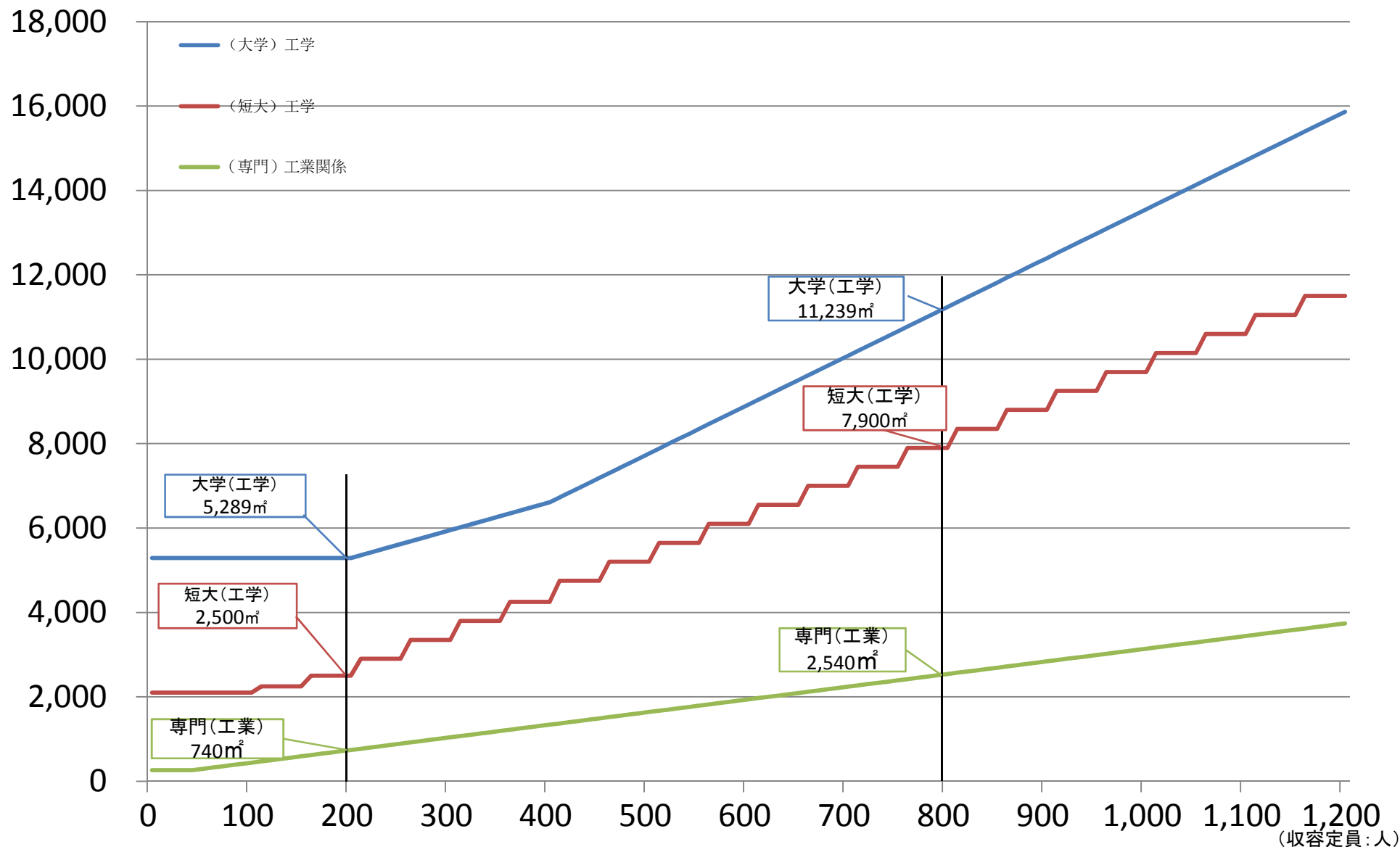
・十分な教育上の配慮を行った上、連携する研究所等の施設及び設備を共用することができる。

・教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

・特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

# 大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(工学・工業)

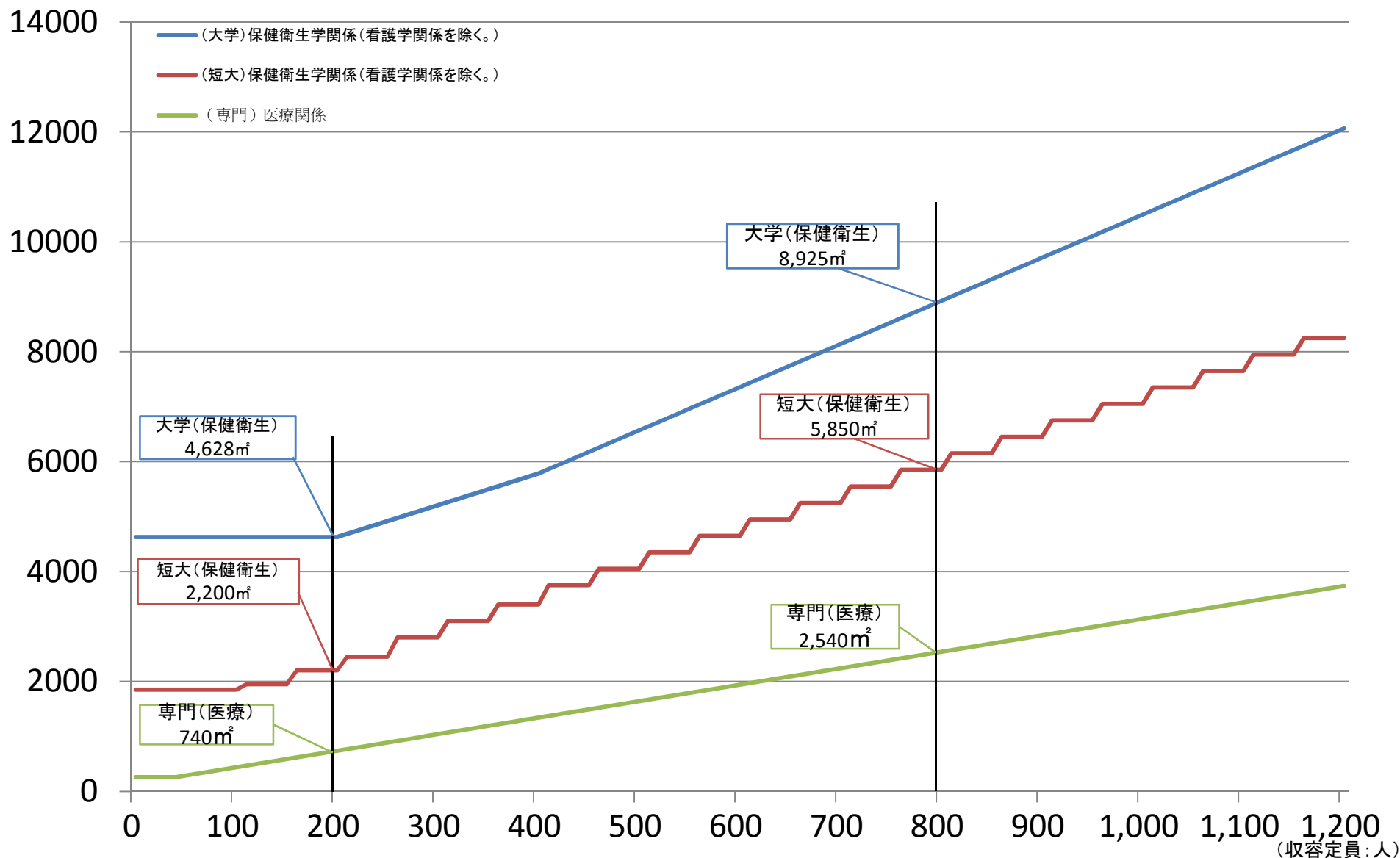
(基準校舎面積: m<sup>2</sup>)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

# 大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

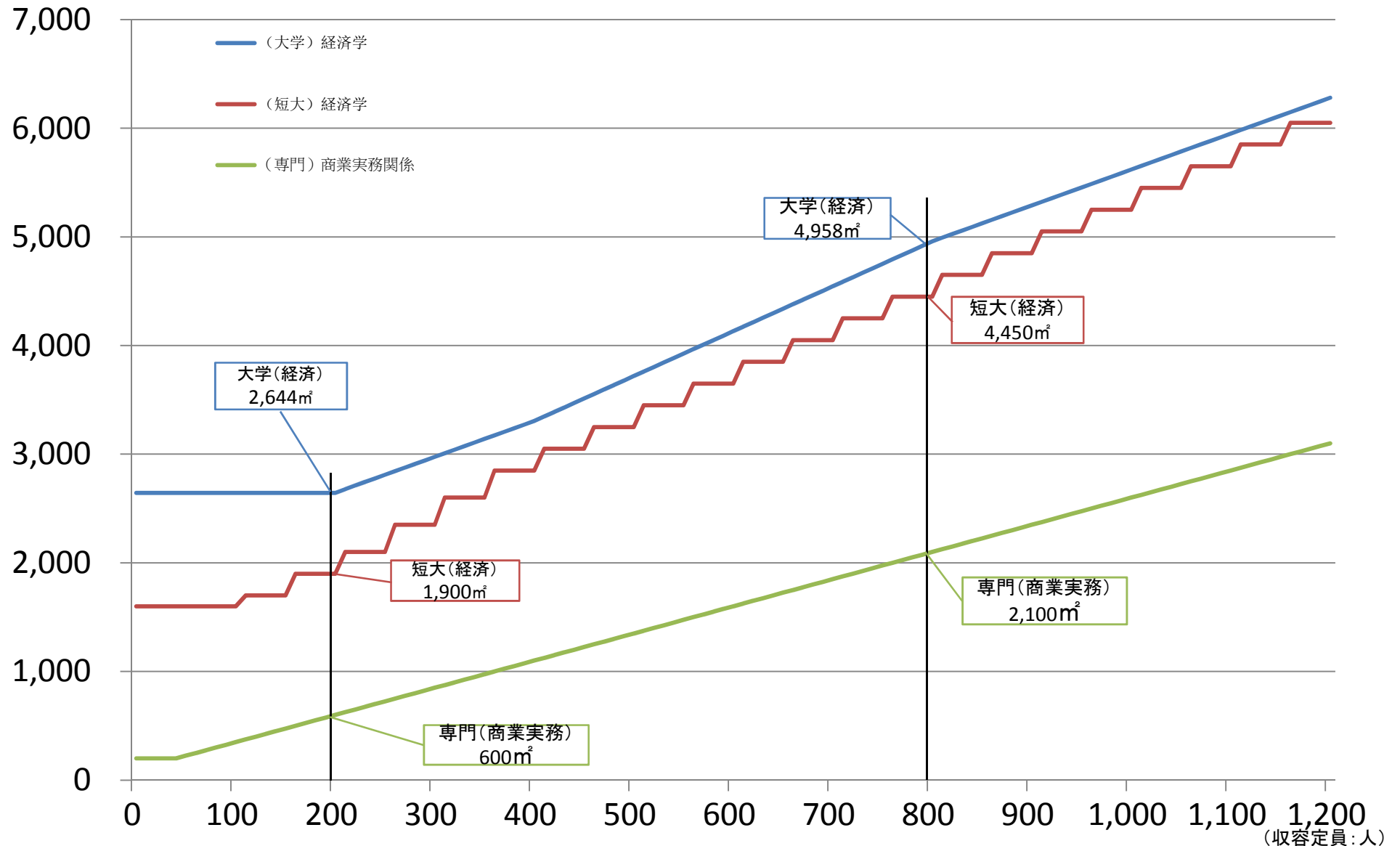
(基準校舎面積: m<sup>2</sup>)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

# 大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(経済学・商業実務)

(基準校舎面積: m<sup>2</sup>)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。  
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

## 複数の高等教育機関における学修成果の積上げに関連する現行制度(大学関係)

### ○修業年限の通算(学校教育法第88条)

大学の学生以外の者として、一の大学において一定の単位を修得した者が、当該大学に入学する場合、修得した単位数等を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

### ○単位互換(大学設置基準第28条)

他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### ○他の大学・短大での既修単位の読替え、大学等以外の教育施設等における学修の単位認定(大学設置基準第29・30条)

入学前に修得した大学・短期大学の単位を、当該大学の単位とみなすこと、その他文部科学大臣が定める学修(入学前に行ったものを含む。)[専攻科、専門学校等における学修など])に対し、当該大学の単位を与えることができる。ただし、単位互換において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### ○編入学(学校教育法第108条第7項等)

短期大学や高等専門学校、一部の専門学校を卒業した者は大学に編入学することができる。なお、大学を卒業した者についても、同様に大学の課程の途中から入学することが可能(学士入学)。

### ○履修証明(学校教育法第105条)

大学は、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して修了の事実を証する証明書を交付することができる。

### ○科目等履修(大学設置基準第31条)

大学は、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。

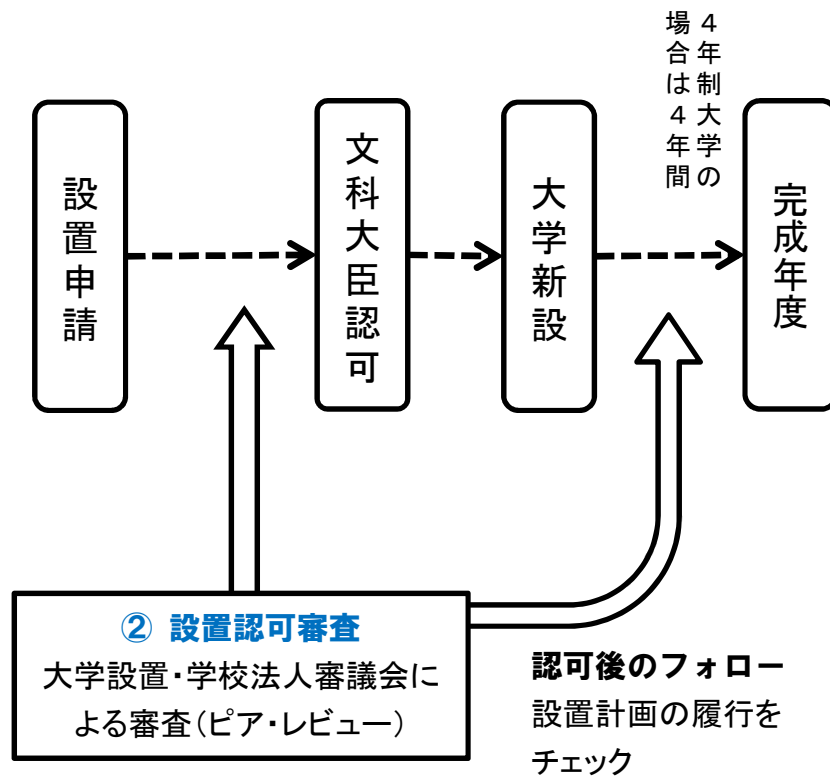


## 6. 大学等の質保証の仕組み

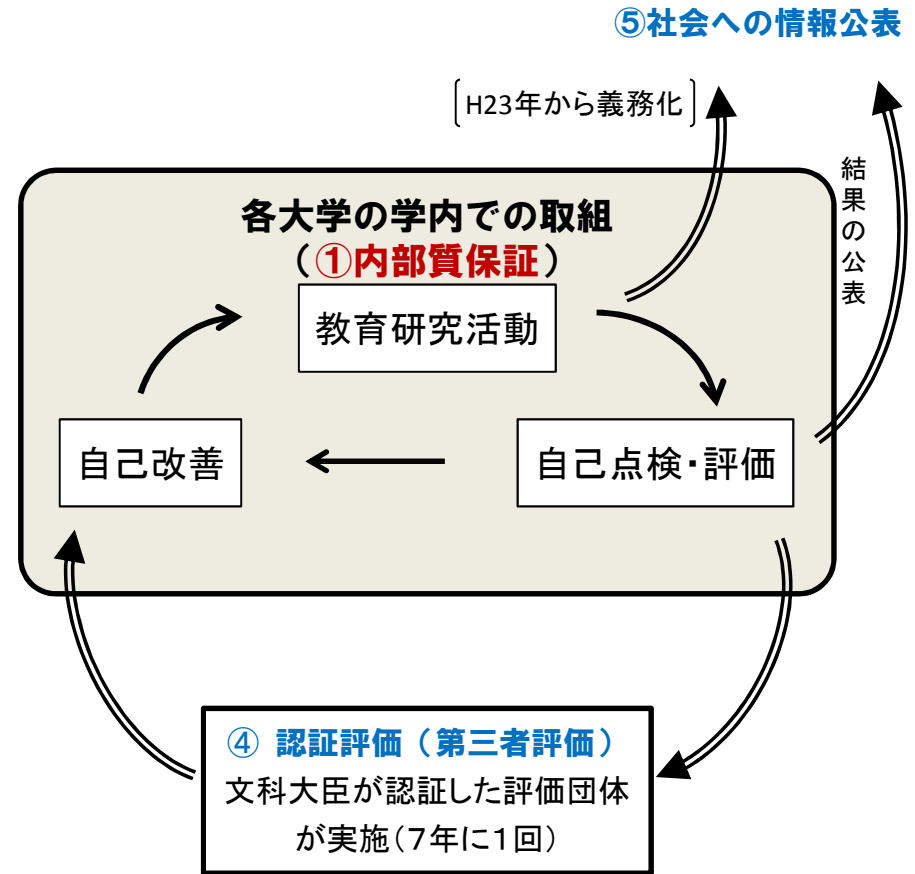


# 我が国の大学の質保証のイメージ図

## 【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



## 【恒常的な質保証】



## ③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 大学における情報公開

## ○教育情報の公表(学校教育法第113条関係)

### 学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ○財務関係書類等の公開(私立学校法第47条関係)

### 私立学校法

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

## ○自己点検評価結果及び認証評価結果の公表(学校教育法第109条及び第110条関係)

### 学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②～④ 略

第110条 ①～③ 略

④ 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤、⑥ 略

### 学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

第171条 学校教育法第百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

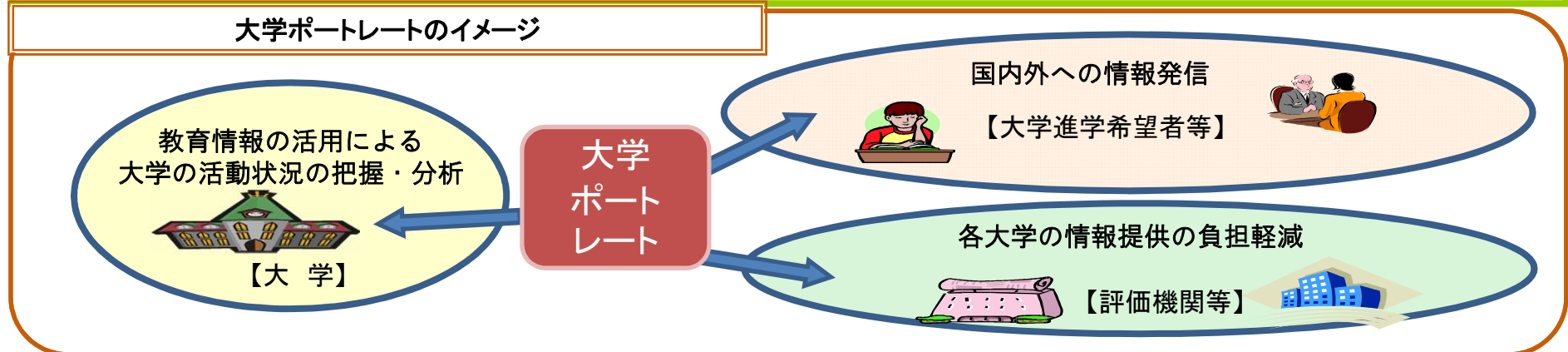
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

## 大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

# 大学等の認証評価について①

大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることとする制度が導入されている（平成16年4月施行）

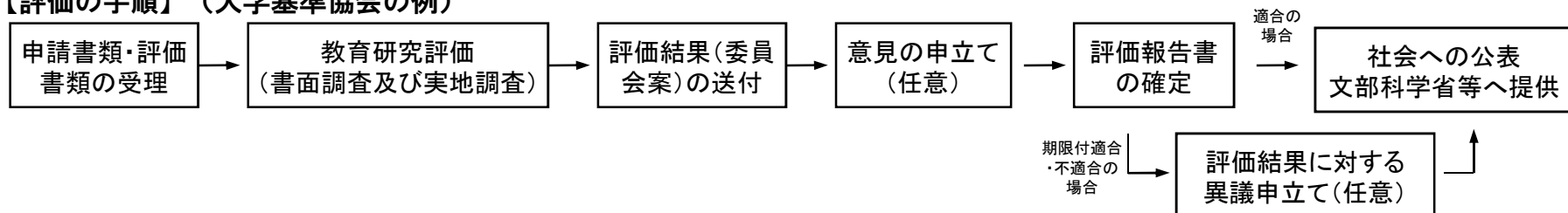
## ①大学等の総合的な状況の評価（機関別認証評価）

- ・7年以内ごとに、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価を実施。
- ・大学等は、複数の認証評価機関の中から機関を選択。各認証評価機関の定める評価基準に従い評価を実施。

### 【各認証評価機関の評価基準の項目】

<p>&lt;大学基準協会&gt; 10の基準の下に、45項目の「点検・評価項目」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理念・目的</li> <li>2 教育研究組織</li> <li>3 教員・教員組織</li> <li>4 教育内容・方法・成果</li> <li>5 学生の受け入れ</li> <li>6 学生支援</li> <li>7 教育研究等環境</li> <li>8 社会連携・社会貢献</li> <li>9 管理運営・財務</li> <li>10 内部質保証</li> </ol>	<p>&lt;大学評価・学位授与機構&gt; 10の基準の下に、81項目の「基本的な観点」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学の目的</li> <li>2 教育研究組織</li> <li>3 教員及び教育支援者</li> <li>4 学生の受入</li> <li>5 教育内容及び方法</li> <li>6 学習成果</li> <li>7 施設・設備及び学生支援</li> <li>8 教育の内部質保証システム</li> <li>9 財務基盤及び管理運営</li> <li>10 教育情報等の公表</li> </ol>	<p>&lt;日本高等教育評価機構&gt; 4の基準の下に、22項目の「基準項目」を設定。基準項目ごとに「評価の視点」(51項目)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使命・目的等</li> <li>2 学修と教授</li> <li>3 経営・管理と財務</li> <li>4 自己点検・評価</li> </ol>	<p>&lt;短期大学基準協会&gt; 4の基準の下に、12の「テーマ」を設定。テーマの下に「区分」を29区分設定し、区分ごとに「自己点検・評価のための観点」(72観点)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建学の精神と教育の効果</li> <li>2 教育課程と学生支援</li> <li>3 教育資源と財的資源</li> <li>4 リーダーシップとガバナンス</li> </ol>
---	--	--	--

### 【評価の手順】（大学基準協会の例）



## 大学等の認証評価について②

### ②専門職大学院の評価（専門分野別認証評価）

・専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごと）

分野	機関
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団
	独立行政法人 大学評価・学位授与機構
	公益財団法人大学基準協会
経営（経営管理、 技術経営、ファイナ ンス、経営情報）	一般社団法人ABEST21
会計	特定非営利活動法人 国際会計教育協会
経営（経営管理、 会計、技術経営、 ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会
知的財産	一般社団法人ABEST21
	公益財団法人大学基準協会
助産	一般財団法人日本助産評価機構

分野	機関
臨床心理	公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会
教員養成（教職大学院、 学校教育）	一般社団法人教員養成評価機構
公共政策	公益財団法人大学基準協会
情報、創造技術、組込 技術、原子力	一般財団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）
ファッション・ビジネス	公益財団法人 日本高等教育評価機構
ビューティビジネス	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
環境・造園	公益財団法人日本造園学会

# 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

○細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第4条第2項)

## 7. 諸外国の教育制度

# 諸外国において学位授与を行う高等教育機関

	アメリカ		イギリス			ドイツ		フィンランド	
	4年制大学	2年制大学 (コミュニティカレッジ)	旧大学	新大学 (旧ポリテクニク)	継続教育 カレッジ	総合大学	専門大学 (Fachhochschule)	大学	専門大学 (AMK)
学位 【国内表記】	○ bachelor	○ associate degree (※)	○ bachelor	○ bachelor	○ foundation degree(※)	○ bachelor	○ bachelor	○ bachelor	○ bachelor 【Ammattikorkeakoulututkinto】
職業系機関の導入年		1800年代		1992年	2007年に学位授与権(※)		1968年		1996年
修業年限	4年	標準2年	3年	3年	2年(※)	3～3.5年	3～3.5年	3年	標準3年
機関の目的への 「研究」の位置づけ	○	× (教育のみ)	○	○	× (教育のみ)	○	○ 応用的	○	○ 応用研究
学位授与の審査権	大学評議会 (より強い)	大学評議会	セネト	学務委員会	一定の自律的な組織	学部評議会	学部評議会	学部レベルの 組織	学部レベルの 組織
	Academic Senate	Academic Senate	Senate	Academic Board				教授、教職員、学生 で構成	教授、教職員、学生 で構成
大学院の設置	○	×	○	○	×	○	修士課程のみ	○	専門修士課程のみ

※米国の一部のコミュニティカレッジでは、2000年代に入り、地域の4年制大学で学位が授与されていない学問領域が存在している場合に限り、bachelorを授与する取組(コミュニティカレッジ・バカロレア)がある(この場合、Associate degreeは付与されない)。

※英国の継続教育カレッジは、国の審査によりfoundation degreeの授与権を得ることができる。授与権を有しないカレッジは、大学と連携してfoundation degreeの課程を開設することができる。なお、2015年現在、教育学位(bachelorを含む)の認可を得ることも可能となっている。

	フランス		韓国		<参考> 日本		
	大学 学士課程	職業リサンス課程	大学	専門大学	大学	短期大学	高等専門学校
学位 【国内表記】	○ Bachelor 【Licence】	○ Bachelor 【Licence】 (Licence Professionnelle の免状を併せて授与)	○ Bachelor 【学士】	○ Associate Degree 【専門学士】/ Bachelor【学士】	○ Bachelor 【学士】	○ associate degree 【短期大学士】	×(称号) associate 【準学士】
職業系機関の導入年		2000年度に課程を導入		1979年(※)		1964(S39)年	1961(S36)年
修業年限	3年	1年※ (DUT、BTSなど2年の 課程修了後に編入学)	4年	専門学士は2～3年 学士は計4年(※)	4年	2年又は3年	5年
機関の目的への 「研究」の位置づけ	○		○	○	○	○	×
学位授与の審査権	審査委員会(学長が委員を任命)		教授会	教授会	教授会	教授会	—
大学院の設置	○		○	×	○	×	×

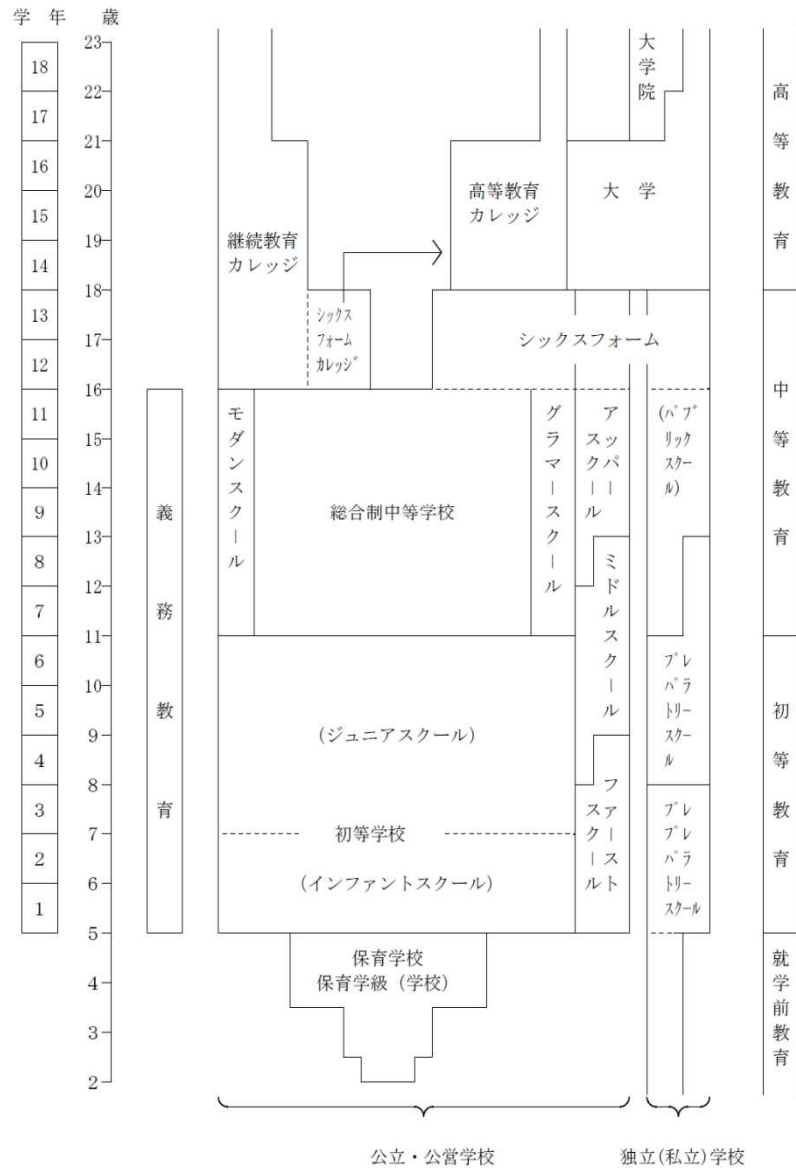
※フランスの職業リサンス(licence professionnelle)課程は、大学技術教育免状(DUT)や中級技術者資格(BTS)など2年間の高等教育段階での学修を修了した学生を対象とした1年間の職業志向の課程(2000年度より導入)。課程修了者は職業リサンス(国家免状)を取得し、学士の学位が授与される。

※韓国の専門大学では、専門学士課程(2年or3年課程)修了者にアソシエイト相当の専門学士を、専門学士課程修了後に進学する専攻深化課程(3年の専門学士課程修了者は1年課程、2年の専門学士課程修了者は2年課程)の修了者に学士の学位を授与(専攻深化課程は2008年に導入)。

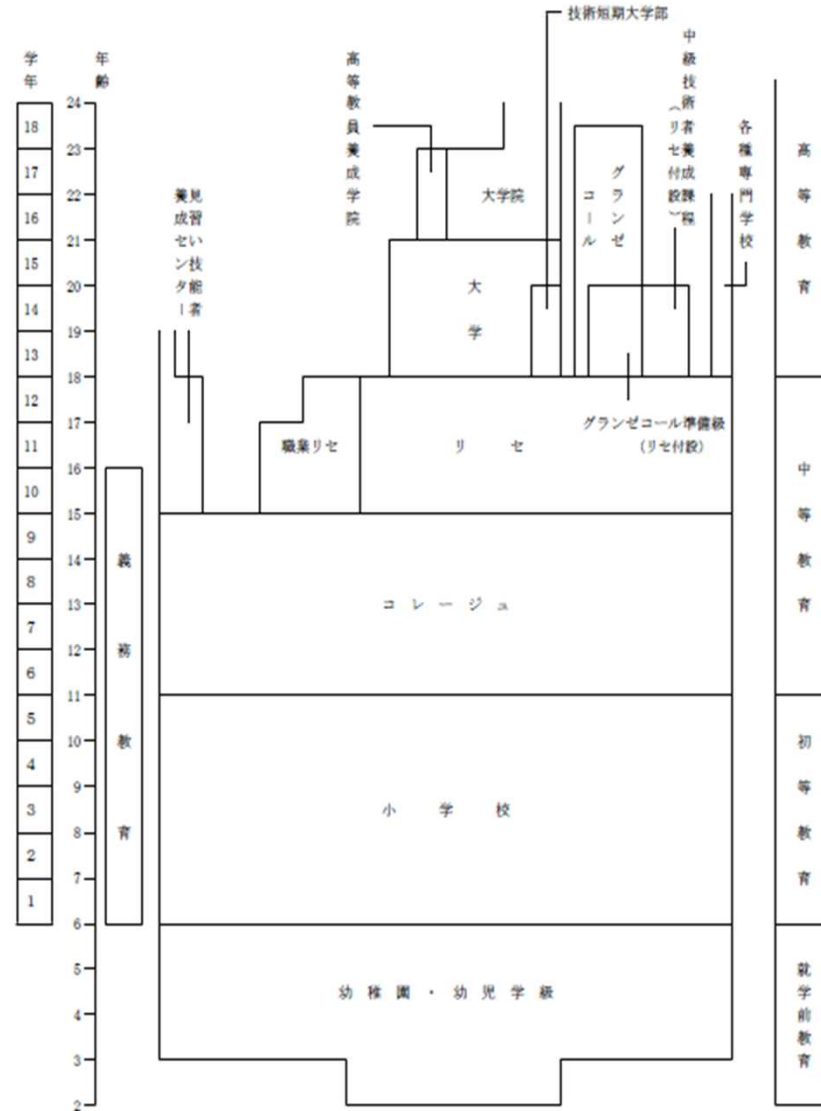


# 諸外国の学校系統図①

イギリスの学校系統図

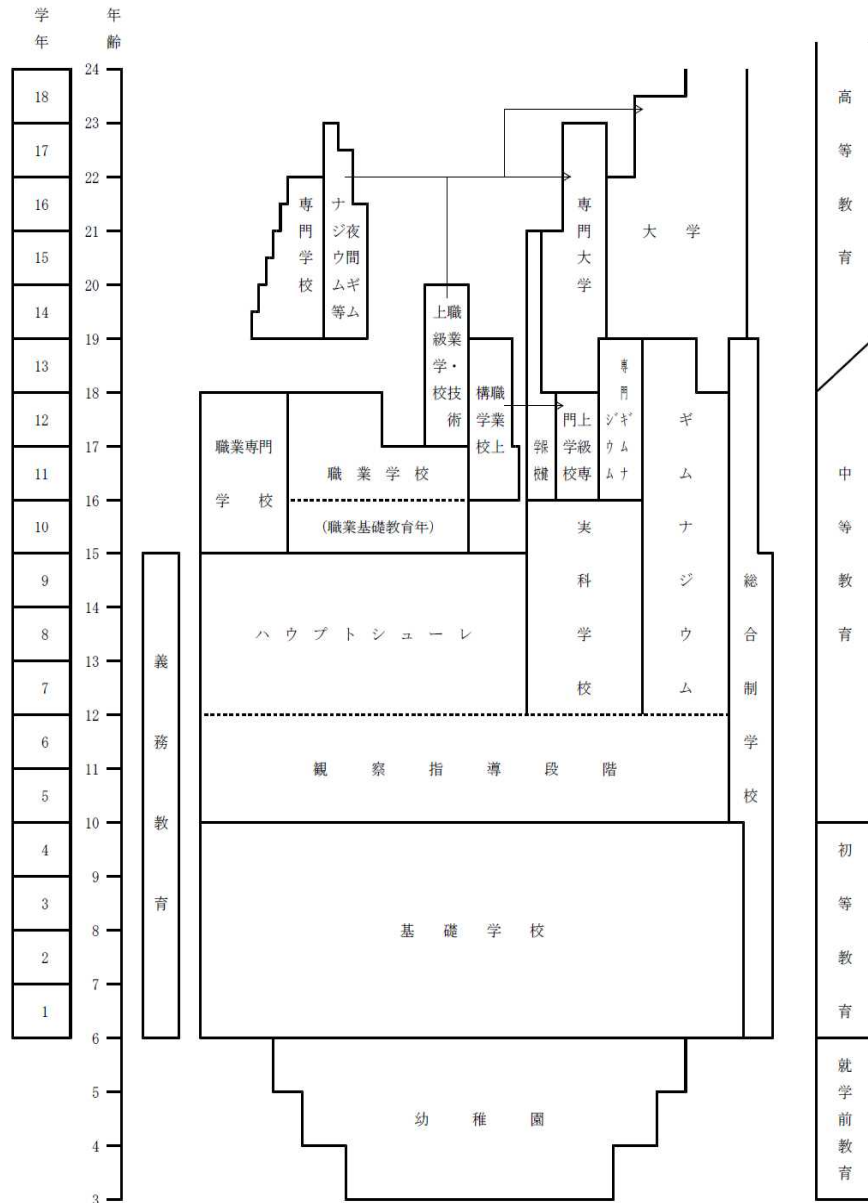


フランスの学校系統図

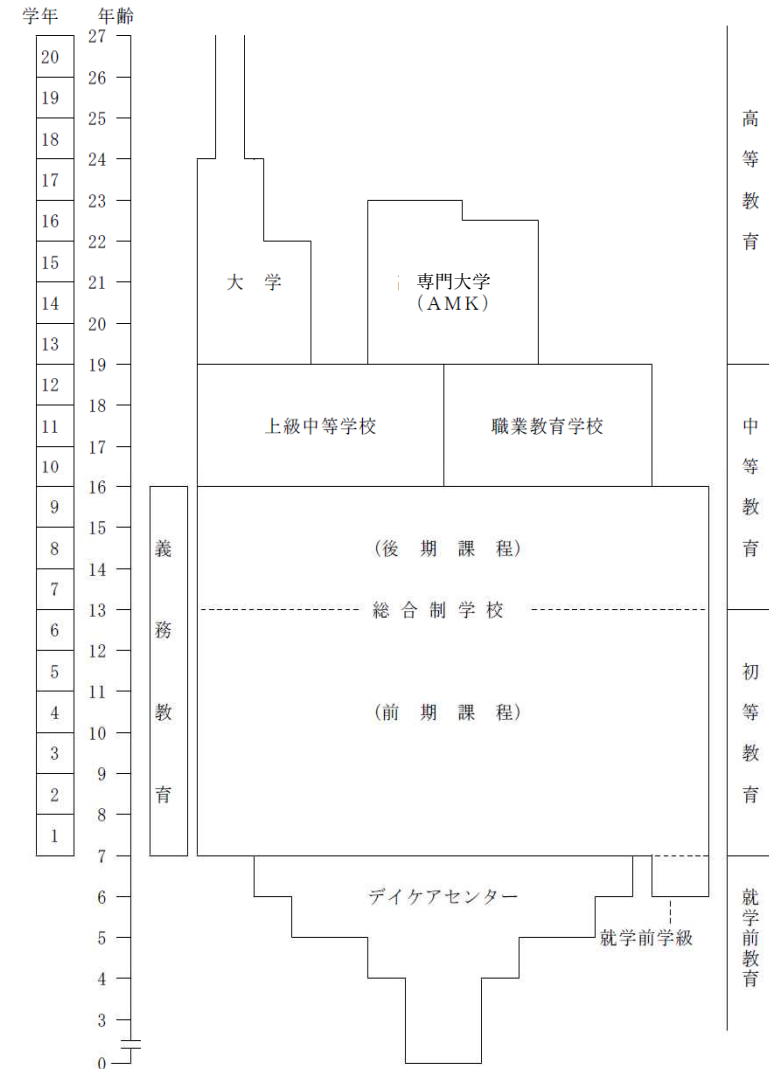


# 諸外国の学校系統図②

ドイツの学校系統図

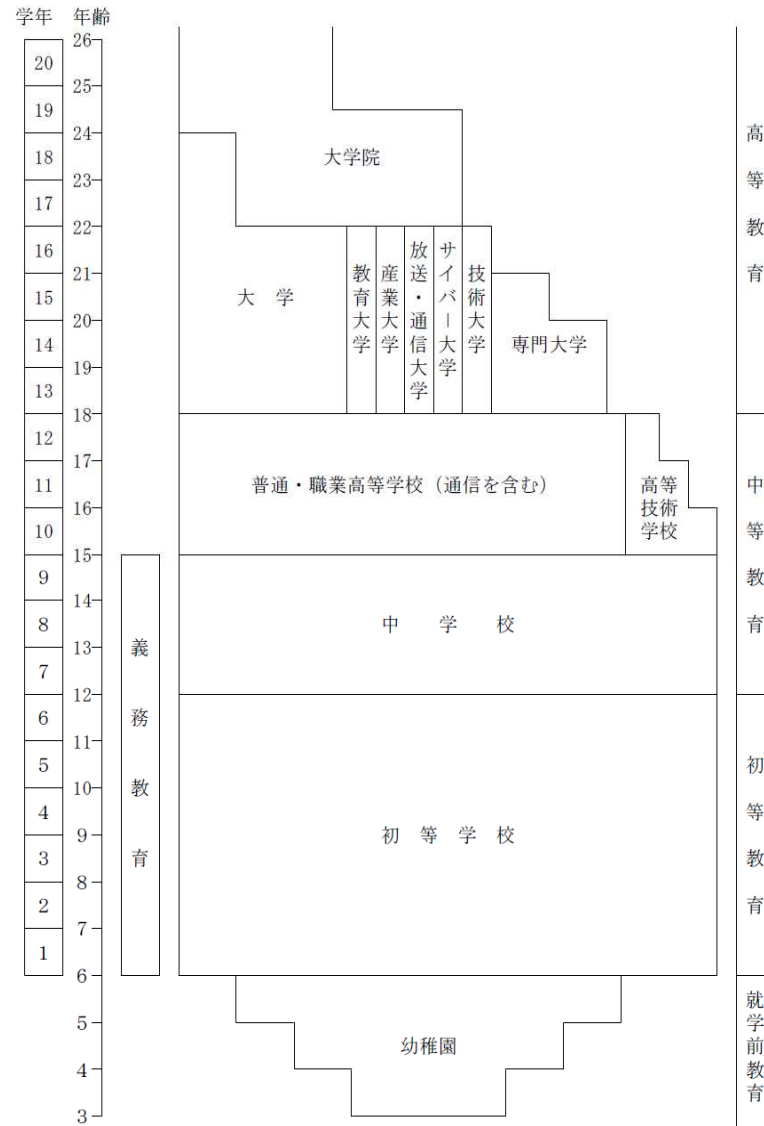


フィンランドの学校系統図

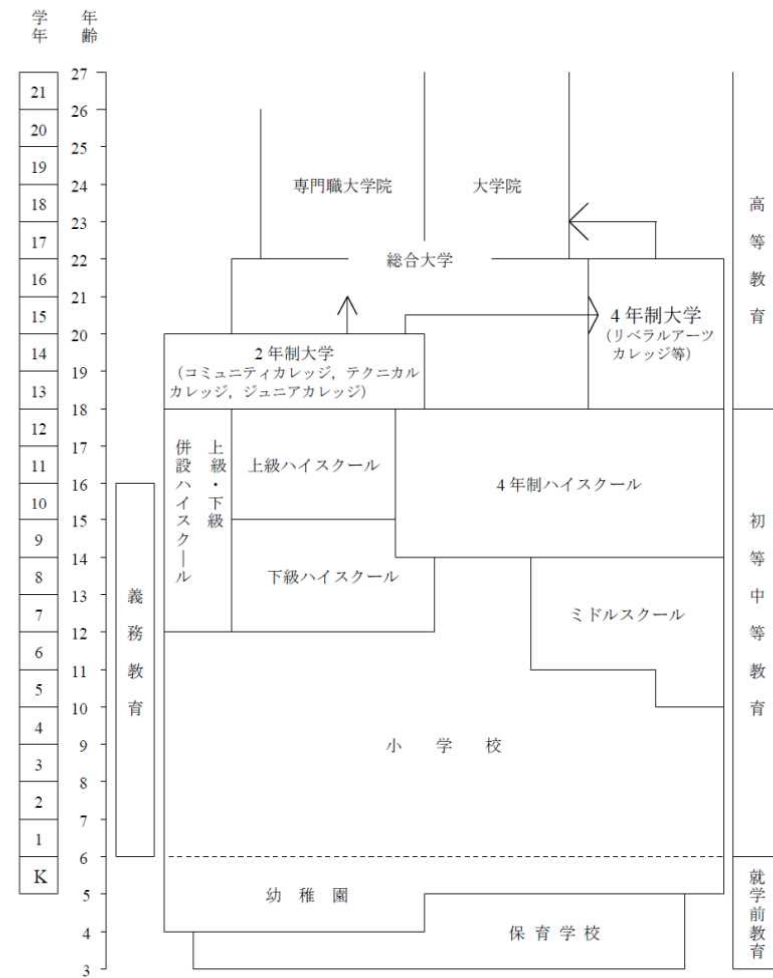


# 諸外国の学校系統図③

韓国の学校系統図



アメリカ合衆国の学校系統図



(義務教育年限は州によって異なる。また、学校制度も州あるいは学区によって異なるため、図では、代表的な制度として、5-3-4制、6-3(2)-3(4)制、8-4制、6-6制を示した)

# 国際教育標準分類(ISCED\*)における高等教育プログラム (準学士・学士・修士レベル相当)の分類

※学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野(普通または職業プログラム)ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。  
ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。

ISCED 1997	ISCED 2011
<p><b>level 5A: 大学型高等教育</b></p> <p>主として理論中心・研究準備型プログラムで、<b>上級研究学位プログラムへ進学</b>したり、医学や歯学、建築学といった<b>高い技術を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を修得</b>できるようになっている。通算教育年数は、理論上の期間では<b>フルタイム就学で3年以上</b>となっているが、一般的には<b>4年以上</b>であることが多い。</p>	<p><b>Level 7( academic(74), professional(75)) → 修士又は同等レベル</b></p> <p>高度な学問的及び(又は)専門職的な知識、技能及び諸能力を提供し、<b>第二学位(second degree)又は同等資格に導く</b>ために設計されており、主として理論中心のプログラムであるが、実体を伴う基礎的研究要素も含まれる。通算教育年数は、一般的には、<b>フルタイム就学で1~4年</b>である。医学部、歯学部などの4年を超えるプログラムもここに含まれる。</p>
<p><b>Level 5B: 非大学型高等教育</b></p> <p>通常、大学型高等教育よりも修業年限が短く、<b>就職に直接結びつく、実践的、技術的な学習内容や職業技能を中心とする</b>。通算教育年数は、<b>フルタイム就学で2年以上</b>である。</p>	<p><b>Level 6( academic(64), professional(65)) → 学士又は同等レベル</b></p> <p>中程度の学問的及び(又は)専門的な知識、技能及び諸能力を提供し、<b>第一学位(first degree)又は同等資格に導く</b>ために設計されており、主として理論中心のプログラムである。通算教育年数は、一般的には、<b>フルタイム就学で3~4年</b>である。</p>
	<p><b>Level 5( general edu(54), vocational edu(55)) → 短期高等教育</b></p> <p>専門的な知識、技能及び諸能力を提供するために設計されており、一般的には、<b>就職に直接結びつく、実践中心で、職業技能を中心とする</b>。通算教育年数は、<b>フルタイム就学で最低2年</b>であり、一般的には3年未満であることが多い。</p>

## 8. 中央教育審議会における これまでの議論

## 我が国の高等教育の将来像(平成17年中教審答申(抜粋))

### 第2章 新時代における高等教育の全体像

#### 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、
- ③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、
- ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点、
- ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

## 《高等教育におけるキャリア教育・職業教育関係》

### 1. 課題と基本的な考え方

#### (1) 課題

- ・ 高等教育進学率は約8割に達し、多くの若者にとって、社会に出る直前の教育段階。社会・職業への移行を見据えた教育の改善・充実
- ・ 実践的な職業教育の充実や生涯学習ニーズを含む多様なニーズへの対応

#### (2) 基本的な考え方

##### [キャリア教育]

- ・ **自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に必要な能力や態度を、専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく**
- ・ キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的な教育の展開
- ・ 体験的な学習活動の効果的な活用

##### [職業教育]

- ・ **自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開**
- ・ 各教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実
- ・ 産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力の共有と、職業に必要な能力を育成する教育の充実

### 2. 各高等教育機関における推進の主なポイント

#### 大学・短期大学

- ・ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備(設置基準改正。平成23年度から実施)を踏まえた取組の実施
- ・ 各大学・短期大学の機能別分化の下、養成する人材像・能力を明確化した職業教育の充実、実践的な教育の展開
- ・ 生涯学習ニーズ等への対応

#### 高等専門学校

- ・ 発達の段階に応じたきめ細かいキャリア教育の段階的实施
- ・ 専攻科の位置付けの明確化と大学院接続の円滑化の検討
- ・ 専攻科所定単位取得者に対する学位授与の円滑化の検討

#### 専門学校

- ・ 早期から十分な職業理解や目的意識を持たせた上での一人一人のキャリア形成支援
- ・ 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

### 3. 職業実践的な教育に特化した枠組み

①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用を念頭に今後詳細に検討

企業等と密接な連携を図り、最新の実務の知識・経験を教育内容・方法に反映

- 〈教育課程〉 企業等との連携による編成・改善
- 〈授業方法〉 演習型授業(実験・実習・実技等)を多く実施
- 〈教員資格〉 実務卓越性を重視

## 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要)) ②

### 【大学・短期大学】

#### (1) 現状

- 「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」(教育基本法第7条)のために、教養教育と専門教育があいまって全人格的な発展の基礎を築くことを目的とし、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等に重要な役割。
- 進学率が55%を超え、学生の多様化、職業人養成の観点から求められる機能も多様化。学生の出口管理が厳しく求められる中、各大学・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化、専門分野と職業とのかわりを踏まえた職業教育の質の確保が課題。
- 専門分野と職業とのかわりは、分野(工学、保健、家政、芸術等)によっては、結びつきが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定。一方、人文科学や社会科学等の分野では、結び付きは必ずしも強くない。
- 企業等と連携した実践的な教育の展開は、職業意識・能力の形成を目的とした教育は、9割が実施。一方、授業科目として位置付けられているインターンシップの体験者の割合は1割以下、実験・実習・演習は、単位数で2割以下。
- 生涯学習ニーズ等への対応については、高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析あり。
- 特に短期大学については、実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深くつながった教育が展開されているが、資格等取得に必要な知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の修得が必要。

#### (2) 今後

- 重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確し、職業教育の質の更なる向上を図ることが重要。
- 企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開を期待。企業等との対話により、養成する人材像・能力の明確化、教育内容や人材交流の在り方等を検討等。
- 履修証明制度による教育プログラムの提供や、社会人の学習ニーズに応じた大学院の設置など、生涯学習ニーズにこたえていくことも重要な役割。



## 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要)) ③

### 【高等専門学校】

#### (1) 現状

- 「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」(学校教育法第115条)を目的。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行っている」と評価。
- 現在、56の高等専門学校に、卒業後更に2年間の教育を行う専攻科が設置されており、計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、本科の卒業生の約18%が進学。
- また、近年、技術の進歩を背景に、本科から専攻科への進学や大学への編入学、専攻科修了者の大学院への進学が増加。
- さらに、現在、本科卒業後、大学評価・学位授与機構が認定した専攻科において所定の単位を修得した者で、大学評価・学位授与機構の審査を経て合格と判定された者に学士の学位が授与。
- 「高等専門学校教育の充実についてーものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指してー」(平成20年中教審答申)では、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなど、経済・社会の環境の変化に対応した教育の展開の必要性等を提言。

#### (2) 今後

- 5年一貫の本科を基本としつつ、地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等が求められる。
- 高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、地域や産業のニーズを踏まえ、その教育の一層の高度化を推進していくことが望まれる。また、高等専門学校における職業教育の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、大学院との接続の円滑化について、課題の整理と具体的な方策を検討することが必要。
- 学生の能力をよりの確に把握し、専攻科における学生の主体的な学習活動を一層充実させる観点から、専攻科における学修の成果に基づいて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、運用の改善を図ることが必要。

## 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要)) ④

### 【専門学校】

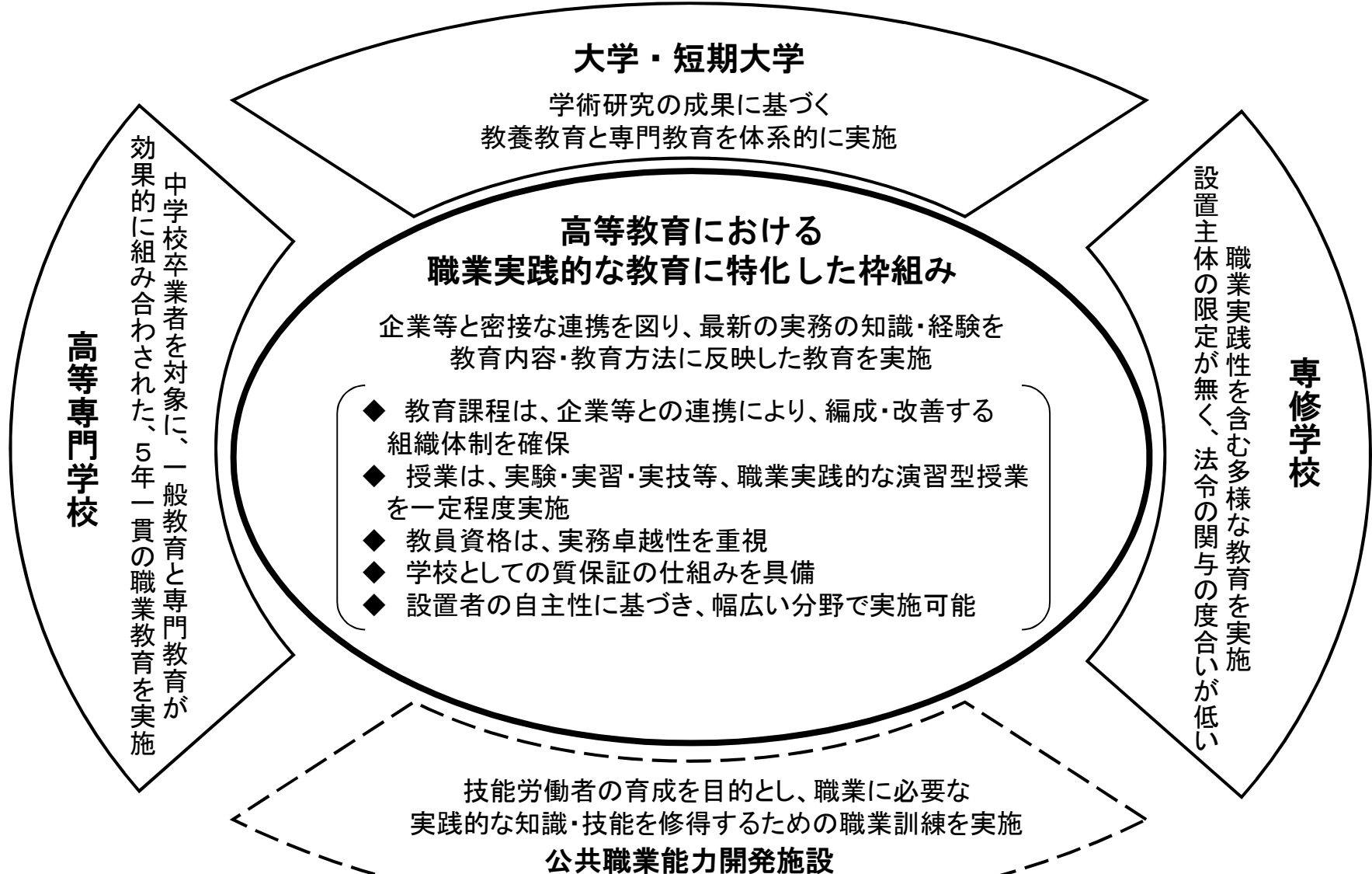
#### (1) 現状

- 「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」(学校教育法第124条)を目的としており、柔軟な制度的特性をいかしつつ、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、実際的な知識や技能を育成。
- 専門学校には、現在、高等学校卒業者の約2割が進学し、企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容等、職業と関連した実践的な知識・技能の修得を重視した教育を実施。教員も、約半数が10年以上の実務経験を有するなど、実務知識・経験を重視。
- 専門学校の卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることなど、その専門性が採用時に評価。

#### (2) 今後

- 問題解決力、応用力等を求める企業等の声にどのようにこたえるかが課題。
- 企業内教育・訓練の変化や、職業人に求められる知識・技能の高度化、産業構造の変化等の中で職業・業種の変更を迫られるケースの増加等に伴い、就業者の職業能力の向上や離職者の学び直しなど、社会人の学習ニーズに対する積極的な対応が一層必要。
- 経済・社会の変化を受けた新たな人材需要等にも柔軟に対応していくよう、例えば、業界団体との連携による教育プログラムの開発等における先導的な取組を支援・推進していくことなどが重要。
- 質の改善・充実を図ることは特に重要であり、複数校の連携によるファカルティ・ディベロップメントや企業等との連携による教員の資質向上等の取組を行う組織体制の整備など、質の向上に向けた専門学校自身による自主的な取組を支援・促進していくことが必要。また、教育活動の評価への取組を促進するよう、評価の仕組みの整備等を進めること等が必要。
- 柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘があるため、このような取扱いに関し、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要性について検討が必要。

## 高等教育における「職業実践的な教育に特化した枠組み」と他の教育・職業訓練機関との特徴比較(イメージ)



### 教育

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。(教育基本法第1条)

### 公共職業訓練

国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、…職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6)

# 「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年中教審答申)

## 1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

## 2. 主な内容

### 【現状・課題】

#### (1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

#### (2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

#### (3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

#### (4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

### 【改善方策の例】

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

#### 〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解(文化、社会、自然等)
2. 汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等)
3. 態度・志向性(自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等)
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

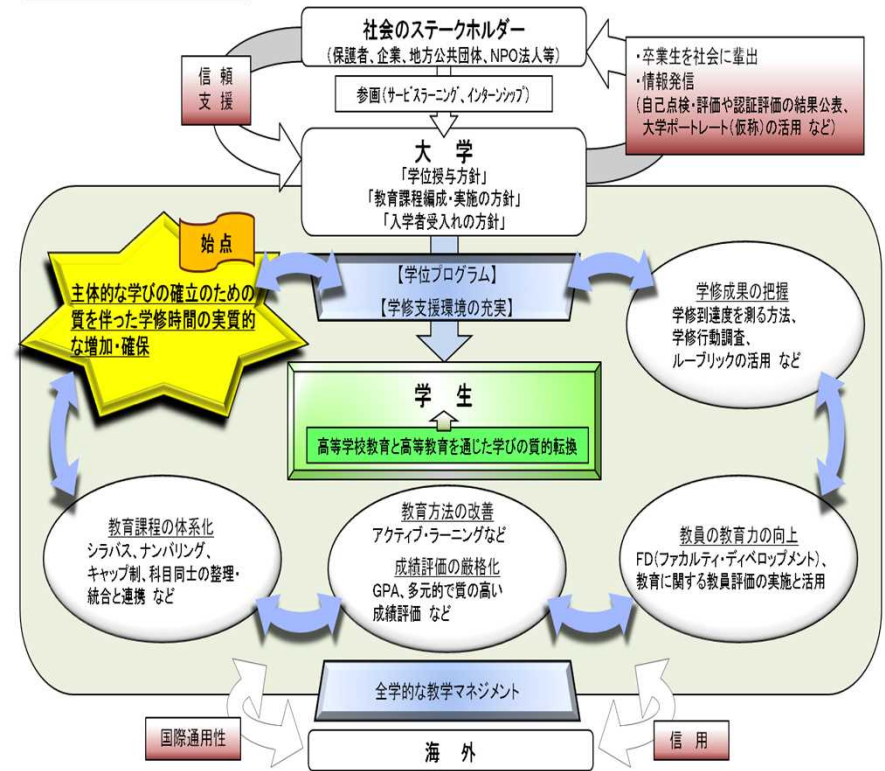
新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～  
 (平成24年8月28日 中央教育審議会答申)

◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。

学士課程教育の質的転換

- 主体的な学修時間の増加・確保を始点とした、学士課程教育の質的転換のための好循環を作り出すことが必要。
- 教員中心の授業科目の編成から組織的・体系的な教育課程への転換が必要。



今後の具体的な改革方策

大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、
  - ・体系的な教育課程(P)
  - ・教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D)
  - ・アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)の活用による学生の学習成果、教員の教育活動等の評価(C)
  - ・教育課程や教育方法等の更なる改善(A)
 という改革サイクルを確立する。

協力 支援

大学支援組織

- FDやIRの専門家の養成
- 大学情報の積極的発信の促進
- 学修成果の把握の具体的方策の研究・開発
- 大学評価の改善

文部科学省等

- 基盤的経費や補助金等の配分を通じた改革サイクル確立の支援
- FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究
- 学生に対する経済的支援や公財政措置の充実

地域社会・企業等

- 学士課程教育への参画(インターンシップ、社会体験活動等)や学生に対する経済的支援の充実等の連携・協力
- 地域社会の核である大学との連携や積極的活用
- 就職活動の早期化・長期化の是正

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」(平成26年中教審答申より)

## 大学入学者選抜改革の全体像 (イメージ)

※「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

